

注釋

なるへし、又此本のたくひにも少々異本ありて、所々かはりありといへども、多本を見合せて、中によるしきを用ひ侍し、  
 此草紙に、中古に季經の抄一冊ありと聞傳へ侍れど、いまた見侍らす、只多年此草紙をよみて、心に會する事あれば、食をも忘れてかきくはへおき侍し、禁中の事ともは、延喜式、西宮抄、北山抄、又此双紙より後の書ながら、其事のたよりあれば、江次第禁祕抄、雲圖抄、二條大閤御所の年中行事の歌合の註、一條禪閣御所の公事根源などをかつかへ、官位の事は、官位令、職原抄、百寮訓要抄などをかつかへ、家々所々は、順和名集、拾芥抄に勘へ、名所は歌枕等ありといへど、此草紙をよく沙汰せさせ給へる故に、八雲御抄をとり分て用侍り、彼耄及愚翁の勸物にもらせる人々の官考系圖傳などは、公卿補任、大系圖、榮花物語、大鏡、作者部類等にておきなへり、引歌は、萬葉集、古今六帖、三代集よりこのかた代々の撰集、家々の集等に勘へ、神社は、日本紀、三代實錄、延喜式など、卜部の家説等を引ましへ、佛のうへは、その經々をかつかへ、古語は漢家の諸書にかつかへ、古詩は文選文集のたくひ、菅家文章、本朝文粹、朗詠集など用ふといへど、猶我朝の詩文には疑はしきを闕事おほし、

此國詩集數多は見侍ねは也、衣服の色々は、飴抄、桃花藥葉など、河海抄、花鳥餘情などの類、やまと詞の品々は、源氏伊勢物語の諸抄を證とし、土佐日記、大和物語、狹衣、宇治拾遺、古今著聞、江談、おちくほ等の古物語、其外多年見し所の歌書の中にて、この双紙の便りとすへきを用ひ註して、偏に門人の學のためとし侍

〔安齋雜考〕

下

枕草紙作者

略

上

惣して此の草紙異本多し、季經の抄め

頼元抄  
 閑院本  
 大炊殿本  
 幼名なき子

されし本は、章段も餘程多し、季經抄は十卷傳はれども、頼元の抄は十四卷といふ内、纔かに四卷残り傳はれり、又閑院本とて、抄もなき本一本傳はれり、又大炊殿本と傳はれり、いつれも章段いさゝか違へる事あり、予校合し置きたるを一々註しそへ置く也、閑院本には、心ゆく物の條に、人に見すまじとおもひとりたる枕の文をみたるこそ心ゆく物なれと侍り、是らや枕草紙といふへき證文なるへき、  
○中 幼名をなき子と申したる事、女房名寄二條兼良に見えたり、

〔類聚名物考〕

日記

女史

書籍部四

清少納言記

今思ふに、清少納言

か書るものを、すなはち清少納言といふなり、すてに禁祕御抄には、清少



義山雜纂  
ヲ摸倣ス

源氏物語  
ヲ補作ス

クモル藤  
氏物語

納言か記とあそはせり、つねにはその記を略ていふなり、または枕草紙といふは、後世の人の云ひ出せし事なり、言塵集に、古歌とて有るは、この書の事にはあらし、ことには書は古へはみな卷物なり、とち本は後の物なるをも思ふへし、この書のさまは、唐の義山雜箋（註）といふ書の體にならへり、されど諸抄にその事をのせず、見し人もなきにや、義山は李商隱か別號にて、晩唐の徳宗の朝の比の人なり、白樂天、元慎（稱）など、時を同くせり、今の書は闕殘し物歟、すこしはかり有り、又明の陳繼縉か作の書に枕談といふ有り、續説郛第廿一のうちに有り、

〔大乘院寺社雜事記〕

六十 文明十年七月廿八日、小雨

一 光源氏物語予近日披見之、略中

清少納言之作加卷々名、

櫻人 巢守 八幡 さしくし 花見 嵯峨野上下

〔吉野吉水院樂書〕

一 紫式部藤為泉式部、上東門院女房、清少納言同時ノ人ハヒカル源氏ノ

答ニ、クモル藤氏ト云物語ヲツクリテ、源氏ニ事外ニヲトリタリケレハ

皆焼テケリ、サテ其後枕草子ヲハツクリケリ、

〔訂正 考古畫譜〕

七部 清少納言繪詞 一卷 書畫筆者未詳、或云、畫逸詞存、

補、圖畫一覽上卷云、清少納言繪詞一卷、續群書類從に收む、畫不存、松島日

記と云々、

〔松島日記〕

○圖書 察本

右三卷之日記、號松島日記、畫圖者土佐守光俊、蒙仁治皇帝之勅製之、今借道（四條）

朝親王之御本寫之畢、

往年杜東武、與越岫和尚交話之次、及倭書之事、出一卷示余曰、是清少納言之所撰、松島記者也、披開之、則文章艷雅、和歌幽玄、誠非清氏之筆力、則所不能及也、膽寫之、藏巾笥矣、因念古書記錄之類、祕而不傳世、而亡滅者多有焉、不啻空作者之功、且告後人之規範、其罪不爲不少、於是憤然有公天下之志、偏示衆人、一友請彫梓、余許諾、因其始末以跋云爾、

正德乙未年初秋日

讚陽微夫珊樂

〔訂正 考古畫譜〕

十部 松島日記 三卷 畫圖品目云、畫光俊、清少納言繪詞

補、與書云、右三卷之日記、號松島日記、繪圖者土佐光俊、蒙仁治皇帝之勅畫

長保二年十二月十六日

清少納言  
繪詞  
松島日記

同日記繪



長保二年十二月十六日

一四〇

之、今借道朝親王之御本寫之畢、躬行按するに、玉かつまに、○中略、下と識されたる、是もさるたくひのものどそおほゆる、但光（主）佐守光俊所見なし、

〔松島日記〕

○内閣文庫本

（奥卷）右三卷之日記、號松島日記、畫圖者土佐守光俊、蒙仁治皇帝之勅制畫之、今借道朝親王之御本寫之畢、

此松島日記は、清少納言か書けるなり、かの少納言は、一條院の皇后（定子）のおまへにつかへまゐらせし事は、かの枕草子に見ゆ、老て尼になりし事は、古事談にも見えたれど、其後おほつかなかりしに、此日記を見れば、後に下野守あきたゝか女なる尼のさそひしにより、都を出て、みちのおくにくたり、都島（松カ）にてかの尼にめぐり逢て、其庵に共に住けり、此日記の末に、老おとろへよはりにたるさま見えたれば、ふたゝひ都に立かへりえすして、そにて終りにけるならむかし、わかゝりしほどは、はなやかにほこりかなるふるまいなど、枕草子に書けるには引かへて、此日記に書けるさまは、いと心ほそうわひしけにかなしう見ゆめり、此日記世にもたる人まれなり、た

松島ニ下  
向ストノ  
説

まゝ藤原政光かおさめし本をこひうつして、はこのそこにかくしつ、

天明四年甲辰二月十五日

伊勢平藏貞丈書

〔玉かつま〕

二

松島の日記といふ物

清少納言か年老て後に、おくの松

島に下りける道の日記とて、やかて松しまの日記と名つけたる物一冊あり、めつらしくおほえて見けるには、はやくいみしき僞書にて、むけにつたなく見どころなき物なり、さるはちかきほど古學をする者の作れる口つきとぞ聞えたる、すへて近き年ころは、さるいつはりふみをつくり出るたくひのことに多かる、えうなきさすひにおほくのいとまをいれ、心をもくたきて、よの人をまとはさんとするは、いかなるたふれ心にかあらむ、よく見る人の見るには、まこといつはりはいとよく見えわかれて、いちしるけれど、さはかりなる人は、いとゞまれにして、えしも見わかぬものゝみ世にはおほかれは、むけの僞ふみにもあさむかれて、たふとみもてはやすなるは、いとゞかたはらいたくかなしきわさなり、近きころは、世中にめつらしき書をえうするともから多きを、めつらしきはまことの物ならぬかおほきを、さる心して、よくえらふへきわさをかし、菅原大臣のかき給へり

長保二年十二月十六日

一四一

松島日記  
ハ僞書ナ  
リ



といふ須磨の記といふ物などは、やゝよにひろこりて、たれもまことと思ひためる。これはたいみしき偽書なるをや、かゝるたくひ敷しらすおほし、なすらへて心すへし、

〔雍州府志〕

八古蹟門上

清少納言宅地

墓

中御門與春日通之間、萬里小路西南有清少納言所住之跡、今爲民家、清少納言墓、在阿波國撫養郡里蜚村、

〔京童〕

一 誓願寺

又云、清原のもとすけのむすめ清少納言も、このころにはふむり侍る、されども時うつり事さり、あごとふゆかりもまれなるにや、この墓所しる人なし、當寺のゑんきに清信女とある、これすなはち清少納言なり、

阿波ノ蜚墓

〔阿波志〕

二陵墓

蜚墓、在里浦里浦舊或稱長里、允恭紀所謂長邑是也、土人以可聽、種富方則嘗以爲男狹磯墓、不爲所據、

讃岐象頭山ノ古墳

〔閑田耕筆〕

一

讃岐象頭山の鐘樓の傍に石の誌有て、清少納言の古墳と傳ふ、いつの比とかや、此墳を他に移さんとせしに、金光院といふ坊の住侶の夢に、一婦人來りて、うつゝなきあとのしるしを誰にかはとはれんなれ

鏡峯ノ墓

とありてしもかなと唱ふとみてさめぬ、さてはまことに清女の墓なるへしとおもひて、もとのまゝにさし置たりとぞ、又同國白鳥といふ所日本武社、化し給ふ故事によると、その鏡か峯といふにも、京の女郎といふ墓有て、清女なりといへともたしかならず、又阿波の里の海士にも、清女入水せるを埋めたるといふ墓あれども、ます／＼信しかたしとなん、又世に松島の記といふ寫本ありて、清女おちふれて後、みちのくへさすらへて書れしといへども、さしたる證もみえず、筆のさまはよきものなれども、別の官女にや尼になりさまよひし由なり、これはいくたりもあるへきことにて、例せば世に海道記といふ書作者しれざるか、貞應二年とみゆるを長明と誤り傳へ、又仁治三年源親行紀行或は交光行をも、印行の本に長明と記せる類成へし、おのれおもふに、讃岐には清女の所縁ある歟、象頭山より一里餘の所にて、道隆寺といふ寺に古墓ありて、道隆親王と札をたてたり、親王は必誤にて、中關白道隆公なるへし、此寺の造立の主故に、即寺の號に呼ならん、此關白の莊園この國にありて、其御女定子皇后に仕へまつりし清女なれば、皇后かくれさせ給ひ、關白の御系も衰給ひて後、清女も此ゆかりにつきて、

道隆寺



長保二年十二月十六日

一四四

近江ノ清塚

此國にさすらへけんはことわり成へし、

〔一話一言〕

四十

清少納言の塚附猿の歌

近江の國に清塚といへるありける、所のものともよそに掘移してんとしける、其夜里の賤しき者の夢に、うへの女房とおほしきか、紅のきぬしとけなく著なして、短冊を前に置ぬ、下郎のこゝろにも、どかくして覺へたりけん、さめて後かるつけて見れば、

現なき跡のしるしをたれにかも問れしもかな忘れられもせず

とありければ、人々に見せけるに、あやしく侍れば、よすかもとめて、公卿に申侍るに、是は少納言の塚のよし衆議ありて、其儘におき給ひて、あとなどよく弔ひけるとなり、これはやつかれくすしのせんたち加藤氏のしれる人、塚のほとりの里におなしく住て見聞し事の由かたり給ひぬと中神氏の雜記に見へたり、

○清少納言、藤原實方ニ和歌ヲ贈ルコト、正曆四年十一月十五日、長徳元年正月十三日、同四年十二月是月ノ條ニ、藤原信經來訪ノコト、長徳四年正月二十五日ノ條ニ、源宣方ヲ難ズルコト、同年十月十二日ノ條

ニ、源成信ヲ憎ムコト等、長保三年二月四日ノ條ニ、使者ニ與フル祿ニツキテ、平惟仲ニ問フコト、寛弘二年三月十四日ノ條ニ、源方弘ノ舉動ヲ嘲ルコト、長和四年六月二十二日ノ條ニ、藤原行成ヲ恨ミテ對面セザルコト等、萬壽四年十二月四日ノ條ニ、橘則光來訪ノコト等、長元七年是歲ノ條ニ、藤原齊信ト交ヲ絶ツコト等、同八年三月二十三日ノ條ニ、藤原公任、消息ヲ清少納言ニ遣スコト等、長久二年正月一日ノ條ニ見ユ、以下、御形宣旨ノ事蹟ニカ、ル、

〔清少納言枕草子〕

○上圖書寮本

女は みあれのせしのうへに、五すんは

かりなる殿上わらはのいとをかしけなるをつくりて、みつらゆひさうそくなさうるはしくして、なかに名かきてたてまつらせ給けるを、ともあきらのおほきみといひたりけるを、いみしうこそけうせさせ給けれ、

〔勅撰作者部類〕

部女之

御形宣旨

新古今集

旅、一、雜上、一、

新勅撰集、戀、四、玉

葉集、雜、三、

〔御形宣旨集〕

○圖書寮本

永仁五年三月廿九日、於西山菊房寫了、

承念

長保二年十二月十六日

一四五

家集

歌什

皇太后

名ケ

らの大

君

さあき

ノ事蹟

御形宣旨

人形ヲ皇

后ニ奉ル

給フ



鞍馬ニ詣  
市原野ヲ  
過グ

長保二年十二月十六日

一四六

〔御形宣旨集〕

○圖書  
察本

神無月の廿日（舟）に、ことひき歌たてまつらんとて侍

けるに、人くるまをもとめわつらひて、いははらの野中よりまかりけるに、おもひける事ども、

まされらんこともしらねはいちはらのひとつ道にもゆくこゝろかな

ゆめにみてまうつるなりけり、

ゆめちよりたつねしかともくらふ山行さきみえぬものかこそみる

やまにみるまゝに、そらくらかりて時雨ぬ、

くらまとその（采）りをこへぬるやまちかくしくるゝそらの名（名）にこそありけれ

まうてつきて、ことひくほどにそらははれて、

ことのねのまつにいれらんしらへにて人をこひてとおもふなりけり

いりぬれはくらふのやまの月かけやこれ□ふかくいつるなるらん

霜いとしろくてさらにねられす、

こよひぬる人はなになりおく山にしをせめけるしもにそありける

夜あけなんどて人々いそく、○玉葉和歌集詞書鞍馬に参りて通夜し

宣旨は御形  
作ル

鞍馬ニ到  
著ス  
琴ヲ彈ズ

夜明ク

なにしおはゝあけすもあらなんくらふ山みちみえすどてわれはかへらし○玉葉和歌集

三句ヲ作ル、  
ま山ニ作ル、

しかなく

あさことにかくやなくらんけふなれはおしむかどてもそれかゝなしき

けふはかへるみち、いとゝを□（ゆ）く、

おもひいつるまたよにみえぬ道せはみかゝるほどこそわひしかりけれ

なかうたみせまほしき人もあれはもみちしらす、いとふかくみえつ

れとさせることもなし、

ことのはのためしの花をおりつれとやまのふかさにいかてかたらん

おほきなる水わたる、

玉葉  
やまかほのいはまのなみのたかけれはかへらんことのかたくもあるかな

かけみれはうきわれふたりあるものをひとりはみきとおもひにしかな

紅葉をこするに、やまのまにゝちるを、おく山にてふかき紅葉こえ

たのみつけてとまらぬ、いははらのいとおしどて、ことみちよりかへ

るいとせはし、これはきこる道そといふ、

長保二年十二月十六日

一四七

歸路ニ就ク

山川ヲ渉ル



長保二年十二月十六日

一四八

なけきこるこのひとみちしせはければいちはらのこそこひしかりけれ  
山いてゝまたかへりぬへくおほゆれと、又の日あつまりてまうてゝ  
と思なくさむ、

うちむれてけふは人たにおもはずはなにかやまのほたしならまし

かへりてこし山道なりしかたに入て、人にたてまつる程にあはれに  
思やらる、

ある本に、

やみのよのにしきたちけるくらま山ありし紅葉もたれかみるらん  
わかおもひおなしことにやおもふらんおもひこそやれく  
おほそらにこひしき人もやとらんなかむるをたにあふとたのまん  
おほてらのかねの聲のきこゆるゆふくれもあはれにて

あふそらのいりあひのかねの聲ことにけふもくれぬときくそかなしき

かへりきてこしやみふしたり、

やまちかくこしのみいたくおもほしてくるしきさへそかたみなりける

○御形宣旨、花山法皇ノ御佛名ノ時、藤原公任ト和歌ヲ贈答スルコト、

家ニ歸ル

寛和二年十二月十九日ノ條ニ、尼ニ爲ルミト及ビ藤原朝光ト和歌ヲ  
贈答スルコト、長徳元年三月二十日ノ條ニ見ユ、以下、馬内侍ノ事蹟ニ  
カ、ル、

〔尊卑分脈〕源氏文徳

時明從四上、藏イ、左馬權頭

女子東三條院女房、馬内侍、歌人

〔馬内侍集〕察本圖書

は、たよりにつけて、

後拾  
ゆかはこそあはてもあらめはゝきゝのありとはかりはをこつれよ君遺後拾  
集五句ヲたつれよかじニ作ル、

〔中古歌仙三十六人傳〕馬内侍 右馬權頭源時明女、一條院皇后女房、立后

之時爲本宮掌侍

〔勅撰作者部類〕女之部

馬内侍一條院皇后宮女房 拾遺集雜下、戀三、

後拾遺集春上、戀一、戀三、戀四、戀一、千載集冬、戀 新古今集哀、戀一、戀三、

戀五、 續後撰集戀一、 續古今集戀二、戀上、 玉葉集秋下、 續千載集旅、

長保二年十二月十六日

一四九

馬内侍ノ  
事蹟

世系

同胞

傳

歌什



長保二年十二月十六日

一五〇

續後拾遺集<sup>戀三</sup> 風雅集<sup>戀四</sup> 新千載集<sup>戀一</sup> 新拾遺集<sup>戀三、戀四</sup> 新後  
拾遺集<sup>戀五</sup>

〔萬代和歌集作者部類〕馬内侍 春上、<sup>一</sup>春下、<sup>二</sup>秋上、<sup>三</sup>戀一、<sup>二</sup>戀二、<sup>三</sup>戀四、<sup>一</sup>戀五、<sup>一</sup>戀三、<sup>一</sup>

〔馬内侍集〕

<sup>○圖書</sup> 寮本

清凉殿の御つほねに、うへわたらせたまひて、むめの

はなのすくなくさきたるを、げちめもみえしかし、すくなければとほ<sup>（お説き</sup>  
せられしか、

さかりありてちらまういかにおしまし心のとけき春の花かな

おなしとしの三月、中宮<sup>（皇子）</sup>の御かたに花をかめにさへせ給て、これかち  
るころよめとおほせられしかは、

ちらしとやたのみそめけんはかなくもとまらぬ花にそふ心かな

五月みやの御まへに、あめいみしくふるに郭公のなきてわたれば、人  
にうたよませ給しに、

とふかたそまつしられける時鳥いかになくねそあまやどりせて

五月のなかあめに、あやめのおちたるを宮御らんして、あはれうたよ

清凉殿出  
御時梅  
花ノ歌  
詠ム

皇后ノ御  
前ニ和歌  
ヲ詠ズ

郭公

菖蒲

春ノ景

螢

所懐ヲ述  
ブ

皇后ノ御  
和歌ヲ代  
作ス

殿上ニテ  
無キ名ヲ  
云ヒ立テ

めとおほせられしかは、

あやめ草いつれのさはにねをとめてみをはなかめにくたしはつらん

正月に空のけしきなともよし、よめと宮のおほせられしかは、

うらこにあまはみるらん初春のけぬるきかせに波やなこまん

かめのかたをつくりて、こにうす物をはりて、ほたるをいとおほくこ

めたり、さふらふ人々によませたまひて、

君かよをかめのおなしにみすとてや川へのほたるひかりますらむ

十月はかり、おもへることよみてと宮よりおほせられしかは、

千<sup>（皇子）</sup>ねさめしてたれかきくらん此ころの木のはにかゝるよはの時雨を<sup>○千載</sup>  
和歌集

四句ヲ木の葉に  
かはるニ作ル

よの中のいとはかなきころ、むかしさふらひし所より、

いかせんいかいほはましひくらしのなきてもあまるよのはかなさを

さふらひし人のほかなるにふみたまふとて、

しめのうちの<sup>（皇子）</sup>同じいか木の宮ことりなれにし友をたつねてそとふ

殿上にてなき名をいひたてければ、

長保二年十二月十六日

一五一



長保二年十二月十六日

一五二

もえこかれおきのやけのくゆるうへにみえぬなき名をおほすなる哉

○拾遺和歌集初句ヲ春日の、  
三句ヲあさるさもニ作ル、

さい院(選子内親王カ)よりうつえをたまへれば、

なげきとそほどく思ふをのゝおとはいはひのつえをきるにそ有ける

返し

をのをごもたつねさりせははまつはきいはひの枝をいかてしらまし

〔新古今和歌集〕

八哀傷

齋宮女御の許にて、先帝(村七)のかゝせたまへりけるさ

うしを見侍りて、

尋ても跡はかくても水莖のゆくゑもしらぬむかしなりけり

返し

女御徽子女王

いにしへのなきになかるゝ水くきは跡こそ袖のうらによりけれ

〔馬内侍集〕

したのはかまのこしむすひて謙徳公(伊尹)の許に遣しける、

人しれす思ふ心のしるければゆふともとけよ君かしたひも

○新千載和歌

集同

〔馬内侍集〕

○圖書

あはたの右(道兼)の大殿、夜ふかくかへらせたまひて、ひか

けをたまはせたりしかは、御かへりきこえさせし、

つゝめともうきに人めのをしければあけは日影のまはゆからまし

右大殿ものし給てのころ、いきどころもしらてほかにあれば、

しのふれは空になみたまきりみちて戀しき人やいつこなるらん

人かたらふときゝ給ひて、中關白(道隆)、

あやしきはぬれぬひとなきそめ川のかゝらぬ袖もくちはてぬへし

こせちのところにしひてあるに、大(道隆)の少將にておはせし時、み

つけたまうてかゝる事などありしかは、

みかさ山日影まはゆきかけみるもさしはなれすはかゝらましやは

ときこえしかは、

つらしといふ君もことほりわすられて人めをつゝむ我なうらみそ

おなし所にてあるおとこ、

ほのかにもみはやなくさむと思ひしに心をしらぬ心なりけり

このおと(道兼)ふみ(イナシ)ををこするを、めいみしくいふときゝて、

きしちかくうこかぬいはゝつれなきになにくたくらん浪の下水

長保二年十二月十六日

一五三



長保二年十二月十六日

一五四

馬内侍  
道長

しほるゝともいひたれば、  
かくれどもうこかぬきしのいはのうへにいさ白波のくたけやはする  
なをきせよとあるに、二日はかりありてわたをゝこせたれば、  
しつのえのまつにもあらず思ひよりあまりなかけそ岸の藤浪  
ひやうへのすけなる人、かたらふとみな人きゝてのち中將にふみか  
よはしければ、人のきゝていひたる、

かしは木は雨も人めもしけしとてみかさの山にふみかよふとか

〔馬内侍集〕

入道前太政大臣、兵衛佐にて侍ける時、一條左大臣家にまかり

そめて、かくなんあるとはしりたりやといひをこせて侍ける返事に、

春雨のふるめかしくもつくる哉はやかしは木のもりにし物を

遺和歌拾

〔續後撰和歌集〕

戀十四

久しく音せさりける人につかはしける、

法成寺入道前攝政太政大臣

あふ事のなきさなればや宮こ鳥かよひし跡も絶て問こす

返し

馬内侍

馬内侍  
公任

こはぬまは袖くちぬへし數ならぬ身よりあまれる涙こほれし

〔馬内侍集〕

察本

兼原公任

あせちの大納言、むかしは物なときこえたるを、のち

はほかにて人かたらふときゝて、

さはにみなおりたちぬともはをわかみわかゝりそめしよこのあやめは

きんとふのきみこそ、春やりたりしむめのはなをふみにさしてをこ

せたれば、むかしににたる梅の花かなといひたれば、

梅の花むかしのことをうたかへとそらのけしきのかはれるやなそ

〔新古今和歌集〕

戀十一

五月五日、馬内侍につかはしける、

前大納言公任

時鳥いつかど待しあやめ草けふはいかなる音にかなくへき

返し

馬内侍

五月雨は空おほれする郭公ときになく音は人もどかめす

〔馬内侍集〕

察本

兼原朝光

左大将ひさしくおこもしたまはて、

あふことのなきさなればや宮こ鳥かきりて跡もたえてさひこぬ

なとかそれよりもとあれば、かへし、

長保二年十二月十六日

一五五

馬内侍  
朝光



秋風  
續後  
ごはぬまは袖くちぬへし數ならぬ身よりあまれる涙こほれて撰和歌後  
集同

その夜たひなる所にきあひて、まくらもなければ、草をむすひてした  
れは、

新古  
あふことはこれやかきりのたひならん草のまくらも霜かれにけり今和歌  
集同

左大將こほりをつゝみて、身にしみてなんおもふとあれは、

後拾  
逢このごゝこほる事はいかはかり身にさへしみてなけくごかきく遺和歌拾  
集二句ヲとごほるまは三、五  
句ヲなけくさかじるニ作ル、

左大將こほりしたるかたなごかきたるあふきを、わかこゝろかはり  
なはおこせよこのたまひしかは、たてまつるとて、こほりたるいけの  
つらにをんなをすへて、けふりをたゝせてかく、

もえいつるむねの思ひはたかけれとなみたの川はなをこほりけり

左大どのかへり給て、雨ふるにいはるときゝたまひて、

つかのまもこひしき人はつれくゝとなかめに物や思ひますらん

ひさしくありておほしいてゝ、

萬代  
程ふれはわすれやしにし春雨のふることのみそ我は戀しき和歌集  
二句ヲわすれや  
しぬるニ作ル、

かへし

いとゝしくぬれのみまさる衣手にあめふることをなにくかくらん和歌集  
同

むけにおとつれたまはぬところ、○後拾遺和歌集  
くもてさへかきたえにけりさゝかにのいのちを今はなにゝかけまし○後拾遺和歌集

なけきつゝふれとも數にあらぬ身はいかゝはすへきしつのをたまき  
かへし

かへし

かくてこそよそにふれともさゝかにのいかに戀しき物とかはしる

ゆきのいみしくふるにおはして、あかつきに、かくきならひてこそは、

いかゝ思ふへきこのたまへは、

わすれなはこしちの雪の跡たえてきゆるためしになりぬ計そ



返し

としふともきゆるよもあらし白雪の千とせの松にふりしつもれは  
かくてしのひてあるほどに、えあはておとこきみ、

いまさらになにかわふへき君ならてこの世のことはおもはさりしを

かへし

なにかその露のほたしにあらぬ身もきみとまるへき此世ならねは

左大將ちかことふみをおこせ給て、かはりのふみをこせよとせめ給

ひしかは、

ちはやふるかもものやしるの神もきけ君わすれすは我もわすれし和歌千載

ジ同

左大將、兵衛のすけにておはせし時、う月に物をいひそめたまひて、新

古今和歌集詞書ヲ、兵衛佐に侍ける時、五月はかりに、よそなから

もの申そめてつかはしける、法成寺入道前攝政太政大臣ニ作ル、

新古  
ほどきす聲をは聞けと花のみにまたふみなれぬ物をこそ思へ新古

集三句ヲ花の  
えニ作ル、  
かへし、かしは木のわかきはにかきさして、新古今和歌集、詞書

ヲ、返し、馬内侍ニ作ル、

馬内侍ト  
實頼

〔拾遺和歌集〕

九下

内侍馬か家に、右大將實資（熊原）かわらには侍ける時、こう

ちにまかりたりければ、ものかゝぬさうしをかけ物にして侍けるを

見侍て、

小野宮太政大臣（實頼）

いつしかとあけてみたればはま千鳥跡あることにあとのなき哉

返し

とゝめても何にかはせんはまちとりふりぬる跡は浪にきえつゝ

〔馬内侍集〕

〇圖書  
寮本

東三條のはなを、るりのつほにさしてたのこひのは

こにすゑて、これはちりにけるを、あたらしくさしてまいらせよとて、

少納言のくら人といふ人につかはしつゝ、

櫻はなたれに心をかよはしていかにほひをとゝめさるらん

みちのくにのかみ、こうりをたちぬる月のなりとてうたはわすれて

はむへらさりけり、かへし

馬内侍ト  
陸奥守

馬内侍ト  
少納言の  
藏人



長保二年十二月十六日

一六〇

馬内侍卜

やすのふ

きりふかくなくしかをみよかりふのけにかりもりの心なりけり  
やすのふふみおこすれはいひもはなたねはうりにかきて、  
うりふ山そのほととのみたのめつ久しくなるはつらきわさかな  
すけゆきあふきををこせて、これはいかにわすれやしにしいひや  
りたれば、

馬内侍卜  
或貴人

ほととぎすわするらんこそうの花のかけこそふへき我としらすや  
やむことなき人の御文一たひありて、又をどつれもなければ、五月つ  
こもりころに、

馬内侍卜  
或公達

とふほたるまことこのひにあらねともひかりゆしき夕やみの空  
あるきんたちいまくとてすかせは、  
たのめくるきみしつらくはよもの海に身もなけつへき心ちこそすれ  
かへし

さしはへてかさしの花のそのをりもあたる物とみえにしものを  
人おほくかたらふとて、あるきんたちのもとより、  
色くの花のなかにもをみなへしいかなる枝に露とまるらむ

馬内侍卜  
攝津下  
人

つむことありて、あはてのみあるに、津の國へなんまかりぬる、あり  
さまにしたかひて、かれよりもまいらんといひたれば、  
秋風  
しのひてもいかはすへきあしのやのそのやへふきのひまもあらしを  
ゐたるまへより人のいきけるに、こゑきこゆるほとなれば、おほつか  
なくてなむ、まかるといひ入たれば、

まぢわひてたてつる聲によふこ鳥雲井なからもこたへつるかな  
といはせたれば、返し、

よふこ鳥ひなをもとめてなくならばよそなるこゑになくさめもせよ

〔馬内侍集〕時々物申侍ける人の、住吉にまうて、いはての杜の紅葉こそ

またしかりつれといひをこせて侍ける返しに、

君にしも秋をしらせぬつの國のいはての森をわか身とも哉今續古和歌

集同

〔馬内侍集〕

察本 圖書 いせへくたる人みちより、

すか山こえもならはぬ道すからこふるはいかにわひしとかしる

人のこ松といふ所に侍りしに、雪のいとうふりしかはつかはしつゝ、

長保二年十二月十六日

一六一

馬内侍卜  
住吉詣ノ  
人

馬内侍卜  
伊勢下  
人

馬内侍卜  
小松住  
人



長保二年十二月十六日

一六二

あさほらけ思ひやるかなほともなきこまつは雪にうつもれぬらん  
返し

うつむとも雪はきえなん春くともとふへき人のなきをこそ思へ類○群本、  
三句ヲ春き  
なはニ作ル

くらまにまいりたるに、とりものもとに、さくらいとさかりなるをみ  
すへき人かなとおもふにもあかねは、

宮萬代こにもなへてはいはし櫻花たれににほひまつかたらし類○群本  
及ビ萬代和歌集四句ヲ  
たれににほひなニ作ル

たきをよとせは、色々のはなうきたり、

山たかみゝたれておつるたきのいとはあやさたまらぬにしきなりけり  
つゝし、つはきのはなさきたる所にて、

くらま山おほつかなしと人とはなにはかたたむえるみちとこたへん  
おそろへはてゝ、うち院にすむに、かへるかりをきゝて、

まらむ心そみえむかへるかり花のさかりを人にかたるな遺○後拾  
集初句ヲまら、  
まらぬニ作ル

鞍馬ニ詣

老衰シテ  
宇治院ニ  
住ム

尼ト爲ル

〔後拾遺和歌集〕

雜十七

中宮のないしあまに成ぬとぎゝてつかはしける、  
加賀左衛門

いかてかく花の袂をたちかへてうらなる玉をわすれさりけん  
返し  
中宮内侍

〔馬内侍集〕

○圖書  
察本

ともたちのもとより、あまになりなむとありしはい  
かにといひたれば、

しかすかになしき物は世の中をうきたつほどのこゝろ也けり遺○後拾  
後拾  
集同

〔萬代和歌集〕

春一

むかし住ける家の梅を、外に移うゑて侍けるに、古○續  
和歌集詞書ヲむかし見侍ける所のむめを、内  
裏にうへられけるをみて讀侍けるニ作ル

馬内侍

やと續古今雜上かへて句ひおとるな梅花むかしわすれぬ人も有世に今○續古  
和歌

○馬内侍、花山天皇ノ御即位ニ侍スルコト、永觀二年十月十日ノ條ニ、

長保二年十二月十六日

一六三

舊居ノ梅  
スナ他ニ移



藤原朝光ト和歌贈答ノコト、長徳元年三月二十日ノ條ニ、道隆ト和歌贈答ノコト、同年四月十日ノ條ニ、藤原實方和歌ヲ馬内侍ニ贈ルコト、同四年十二月是月ノ條ニ見ユ、

十七日、庚申西大寺ノ僧等、五師大衆ノ舉狀ヲ詐リ進メ、同寺別當ヲ申請スルニ依リテ、法家ヲシテ、其罪科ヲ勘申セシム、是日、其罪ヲ赦ス、

〔權記〕十二月十六日、己未、略中自藤中納言殿被<sub>レ</sub>書狀、以西大寺文納報申奉入、

赦否ヲ勘進セシム

十七日、庚申、略中予依召參御前、略中略、皇后崩御後ノ雜事ヲ議スルコト、此次申前日有仰事、可令勘進詐進五師大衆舉奏、望申西大寺別當僧等、會赦可免哉之由、仰中納言藤原朝臣了、其勘文近曾進上、而藤原朝臣依故太皇太后御改葬穢不參、元年十二月五日ノ條參看、仍于今未上奏、但見其勘狀罪可會赦、若及歲末不被免給、甚可不便、仍示遺案、内於中納言許、申送云、早可奏者、仍内々候、大臣依被候御前、即傳奏、仰云、依法家勘狀、誠將來可免給者、  
廿一日、甲子、略中西大寺別當申之者、書大衆名字輩罪狀、會赦否勘了奉送小野宮中納言御許、返給云、可定下者、觀昭、遍陳、承口、相算、中安等也、

十八日、辛酉中宮御讀經結願、

〔權記〕十二月十八日、辛酉、略中次參藤壺御讀經結願、仰出納如時陸奥絹六疋可宛御簾料之由、

御簾料

○御讀經始ノ日詳ナラズ、

二十一日、甲子固關、警固、又陣定ヲ行ヒ、皇后崩御後ノ雜事ヲ議ス、

〔日本紀略〕院一條 十二月廿一日、甲子、諸卿定申皇后崩後雜事、停止素服舉哀、葬官等事、諸衛警固、固三關、

素服舉哀、葬官ノ停止

〔權記〕十二月十七日、庚申、依召參内之間、賴貞來門下云、口使參皇后宮、不入陣中立於門外、令宮司申事由於大夫了、權左中辨云、可入陣中、置笏卷纓者云々、予示云、若入陣中歸參復命之間、可無便宜歟、於門外令申事由無難歟、參

大外記滋野善言ヲシテ崩後雜事ヲ勘申セシム

内、仰云、皇后崩後雜事、今日無忌可行、可遣召上卿、可仰右令問所衆不候、仍令召亦仰大外記善言朝臣、令勘申皇后崩後<sub>レ</sub>事、源宰相被示云、今朝詣左府、依有所被示事、參故后宮、而外戚高氏皆悉不見、所立異案不似人心、但今日之外亦無吉日、重詣彼宮、可令申遺令之旨云々、口左大臣被參、予依召參御前、大臣被問上卿參否之由、申所衆不候、未召遣右大臣、仰云、事是急速也、差出納可

右大臣顯光ヲ召ス



道長行成  
ヨリ村上  
天皇御記  
抄ヲ召ス  
顯光不參

崩奏

遣召、即差出納(尾懸)如時遣召右大臣、亦左(天恩)□□召此間日記、仍奉康保元年御記抄一卷、○中略、西大寺僧等ノ罪出納如時參來申云、右大臣日者煩齒、更發之間不能參入、奏事由、令遣召民部卿藤原朝臣(後世)之間、進假文、仍又奏案内、遣召中納言平朝臣(惟仲)、此間善言進勘文、奏覽、相待源宰相消息、已以無音、及昏時、仍欲罷出之間、永光告左大臣召之由、即參御宿所、源宰相被參會、被申云、雖參后宮々司、并外戚親昵者、無相逢之人、都□□口入一事之輩、無可爲之術、歸參也、自彼宮不被申事由者、公家被如何乎、初有可申遺令旨之氣色、而今已無音、他人亦非暗可口入者、是外家異□□所致也、罷出、

十八日、辛酉、○中略參院奉謁左丞相(餘子)、○中略又申來廿一日御佛名、依崩奏事可延歟、□□可令勘申先例歟、退出、

十九日、壬戌、○中略參內、○中略仰云、○中略仰小外記賀陽宣政、可勘申御讀經御佛名間、有薨奏例之由、詣左府傳勅命、令奏云、廿一日前后宮司申后崩(奉力)者、

廿一日、甲子、依仰遣召民部卿藤原中納言、(時光)平中納言、而戶部藤原納言申障、○中略

平中納言被過宿所、大外記善言朝臣來告、前皇后宮權大進惟通參於陣外、□□云、故宮遺命申其旨、申左大臣、々々々被仰可告下官之由者、依召參上、奏平

御遺令奏

御葬送料

警固官符  
ノ捺印

中納言參由、被仰云、皇后崩後雜事爲令行之所、令召也、其由可告仰者、中納言奉勅於仗下令奏、前皇后宮職權大進惟通申、去十六日崩後遺令云、素服舉哀事可止之、又葬官不可任者、仍本宮來廿七日可奉仕御葬送事者、仰云、聞食、但警固等事依例行之、中納言令奏云、固關事或付國(可之)、其例有數、仰云、依例行之、亦被仰可奉遣御葬、由先日左大臣有令申其數、問大臣可申行、(奉力)即被奏云、絹百疋、布三百端、米百石、儲候之、被仰云、以件物自藏人所可令送彼宮、又仰左衛門尉忠親御葬送日雜事等、能可奉仕之由者、即差小舍人令召、又米百石宣旨申左大臣、仰奉親宿禰仰藏人所出納如時、可用陸奧交易絹布三百端之中百端、仰穀倉院令儲(奉親)、(宿禰)二百端、以所牒召上野國麻布二百端、并付藏人孝標、御簾下日以來廿七日可用之、(先例)或隨聞食、○中略戊刻平中納言令奏云、警固官符三(通方)、(無案)仰云、令捺印、

〔小右記目錄〕

院宮凶事 付御法事 皇后定子

同年同月廿二日、依皇后崩固關事、

佛師康尙ヲシテ、仁壽殿ノ佛像ヲ改作セシム、是日、之ヲ上ル、

〔權記〕 十二月廿一日、甲子、○中略佛師康尙奉造仁壽殿御佛、(正觀音)三體、去



舊佛像ヲ  
行成ニ賜

長保二年十二月二十二日 二十三日

一六八

年所奉造、依非如御本意、又改造也、給疋絹、本佛有勅給(行成)小臣、恩之深也、罷出、  
二十二日、丑御物忌、

律師覺緣  
參候

〔權記〕十二月廿一日、甲子、依仰、略○中亦可遣召律師覺緣之由、仰兼宣、亦仰明日御物忌殊可重慎御坐由、可仰御膳所等、略○中覺緣參入、即仰今夜明日可候之由、

廿六日、己巳、略○中昨今御物忌也、

○二十六日、御物忌ノコト、便宜合致ス、

二十三日、丙天台座主覺慶ヲシテ、眞言院ニ於テ、孔雀經御修法ヲ行ハシム、

〔權記〕十二月十四日、丁巳、參左府、略○中亦被示御修法事、奏事由可遣仰座主(御座)許、

日時勘申

十六日、己未、略○中大臣於殿上被仰、略○中又來廿三日御修法(御座)□□甚遠、以近日可令勘申、

御修法料

廿一日、甲子、略○中阿波權守濟政示云、來廿三日被始眞言院孔雀經御修法、新物本宣旨所下美濃國正稅春、忽非可出來、廻撥可借下、仍仰奉親宿禰、米三十

石可借渡由、其代並在阿波權守、

東三條院御佛名、是日、同院、一條院ニ遷御アラセラル、

〔權記〕十二月廿三日、丙寅、略○中參一條院、此夜自土御門相府遷御也、又有御佛名、事了、與權右中將參內、宿、

○東三條院、土御門第二移御アラセラル、コト、本月十五日ノ條ニ見

ユ、

光仁天皇國忌、

〔東寺文書〕甲號外一  
山城

東寺

長保二年庚子正月一日以後、至十二月廿九日造寺年終帳略○中

一用貳佰玖拾陸斛玖斗參升參合略○中

八斗八升六合 十二月廿三日國忌料、(光仁天皇)

六斗 國忌勅使御座料雲間端半疊一枚直、略○中

長保二年十二月廿九日 都維那傳燈法師位○以下署

二十四日、丁卯臨時御讀經、御佛名、荷前、

長保二年十二月二十四日

一六九

東寺國忌  
料



荷前使定

〔日本紀略〕

院一條

十二月十三日、丙辰荷前使定

廿四日、丁卯、季御讀經始

廿七日、庚午、同終

御讀經結  
願  
御佛名導  
師  
御佛名ヲ  
延引ス

〔權記〕

十二月十八日、辛酉、參內、御佛名導師等事奉勅書下、御導師芳慶、々算、聖胤、次第僧觀禪、

○日觀、利、觀、參院、奉謁左丞相申御導師、被示云、利、觀、慶、圓、僧、都、舉、申、云、々、某、所、舉、申、平、能、不、被、召、可、被、申、改、者、又、申、來、廿、一、日、御、佛、名、依、崩、奏、事、可、延、歟、□、可、令、勘、申、先、例、歟、退、出、

十九日、壬戌、○中、參、內、○中、仰、云、御、佛、名、來、廿、一、日、可、行、而、彼、日、自、前、后、宮、令、奏、事、由、者、御、佛、名、雖、在、佛、事、令、奏、事、由、之、日、若、可、廢、□、其、日、必、不、可、行、歟、○中、略、皇、

十七日、ノ、ト、ニ、カ、ル、二、條、ニ、收、ム、廿、四、日、御、讀、經、等、事、如、何、乎、○中、事、未、一、定、相、定、可、申、仰、左、大、臣、者、□、申、平、能、事、仰、云、至、于、野、臥、非、有、定、事、爲、試、其、能、臨、時、所、召、也、至、于、召、改、雖、似、輕、々、輔、佐、之、人、所、令、申、之、旨、定、有、思、量、依、不、疑、其、旨、依、申、可、改、替、仰、少、外、

記、賀、陽、宣、政、可、勘、申、御、讀、經、御、佛、名、間、有、薨、奏、例、之、由、詣、左、府、傳、勅、命、令、奏、云、○中、

廿四日、百口御讀經於南殿行之、御佛名於御殿行之、廿七日、荷前、○中、

廿一日、甲子、○中、左、大、臣、被、仰、御、佛、名、間、後、朝、院、飯、等、可、止、事、仰、出、納、如、時、○中、

御讀經等  
申ノ日時勤  
百口御讀  
經  
後朝ノ院  
飯

皇后御葬  
送ニ依リ  
テ荷前使  
早ノ發遣  
テ

結願

祿

度者

導師慶算  
栢梨ノコ  
トテ停ム  
飯藏人所院

又荷前事略定廿七日也、然而日來依無政不申、仍不一定之間、彼日可有彼宮御葬事者、仍來廿四日可被行、忠隆以內藏寮請奏々之、

廿四日、丁卯、穀倉院調進紫宸殿清涼殿御堂具、百口臨時御讀經於南殿被行、仁王御佛名始也、又荷前、宿、

廿六日、己巳、御佛名竟也、○中、午後罷出、到少將宅、相逢中宮亮、歸宅、亦參內、亥、一刻、槌、鐘、令、堂、童子、實、房、仰、御、導師、出、居、參、上、依、警、固、帶、弓、箭、公、卿、參、上、御、導師、等、參、上、

錫杖間藏人濟政朝臣取綿被僧侶、事了左大臣以下取祿被僧、余、傳、取、如、例、僧等退下、次署預纏、無酒、次名對面退下、

廿七日、庚午、臨時御讀經結願、依仰向南殿、令出、居、之、左、近、中、將、經、房、朝、臣、仰、度、者、事、

二十五日、中宮御佛名、

辰

〔權記〕十二月廿五日、戊辰、○中、此夕左大臣被奏云、依無吉日、今夜被始中宮

御佛名給、御導師慶算令奉仕、依請、延、喜、有、此、例、云、々、栢、梨、事、停、止、件、栢、梨、左、近、陣、所、差、也、依、有、皇、后、宮、御、事、備、藏、人、所、院、飯、等、仍、同、止、此、事、

等第錄ヲ女房二頒ツ、



長保二年十二月二十七日

一七二

〔權記〕

十二月十一日、甲寅、早朝奏、○中略、東宮、陸奥、絹ヲ申請シ給フコ、ル、仰云、并内藏寮申二百疋者、半分可給、

廿一日、甲子、○中略、今朝左大臣於御前被仰云、孝標所催等第去年冬新、又兼宣

所催等第、又今年等第等物、仰可進之國々令催行者、仍仰内藏允保實、從去長

德二年以來等第返抄成否令勘申爲慥知給否所仰也、○中略、罷出、參院、歸宅、此

夜與權中將於修理大夫宅違方、

廿五日、戊辰、左大臣被仰云、以大宰府絹百疋宛女房去夏等第、其代以内藏寮

所進返抄代可檢納之、

廿七日、庚午、○中略、陸奥臨時交易、□□十疋給右衛門典侍、仰藏人等第絹事、仰

出納如時、

二十七日、庚午、皇后ヲ六波羅蜜寺ニ葬送シ奉ル、

〔日本紀略〕

十二月廿七日、庚午、○中略、今日奉葬皇后宮、三箇日廢朝、

〔權記〕

十二月十九日、壬戌、○中略、參内、○中略、仰云、○中略、御佛名ノコトニカ、

廿三日、宜者、彼日若行葬禮、○中略、如聞食者、來廿七日、荷前者、亦彼日可行葬事

云々、○中略、左府傳勅命、令奏云、○中略、廿七日、荷前、其日被行葬禮、但不任葬司、

廢朝

日時ヲ奏ス

等第ノ成否ヲ勘申セシム

大宰府ノ絹ヲ賜フ

音奏ヲ停ム

鳥邊野ノ南方ニ靈屋ヲ造ル

伊周等供奉ス  
雪降ル

廿三日、丙寅、○中略、與權中將參内、宿、此夜奉葬前皇后宮於六波羅密寺、○中略、今日三箇日可廢朝、

〔榮花物語〕

とリへ野、○上略、皇后崩御ノコト等ニカ、鳥への、南のかた

に二町はかりさりて、たまやといふ物をつくりて、ついひちなどつきて、こ

ゝにおはしませんとせさせ給、よろついでとこころせき御よそほしさに

おはしませは、事どもゝをのつからなへてにあらすおほしをきてさせ給

へり、かゝることをも、みやくのなにもおほしたらぬ御ありさまども

も、いどいみしうかなしうみたてまつる、宮はことしそ廿五にならせたま

ふける、そのよに成ぬれば、こかねつくりのいどけの御くるまにておはし

まさせ給、帥殿よりはしめ、さるへきこのはらみなつかうまつらせ給へり、

こよひしも雪いみしうふりて、おはしますへきやも、みなふりうつみたり、

おはしましつきてはらはせ給て、うちの御しつらひあへきことゝもせさ

せ給、やかて御車をかきおろさせ給て、それなからおはします、いまはま

かて給ふとて、殿はらあきのふ、みちのふなど云人々も、いみしうなきまど

長保二年十二月二十七日

一七三



長保二年十二月二十七日

一七四

ふ、おりしも雪かたどきにおはしどころもみえすなりぬれば、(伊周)うち殿、  
たれもみなきえのこるへき身ならねどゆきかくれぬる君そかなしき

(伊周)  
中納言

しらゆきのふりつむ野へは跡たえていつくをはかどきみをたつねむ

(伊周)  
僧都君

ふるさどにゆきもかへらてきみどもにおなしのへにてやかてきえなん  
などの給ふもいみしうかなし、こよひのこと繪にかゝせて、人にもみせま  
ほしうあはれなり、内にはこよひそかしとおほしめしやりて、よもすから  
御とのこもらすおもほしあかさせ給て、お袖のこほりも所せくおほしめ  
されて、よのつねの御有さまならば、かすまんのへもなかめさせ給へきを、  
いかにせんどのみ覺しめされて、

野へまでも心はかりはかよへともわかみゆきともしらすやあるらん  
などそおほしめしあかしける、あか月にみな人々かへりたまひて、みやに  
はさふらふ人々待むかへたるけしきいごことはりにみえたり、おほしま  
しどころ雪のかきたれふるにうちかへりみつゝ、こなたさまにおはせし

御心ちども、いごかなしくおほされたり、

〔後拾遺和歌集〕哀十傷 長保二年十二月に、皇后宮うせさせ給ひてさうそ

うの夜、雪のふりて侍りければよませたまふける、

一條院御製

のへまてに心ひごつはかよへともわかみゆきとは知らすや有けむ

〔續古今和歌集〕哀十六傷歌 皇后宮定子の後のわさの夜、雪ふり侍りければ、

(伊周)  
儀同三司

誰もみなきえ残るへき身ならねどゆきかくれぬる君を悲しき

〔小右記目録〕院宮凶事 付御法事 皇二十一年十二月 皇后定子

同年同月廿七日、前皇后御喪送事、大鏡裏書同

〔参考〕

〔陵墓一覽〕一條院皇后 藤原定子陵 京都府山城國愛宕郡今熊野村

二十八日、辛未 東宮御佛名、

〔權記〕十二月廿八日、辛未、略、中 又參東宮御佛名也、(原)權中將成信朝臣帶弓箭、

(飛原顯信) 權大夫雖兼左金吾不帶弓箭、云々此夜與權中將同宿、

長保二年十二月二十八日

一七五



二十九日壬申御除服、開關解陣、又、著駄政ヲ停メ、囚人ヲ免ズ、

〔日本紀略〕一條 十二月廿九日、壬申カ、ル、五月十四日ノ文ノコトニ收ム、次開

關、賜官符於三箇國、於朱雀門前有大祓、

〔權記〕十二月十二日、乙卯、逢備後新發、參院（皇子）女房節祈□可召明年祈之事、依

左大臣仰、下奉親宿禰、

十九日、壬戌（道長）○中詣左府傳勅命、令奏云、（二十一日）○中彼日可奉御錫紵、廿三日可除給、

略○中以供錫紵之日爲廢務、限廿八日可始官政者、

廿七日、庚午（惟世）○中平（惟世）中納言令奏內豎（公世）○中開關事來廿九日可令行、右衛門督

參入、被仰、未斷囚人可勘申、暫之被申、爲令勘申囚人、召遣官人、而或參皇后御

葬所、或罷四塚御祭所不能令勘申、過今日可令勘申、仰云、依請又被申云、著駄

政者、年五月十二月爲期所行來久矣、而當月欲行之、相當皇后宮崩給之間不

能行之、天曆八年以往、依無日記不見其例、自爾以來無不年而行、但康保四年

不行、其例不吉、欲行之無其告、今日以後三ケ日不可決罰罪人、不判刑殺之由

見式條、又欲不行、計日數之罪人、已可過半年、非蒙勅定、可難自由者、仰云、式條

所謂三日之內、不可決罪、不行之例、縱云不吉、至于無可然之日、不可行之者、又

大祓

節料

官政始

未斷ノ囚人ヲ勘申セシム

著駄政ヲ行フ例

美福門院盜

音奏ノ政

出御御紵ヲ獻ズ御贖物追御禊

申美福門院讀師依強盜令捕候之、而此法師持□者也、隨仰爲左右、（中）西四  
剋於年中行事御障子東頭、供御錫紵、  
廿九日、壬申（中）參內、左大臣參給、右衛門督令奏未斷囚人勘文、被免者八人、  
子細見目錄（中）○申刻平納言參入、令奏事由、仰云、開關解陣、內豎音奏政等可  
行之由、可催仰者（中）○同四刻有御除服事、年中行事御障子東鋪小筵二枚爲  
御座、出御、即執御錫紵獻之、（盛方折積）除却之後入御簾中、東廂南第三間設御  
座、供御贖物、主殿寮舉庭燎、宮主兼延捧大麻就庭中座、（膝突）內藏允竹田利成  
取御衣櫃、（居高）立宮主前御禊、了退出、次上御簾、追儼以前罷出、參東院、歸宅、

〔小右記目錄〕二十一 院宮凶事 付御法事 皇后定子

同年同月廿九日、著御錫紵事、

同年同月廿九日、依皇后崩、著駄政停止事、

〔師元年中行事〕十二 同日追儼事、

長保二年十二月廿八日記云、女院崩御、今年不可追儼鬼歟、但京師儼之、延  
曆八年十二月廿八日、太皇太后崩、無儼鬼事、（高野新笠）



去冬ヨリ  
始マル

死人京中  
ニ遍滿ス

全國ニ蔓  
延ス

終熄

是冬疾、疫流行シ、翌年春夏ニ及ブ、

〔日本紀略〕

院一條

長保三年閏十二月廿九日、丙申、略始自去冬至于今年

七月、天下疫死大盛、道路死骸不知其數、况於歛葬之輩不知幾萬人、

〔權記〕

長保三年二月九日、辛亥、○中略、東三條院御賀延引ノコト、而近日天

下不靜、病死之輩遍滿京中、只偏可令修禳災事給之比也、略

〔小右記目錄〕

二十下病事

長保三年四月廿三日、世間病患熾盛事、

〔扶桑略記〕

二十七條天皇上

長保三年春月疫死甚盛、鎮西、坂東、七道諸國、入京

洛疫癘殊甚、

七月以後、疾疫漸止、○歷代編年集成同シ

〔百練抄〕

四一條院

長保三年自去年冬至今年七月、天下疫死太盛、道路置死

骸、

○疾疫ニ依リテ、仁王會ヲ行フコト、長保三年三月十日ノ條ニ、群臣ヲ

シテ、金剛壽命經一千卷ヲ轉寫セシメ、之ヲ大極殿ニ於テ轉讀セシム

ルコト、同月二十八日ノ條ニ、大祓ヲ行フコト、四月十二日ノ條ニ、京都

ノ諸人、紫野今宮ニ於テ御靈會ヲ行フコト、五月九日ノ條ニ、疾疫祈禳

ヲ議スルコト、同月十九日ノ條ニ、内裏十二門ニ於テ、大般若經ヲ轉讀

セシムルコト、同月二十九日ノ條ニ見ユ、



長保二年是歲

是歲、相模權守源重之卒ス、

〔尊卑分脈〕清和源氏  
圖書寮本

源兼信從五下、侍從、  
三川守、賜源姓、

重之帶刀、冷泉坊、左馬助、相模權守、從五上、歌人、  
卅六人歌仙内、爲兼忠子、母、長保二、於奥州死、

有數母、  
左馬允、大膳亮、

爲清爲業  
有數

女子歌人、

致親典藥允、  
金葉作者、

貞信

貞親從五下、治部丞、  
母、

貞長

〔倭歌作者部類〕五位  
左馬助

源重之 散位兼信子、至貞元々年、長保於奥州卒、

〔重之集〕上 をのか子どもの京にも田舎にもあれは、

人の世は露なりけりとしりぬれはおやこの道に心をかなん

陸奥ニテ  
子ニ死別  
ス

子ハ殺害  
セラル

僧惠慶ノ  
甲歌

孫 母

一八〇

〔重之集〕〇圖書  
寮本 みちのくにゝて、こにおくれて、

わかためとおもひおきけむすみそめはおのかけふりのいろにそ有ける〇外三、  
略ス、

〔安法法師集〕 さかみのかみしけゆきの子、むつの國には、きみのもとに

ありけるか、人にころされたりければ、は、のかなしひのうたともよ

めるをみていひやる、

こゝにこひかしこに忍ふよ、なから夢ちならてはいか、逢みむ〇外一、  
略ス、

〔惠慶法師集〕 しけゆき、こにをくれてかなしふと聞きてつかはす、

契あらはまたはこの世にむまるともおもかはりしてみもわすれなむ

〔新拾遺和歌集〕十傷歌 子におくれて歎きける比〔天中思〕  
輔親かもごへ申しつ

かはしける、 重之

ここのはにいひをく露もなかりけり忍ひ草にはねをのみそなく

返し 祭主輔親

かりそめの別ならねはしのふ草しのふにつけて露そこほるゝ

〔拾遺和歌集〕九下  
雜下 源重之か母の近江のこふに侍りけるに、むまこのあ

つまよりよるのほりていそく事はへりて、えこのたひあはてのほり

長保二年是歲

一八一



ぬることゝいひて侍りければ、おはの女のよみ侍りける、○圖書寮ま  
人のとはぬに、ふみやる、  
このにかはりにてニ作ル、

おやおやと思はましかはどひてましわか子のこにはあらぬなるへし

〔重之集〕上 世中のはかなきをみて、むねちかに、雪降日、

瀧つせにたえすうつまくあわ雪のうき世つくすとみるやいつまで

かへし

雲井よりうつまきおつる瀧つせの雪とみえつゝ千代をふる哉

〔三十六人歌仙傳〕散位從五位下源朝臣重之參議兼忠三男實者從五位下兼信男爲伯父子云々

康保四年十月任右近將監前坊帶 同月任左近將監兄能正朝臣依 十一月廿

七日、敍從五位下府上 二年正月任相模權介、天延三年正月任左馬助貞元々

年七月任相模權守、長保年中於陸奥國卒云々、

〔重之集〕○圖書 仁和しのみかこの御ねの日に、

よろつよをしめおくけふの御幸には野へのまつこそかすひかれけれ

〔重之集〕上 大嘗會のゆきすきのかたに、明石の濱を題にて、

朝日さす明石の浦に立るせし波ものどかになる世なりけり

孫致親ト  
和歌ヲ贈  
答ス

官歴

宇多天皇  
御代ノ和  
歌ヲ詠ズ

大嘗會悠  
紀主基ノ  
和歌ヲ詠  
ズ

懷舊ノ和  
歌

田舎ニ住  
ミテ除目  
ヲ想フ

大嘗會すきの歌、こしの國くは原の里（を脱カ）題にて、

くは原の里のひきまゆひろひあけて君もや千世の衣いどにせん

ゆきのかた、玉つくり川を題にて、

ひとつにて萬代てらす月なれと底もみえける玉つくり川

又屏風の繪に、わらひ折女、かたみひきさけなとして、

我ならぬ野へのわらひも生にけり命そ春のかたみなりける

〔重之集〕○圖書 察本 是る、むかしをおもひいて、○玉葉和歌集春雨ふる日、思ふ事ありてよみ侍りけ

作ル、

いにしへをおもふなみたのはるさめは我たもとをそわきてふりける○玉葉和歌集

四句ヲわか袂  
にそニ作ル、

〔重之集〕下 かへる春にあひて、

吹風もけふはのどかになりけり物思ふほどに春やいぬらん

又春、つかさめしを思ひやりて、○後拾遺和歌集思ひやりてニ作ル、

春ことにわすられにけり埋木は花のみやこに思ひこそやれ○後拾遺和歌集

集二句ヲわすら  
れにけるニ作ル、

長保二年是歲



長保二年是歲

〔重之集〕上 世中(なご)なし恨て、紅梅を、

紅に花さく梅と衣手と露と我身をいろやかよへる

〔重之集〕〇圖書 察本 これは、みのしつめるころなるへし、

ありつむとおもひもかけぬよの中はなかくみをもなげかさりける

ものおもふころ、梅の花に雪のふるを見て、

花のうへにちりくるゆきの我ならはいかにうれしき命ならまし

〔後拾遺和歌集〕十九 冷泉院東宮と申しける時、女の石井に水くみたる

かた、繪にかきたるをよめと仰事侍りければ、〇圖書 察本、重之集、ひは

に水くむとて、さし 源重之

としをへてすめる清水に影みればみつわくむまで老そしにける 〇圖書 察本、重

之集、二句ヲすめるいつみに、  
結句ヲ老にけるかなニ作ル、

〔歌仙家集〕十三 重之集 院のみかど、春宮におはします程に、戀の歌よ

みてたてまつれど、なりたゝしておほせらるれば、つかさたまはらぬ

ほとに、

戀しさにみゆやとみれと水かゝみしつむ影にはそはすそ有ける

〔重之集〕上 四條(四條)の後のさうしの繪によめる女の、けさう文かけるを、友

たちどものみければ、

秋なればたれも色にそ成にける人の心に露やをくらん

故后宮より、池の草合するに、おほこの草ありけりさきゝて、いひにお

こする、

よるやとるいそへの波やさはくらんおほうみのはらに千鳥鳴也

降雪の袖にこほりし朝よりふりすてかたき物をこそおもへ

又大宮の仰ことにてよめると、御手本にかゝれたれば、

いつしかといそく心のさきたちて朝の原をけふこゆるかな 〇外一、略ス、

〔拾遺和歌集〕十七 三條太政大臣家にて、歌人めしあつめて、あまたの題

よませ侍りけるに、きしのほとりの花といふことを、 源重之

源重之

行く水の岸に、ほへる女郎花しのひに浪やおもひかくらむ

〔重之集〕〇圖書 察本 ぼりかは殿、いし山よりかへらせ給に、はしる(ハシ)にてよま

長保二年是歲



せ給

あふさかのせきとはいへどはしり井のみつをはえこそとめさりけれ  
しらかはどのにて、(頼忠)三條殿にねのひに、

きみかためひこのてことにひくまつのうちの心をいかておかまし

〔重之集〕

上 九條(藤原)の右大臣のむすめかくれ給て、

よそにふる物とこそみめ白雪のしらくしくもおもほゆる哉

〔重之集〕

左大將(藤原)ゑにあかしのうらのかたを、

こくふねにけさをりかけし藤浪はよるさへみゆるものにさりける○外一略ス

〔後拾遺和歌集〕

十七(藤原) 小一條右大將になつきたまふとて、よみてそへて

侍りける○群書類從本重之集故右大臣殿にな

源重之

みちのくのあたちのま弓ひくやとて君にわか身をまかせつる哉○群書類從本

重之集同シ、袋草紙、三句ヲ引かるとてニ作ル、

〔袋草紙〕

三 和歌者有興事也、無止事人及帝王ニモ達事ヲ其道也、所望申

文若ハ名籍ニモ制之先蹤也、源重之、小大將濟時、奉名籍トテ制歌○略ス

重之ト佐理

〔重之集〕

上 一本菊をひおけに植て、大將殿の仰ことにて、

をく露にまかせつゝみし菊の花よにもおしますなりにける哉

八月十五夜(庚申)かむしんにて、(佐理)大貳のみたちにて、さうのことにかりの心

ある歌よみていたされたるに、

ことこのうへにひきつらねたるかり金のをのか聲くめつらしき哉

又かむし歌れいの人、

もみちせぬ常盤の山にすむ鹿はをのれなきてや秋をしるらん

〔重之集〕

下 大貳のか(んし)ら歌もりにけり、

舟路にて草の枕しむすはねはおきなからこそ夢はみえけれ

大貳常に歌よませせけり、つゝみの瀧を、○圖書察本つづくしにあるあそ

給ふニ作ル、

音にきくつゝみの瀧をうちみればたゞ山河のなるにそ有ける○圖書結

句チなるにさ

つゝみの瀧は、これにまさりてよむ人はあらし、されとたゞにやはと

て、○圖書察本つゝみの瀧は、これにまさりてよむ人はあらし、されとたゞにやはと



山河にふかるゝふえのあれはこそつゝみの瀧にあはもまくらめ  
○圖書 察本山  
風のたきにあはもまふらめニ作ル、

大貳の御手本、

年ごとに枝さす松の葉をしけみ君をそたのむ露にもらしそ

〔金葉和歌集〕

奏覽本六 別離

陸奥守信時みやこへかへりのほる時わさつの

つかはすとて、

源重之

此頃は宮城野にこそましりくれ君をゝしかのつのもこむとて

〔重之集〕

下

みちの國の守さねちかあきらイある人のおやに後れたるを、ごひに

おこせて、きぬわたなどこをつくりて入れておこせたり、

はこくみし君を雲井になしてより大空をこそたのむへらなれ

みちの國のかみの母君にいひはしめに、

さゝかにのいとすちならはあらぬ身のくものよそにはおもひはなちそ

又此君のもとにて、くものてひとつおちたるか、二三日までうごくを、

さゝかにのくものはたてのうごく哉かせを命におもふなるへし

〔重之集〕

○圖書 察本

みちのくにのかみの女をのこゝなにもきせ、えほ

重之卜陸  
奥守信時

重之卜陸  
奥守され  
ちか

重之卜陸  
奥守某

重之卜故  
陸奥守某

うしせさするに、かはらけとれとはへれば、その子共のめおやはなし、

○後拾遺和歌集人のをさなきはらゝの子とも、裳著せ作ル、

ふるせせせせ著せなとし侍りけるに、かはらけとりてニ作ル、

いろくにあまたちとせのみゆるかなこはきはらにたつやむれる ○後拾遺和歌

集四句ヲ松か  
はらにニ作ル、

いにしへをけふにあらする物ならばひとりはちよをおもはさらまし

ひなことにちよをゆつりてまなつるのいかなるくもにゆきかくれけん

〔重之集〕

下

故みちの國のかみ、せきかそならていれりことて、返したふに

よみてまうす、

こそ春せきにとまるとしらませはこそしは花ののどけからまし

かへし

花見にはゆるしそせまし白河の水ならばこそせきによとまめ

平野の祭にもろともにさそへるに、一尺はかりの松たてりことまひこ

めたり、

千代のこもれる心地こそすれ

長保二年是歳



重之トモ  
ねたかむ

と神のいふおきな  
二葉なる平野の松をけふみれば

〔重之集〕

上 むねたか、みちの國にて、子ども三人かかうふりし侍ける

またのあした、

重之ト大  
中臣輔親

松島の磯にむれあるあしたつのをのかさまくみえし千世かな  
〔輔親卿集〕<sup>五</sup>おなし月のみかに、しけゆきの朝臣のもとへ、雨のふれはこの

あめによりてなんとて、

重之ト同  
能宣

日をかねてひくへきものを菖蒲くさおひたる沼のみきはまさりぬ

〔重之集〕

〇圖書 よしのおふみちの國よりいひおくれる、〇玉葉和歌集、け

かほしける能宣朝臣に作ル

わかれてはいかにこひしとおもふらんおのか心そ人はしりける

〔重之集〕

下 そねのよした、但馬にていつしの宮にて、なのりそといふ

ものをよめといへは、<sup>〇新拾遺和歌集但馬の國のいつしの宮</sup>

千はやふるいつしの宮の神のこまゆめなのりそよた、りもそする

集四句チ人なのりそ、  
ヤニ作ル、外一首略ス、

重之ト曾  
根好忠

重之ト某  
貴人

あるやんことなき所にめせはまいりたり、むかしにならひて、おまへ  
に出たれば、なにとなく御覽して、かへさるゝにつけて聞ゆ、

天原わたる千鳥のはねたゆみさしをかはともみてかへるかな

桃花すける人のうちゑいてあるをみて、

人しれすゝくどはきけと桃のはな色に出てはけふそみえける

〔重之集〕

上 けすにはあらぬ人、世中にすみわひて、歎すきとりておりた

ちたるほどもなくしぬるをみて、

打かへしくはのはつみにまみれつゝ、秋のたのみもなかからぬよに

春ここにわすられにけり埋木は時めく花をよそにこそみれ

かりかねは花にすむともみえなくにちりぬと思ふにかへる聲する

かはつなく苗代水にかけみればときすきにけるわれいかにせん

山ちこえくれ行春の木のもと夏もみえぬにしけりあひにけり

〔重之集〕

〇圖書 ありわかれにし人にやる、<sup>〇後拾遺和歌集、秋身まかり</sup>

ルニ作

別レタル  
人ニ和歌  
ヲ贈ル

重之ト歸  
農ノ人

重之ト醉  
客



としここにむかしのとほくなりゆけとうかりしあきはまたもきにけり遣後拾歌集二句ヲむかしはとほくニ作ル、

粟津ニ宿  
ル和歌人ニ贈

重之ト或  
人

あはつにやこれりどきく人につかはす、  
みつうみのあはつにとまるきみゆへにはかなくしをたれにけるかな

〔重之集〕

○歌仙家集十三  
○東京帝國大學本

この御手本いるへきはここに、あしてをぬひ物にすへしとせめられける、○圖書寮本はこのめせはニ作ル、

玉くしけふた見の浦の中におつる月の影こそかゝみなりけれ○圖書寮本三

句ヲ中にもるニ  
作ル、外一首略ス、

おなしやうなれとも、かきあつめてきためらるへしとて、○圖書寮本、

はこのうちにあけくれあそふあしたつはちとせのかけそともにみゆらし○圖書寮本初

句ヲはこのうらにニ、三句ヲあしたつ  
そニ、結句ヲともにみゆらんニ作ル、

難波つにつのくみわたるあしのねのねはひ尋て世を頼む哉

むかしのほおほつかなければとも、○圖書寮本、

いとたかき岩ほにおふる松たにも風の吹にはなひくてふなり○圖書寮本三

句ヲ松なれとニ、結句ヲなひく  
といふ也ニ作ル、外二首略ス、

〔重之集〕

下 鶯もなかつ霞もたゝぬ春あやしとて、心長閑なる所におは

せといひやる人のおそかりければ、

鶯の聲のつかひもまたこねはおもひそたゝぬ春の霞を

〔安法々師集〕

○圖書寮本

恵慶といふ人の、はしめてきてよみていれたる、ぬしやたれ池もいつみもむかしにてそれかなきかに君をすみける

とあるかへし、

みな人のするかのいゑはかはらねと身をしつめたるわれることなる

〔夫木和歌抄〕

雜部十九

木

家集リ木 重之

わさどこそくり放つめれ曲木にはひまつはるゝあをつゝらをは○惠慶集

新千載和  
歌集同ジ、

此歌は、惠慶法師のもとより、あをつゝらをこにくみて、なつめそなど

を花にませておこせたる、○惠慶法師集、後掲、惠慶法師ノ和歌ヲ承ケ

返しニ、作者ヲ讀  
人しらすニ作ル、

〔夫木和歌抄〕

雜部三十一

雜部十三

惠慶法師

重之ト安  
法

重之ト惠  
慶



長保二年是歲

一九四

家新千種下  
くりかへしま垣の内に花つめはまいはかりにもありとやは思ふ○惠慶法師集  
ありシ、新千載和歌集結句チ

此歌は、重之かもとにあをつらをこにくみて、棗栗などを尾花にま  
せてやるごとと云々、○惠慶法師集、詞書チ、おなし人の許に、あをつや  
めるとてニ作り、新千載和歌集、詞書チ、人の許に、青つら、惠慶に、栗、棗ニ、作  
ル、

〔重之集〕

○歌仙家集十三學本 惠京（惠）人の家のさくらを見て、○群書類従本  
のしを書とて、人の家の

さかしらと思はさらなんさくら花ちらはとなりの人もおしまん  
といへるをかへしとて、

つれくさ花なき里にひとりゐてとなりの春に心をそやる

〔重之集〕

下 法師のことこのむ歌の返しを、心えすすれば、

口なしや君かそのにはしけるらん色めくなるをいらへせしとや

又法師、

行さきを思ふ涙のしるへにて蓮の池をたのむはかりそ

重之卜法  
師某

僧侶ノ好  
色ニ對ス  
ル重之ノ  
感想

重之卜あ  
ふみ

重之卜少  
納言

また、

花をのみ春の宮にておりしかは思ひ出てそらくひすのなく  
いにしへの戀しき人もみえぬには花のゆかりにあいみつる哉

〔重之集〕

○圖書 察本 ほうしのことこのむか、人のうたのかへりことを心お  
そくすれば、

くちなしや君かそのにはしけるらんいろめくはなをいとへせしとや

ほうしの色このむをにくしとて、○後拾遺和歌集法師の色ニ

つねならぬ山のさくらに心いれていけのはちすをいひなはなちそ○後拾遺和歌  
集三句チ心い  
りてニ作ル

〔重之集〕

上 むかしあふみといひし人に、冬、

冬こもりつひにあひみす成はては雪ふりにきと人にかたらん

〔重之集〕

下 齋宮の女御うちにおはせしむかし、あるたちは（重之）きのおき、承  
香殿の西の妻戸に立よれり、少納言といふ人、いと（重之）えものおかしくわ

かよむ、この君たちも人に物いひかけよといひよりて、まついかゝい

長保二年是歲

一九五



はんと思ふとて、袖とりかはしたり、誰にとへは、(重之)みなもこのこたへ  
す、おなしきなのならすといふ、

こゆるきのいそのなのりそなのらねとそこはかりをそつくりしりたる  
女、されはよといひて、きゝもはてぬに、

いそなつむあまならはこそわたつうみの底のものめくこともゆるさす  
といひてそとしへける、又波立をみて、

吹風にいろたちまさる藤波は岸になりてやかつはおるらん

〔重之集〕上 齋宮の内侍に、ひは殿よりいろいろの物送り給に、れいのお

重之ト齋  
宮ノ内侍

きな、

大方の聲となきゝそ時鳥おもふ心のあはれなるらん

〔重之集〕察本圖書 さい宮、うちいろくのものをおくらせ給に、ひは殿

うためす、

しらくものゆきかゝるといふすゝかやまとほくなるともおとつれよきみ

〔重之集〕察本圖書 やむ事なき女に、夢のやうにあひみて、ゆめ人にしらす

重之トや  
むことな  
き女

なとくちかためしかなく成たるを思ひいて、○續後撰和歌集夢の

く、身まかりすなと契て程な

おもひいてゝかなしき物はひとしれぬこゝろのうちの別なりけり

〔重之集〕下 あるやんことなき女に、むかし、

春の雨にしのふることそまさりける山のみどりも色に出にけり

〔重之集〕察本圖書 もろともかむすめ、○歌仙家集本、もろともにすむる女に

重之ト或  
女

ル作

ひころふるわかころもてのかはかぬははつよのつゆよいかにおきしそ○歌仙家集本

初句ヲ日はてるに、四句ヲひとよの露をニ作り、群書類従本、初句ヲ人こふる、四句ヲ一夜の露やニ作り、群書

冬こもりつるにあひみすなりはてはゆきふりにきと人にかたらん

もろともに、ほかへこえなんと契りて、ほかへひとりいにけるひとに、

ゆくはるにたちおくれぬと春かすみおもはぬやまをなかめつるかな

〔重之集〕察本圖書 ある女に、

よそふれはこゝろのほかにあくかれてきみかたつなをよそにこそきけ

かへし

ひとなれぬみつのみまきのこまなれやたつなもさらにあらしこそ思ふ



〔重之集〕 下 ある女に秋、

虫のねのかなしき野への花すゝきこち吹かせにうちなひかなん  
〔重之集〕 上 かへしせさりし女に、

誰ゆへにおもひ入にし山ちとてかへりことたにいはれさるらん  
女返事はせてかみを文のやうにしておこせたるに、

かつらきや久米ちのはしもわたすらしこれより神のしるへなりけり  
山のはに關をすへたる世なりせはこゝらのひをはすくささらまし

〔續後撰和歌集〕 戀歌一 女のあしのやへふきどかけりけるてならひを

みて、かきそへ侍りける、

源重之

蘆のやのこ屋のしのやの忍にも人にしられぬふしをみせなむ

〔重之集〕 察本圖書 むつまじきひとのおかしきを見て、おもひかけて、

心をはそめてひさしくなりぬれといはてそおもふくちなしにして

かものくひかはを、人のもたるをこひにやる、

冬のいけのおなしごりにはかそふともおしとないひそかもくひかは

鴨ノ頸皮  
ヲテ人ニ請

人ヨリ狩  
衣ヲ借ル

人ノ許ニ  
テ湯浴シ  
テ帷子ヲ  
借ル

香魚ヲ贈  
ラル

藏人ヨリ  
足袋ヲ贈  
ラル

美童ヨリ  
蟬ノ脱殻  
ヲ贈ラル

人のかりきぬかりて、二日はかり有てかへす、

うらもなき心ならひにかりころもかへさしとまでおもひけるかな

人のもとにて、ゆあみはへりて、かたひらをこひたるに、しなのゝかた

ひらのいみしうふりたるをみせたるを、かへすとて、

かへしやるみちにはとふなからころもこゝのものそと人もこそみれ

ある人、あゆをみつきのえたにつけておこせ侍りて、

みつくきのあとふみわけよこゝろみむおもふところにあゆみつくやと

かへし

かゝり火のそきよからぬからすかはあゆみつといはん人はゆるさし

〔重之集〕 上 はる、くら人たひといふくつを花につけてえさせたる、

足引の山のさくらもみにゆかしこのたひえたるくつのおしさに

〔重之集〕 下 五月はかりに、さまうつくしきわらはの、かうのうすやうの

に、蟬のもぬけをつゝみてもてきて、人にさしおこせてうせぬ、よろつ

におもへとみしらぬを、もしひとゝせの夏ころいきたりし人こそ、よ



廣澤池ニ遊ブ

〔重之集〕

寮本圖書

ひろさはのいけにて、

明日原ニ赴ク

あか月にあしたのはらをこゆとて、

美濃字留間ニ到ル

しのゝめにあしたのはらをこゑくれはまたよこもれる心ちこそすれ  
うるまにて、○後拾遺和歌集東の方へまかりけ  
るにうるまといふ所にてニ作ル

土岐郡ニ到ル

あつまちにこゝをうるまこゆふことはゆきかふ人のあればなりけり  
みのゝくにときこのほりにて、

尾張二村山ニ遊ブ

ふたむら山にて、

遠江濱名ノ橋

〔重之集〕

上

さねかたの君のもとに、みちの國に下るに、いつしかはまな

あき風にはたをるむしの聲しけみたつねそきつるふたむらの山  
の橋わたらんと思ふに、はやく橋はやけにけり、  
水の上のはまなのはしもやけにけり打けつ波やよりこさりけん

駿河田子浦ニ到ル

〔重之集〕

寮本圖書

たこのうらにて、

〔重之集〕

上

をどに聞田子の浦をわたるに、浪立は、

斯太浦ニ到ル

〔重之集〕

寮本圖書

したの浦にて、なみのたつを、

風吹はおもかはりゆく田子の浦のこなみしもこそさかなかりけれ  
風ふけはおもかはりするしたの浦のこなみしもこそさりなかりけれ

信濃東間ノ湯ニ到ル

しなのゝつかまのゆのはしらにかきつく、  
まの湯をみ侍りてニ作ル、  
いづるよのわくにかゝれるしらいとほくる人たえぬ物にそありける

○後拾遺和歌集修理大夫  
惟正、信濃守に侍りける時

集初句ヲいつるゆのニ作ル、  
遺和歌

相模ニ到ル

さかみにて、

陸奥小鶴池ニ到ル

〔重之集〕

上

こゆるきのいそのわかめもからぬみにおきのこなみやたれをよすらん  
二月はかりに、みちの國にりんしの祭に、雪にぬれころした  
るかちなるをのこ、こつるの池をすくる程に、こゝはいつこそとへ



は、こつるの池のつゝみといへは、心やりによめといへは、

むねちか

千年ふるこつるの池もかはらねはおやのよはひを思ひこそやれ

父

千年をはひなにてのみや過すらんこつるの池と聞てひさしき

〔重之集〕 下

たけくまの松も一もとかれにけり、

たけくまの松も一もとかれにけりかせにかたふく聲のさひしさ

年をへて誰をまつとかたけくまの常盤にのみはいかて頼まん

〔重之集〕 上

末の松山に、子日に此人の母車にて出たるに、かみしけみ、す

けつねみなといひたり、

末の松引にそきつる我ならて波のみたるときくかねたくて

〔重之集〕 〇圖書

ころもかはのせきのおさの、おいにけるをみて、

むかしみしせきもりみれはおいにけりとしのゆくをはえやはとゝめぬ

みちのくに山(新カ)なのこほりといふ所にて、

武隈ノ松ヲ見ル

末の松山ニ到ル

重之ト衣川關ノ長

耶麻郡ニ到ル

くもはれてそらをかける月かせは山もこほりといひなとおとしそ

〔重之集〕 上

此山のこほりに、かのこまたらに雪消残る、

秋くれはなくさをしかのきたへゆき山の遠きりなく聲もせぬ

〔重之集〕 〇圖書

みちのくにあたりにありし女おもひいて、京より、新

古今和歌集みちのくにのあたりに侍りける女に九月はかりにつかはしけるは、

おもひやるよそのむくらもしくれつゝあたちのはらはもみちしぬらん 今和歌

集二句ヲよそのむら雲ニ、四句ヲあたちの原ニニ作ル、

〔重之集〕 上

みちのくにの柳河の家にて、ふみてにもちなとして、七月七

日七夕の心、

たつとこそおもひやらされ七夕のあけゆく空のあまのはころも

〔重之集〕 〇圖書

もかみかはいふところには、いみしくおもしろきと

ころなれば、人すきかたし、

もかみかはいふところのこゝによらぬはあらしこそおもふ 外略ス

〔重之集〕 下

はこかたのいそにて、京にのほる、

白河の關よりうちはのどけて今はいそかたのいそかるゝかな

重之ト安達ノ女

陸奥柳河ノ家ニテ七夕ヲ迎フ

出羽最上川ニ到ル

宮瀧磯ニ到ル



長保二年是歳

二〇四

〔重之集〕 上 難波にて船せうえうして、岸の藤のはなを折て、やかたにさして、くれにかへるとて、

こく舟にけさよりかけし藤波はよるさへみゆる物にそありける

〔重之集〕 〇圖書 察本 はりまへまかりしに、あかしの浦によると、まりて、新

古今和歌集題  
しらすニ作ル

しらなみにはね打かはしはま千鳥かなしきこゑはよるの一聲 今新古

集四句ヲ悲しき  
ものはニ作ル

〔重之集〕 上 おもふ君に、あひやなりたりけん、まゆみいむとて、はりまち

へくたりて、かへりて、

はりま野やしかまの市にそめかすし我かち(つ)の君をみつしか

といへは、おもふ君、

我ためは君か心もあさみどりそらことかちのことなきかせそ

いまはあまに成ていひおこす、

山ふかみ我身はいりていにし月思ひ出るはなみたなりけり

かへし

思ひ出る心になふ涙もているとく山はふかからしやは  
〔重之集〕 〇圖書 察本 山さきかはをは、たつた河といふ、つくしへまかるとて

にや、

しらなみのたつたのかはをいてしよりのちくやしきはふなちなりけり

みやこいて、けふやはどこそおほつかなとめし人はかそへおくらん

むかしわかちよとちきりし人しもそあひみる事はすくなかりける

かりかねははなにすむともみえなくにちりぬとおもふにかへることある

〔重之集〕 上 つくしへゆくに、〇玉葉和歌集、筑紫へくた、侍りける道にてニ作ル、

天原波のなるをこく舟のみやこ戀しきものをこそおもへ

山たかみおちぐる瀧の白糸はあはによりてそみたれそめける

やま吹の八重咲花をなつかしみそよや一重に打とけにけり

〔拾遺和歌集〕 別六 つくしへ下りける道にて、

重之

舟路には草のまくらもむすはねはおきなからこそ夢も見えけれ

〔重之集〕 〇圖書 察本 しけゆきつくしにて、

長保二年是歳

二〇五



箱崎ノ松

志賀嶋

染川

肥前値嘉嶋

筑嶋

日向ノ琴  
彈松ヲ見ル

京ヨリ遠  
行ス

長保二年是歲

二〇六

いくよにかかそへつくさんほこさきのまつのちとせもひとつならねは和歌拾遺  
詞書ヲはこさきをみ侍りて、重之ニ作り、二句ヲ  
かたりつたへむニ、四句ヲ松のちとせのニ作ル、

まつかけにすみてとしふるまなつるのこひしきことはくもるなりけり  
みやこ人しかのしまへといそけともかのこまたらになみそたつめる  
そめかはのきしによせるしら波はきくにもたかふものにそありける  
つくしへそくやしやなに、いそきけむかすならぬみのうさやかはれる  
なをたのむちかのしま人こきくれとけふもふなちにくれにける哉  
むらさめにぬるゝころものあやゝなきなほみのしまのなをやからまし

〔重之集〕

察本

ひうかのくにゝ、ことひき松のきしに波よす、

白波のよりくるいとをゝにすけてかせにしらふることひきのまつ

〔重之集〕

上 つくしにて、女にあひて曉方にいひやる、

なに事のけさはうれしき我なれや涙はわかぬ物にそありける  
はるかに京よりくたりしに、

あま雲のわかれし中にかよへはやよそなる袖のかはかさるへき

〔重之集〕

歌仙家集十三  
○東京家集十三  
大學生本 　ふなちのあはれなることをおもひて

越前ニ狩  
ス

海士ノ家  
ニ泊ル

歌人  
名譽歌仙

船ちにはおもふ人のみ戀しくて行末のみをまつとはれける

〔綺語抄〕

中行部 夏かり

なつかりのたまえの蘆をふみしたきむれる鳥のたつ空そなき

或人云、この歌は、帶刀先生源重之か歌なり、たまえとは、越前國にある所  
なり、そのくににてかりして、たまえのほとりにをりて、さけなとたう  
へて、その時によみたりけるにやあらん、むれるとりのたつそらそな  
きとは、そのこゝろなり、わかるゝをばむらとりといふは、そのこゝろな  
りとそありける、

〔重之集〕

上 あまの家によこかりたるに、日くるゝまで釣舟のみえねは、

波まよりよふかく出し釣舟のまつほと過てもものをこそおもへ

〔重之集〕

下 かりのやどりに、やり水をして心をやれど、いにしへのには

にすやありけん、

行水に心をそへてやりけれとむかしまでには波もかへらす

〔二中歴〕

十二 倭歌歴 諸大夫以下 源重之

〔和歌色葉集〕

上 六、名譽歌仙者 俗百六十人

長保二年是歲

二〇七



長保二年是歲  
於後詞  
帶刀先生重之、參議兼忠息、清和天皇曾孫、從五下兼信男、  
〔拾芥抄〕上 和歌家部二十九 歌人三十六人 源重之參議兼忠男、貞因親王、孫相模權守、五位、至長

〔八雲御抄〕六 用意部 第六によくよく思惟すへき事

そののち兼盛重之、好忠など、昔のあとをつきてことなる歌よみなり、

〔勅撰作者部類〕

自帝王至庶人之部 重之位五位左馬助、五 拾遺集春、夏、冬、三、別

二、戀五、一、雜

後拾遺集夏、三、賀、一、旅、一、哀、一、戀、二、戀 詞花集春、一、戀

春、一、戀五、一、雜

新古今集春上、一、春下、三、冬、三、別、一、戀、一、戀、三、戀、五、一、戀 新勅撰集春下、戀、一、戀 續後撰集春上、一、秋上、戀、一、戀

二、一、雜

續古今集戀、四、戀、五、一、戀、一、戀、三、戀、四、一、戀、五、三、戀 新勅撰集春下、戀、一、戀 續後撰集春上、一、秋上、戀、一、戀 續後拾遺集春下、一、夏、一、戀、一、戀 新續古今集春下、一、夏、一、戀、一、戀

新千載集秋下、戀、一、戀、三、戀、四、戀、五、一、戀 新拾遺集春下、一、哀、一、戀、二、戀、三、戀 新後拾遺集雜、春、戀、一、戀

春上、一、秋上、一、

〔萬代和歌集作者部類〕重之源 春上、二、春下、二、夏、一、秋上、二、雜三、一、

〔袋草紙〕二 六帖 兼盛、重之等歌載之、

〔和漢朗詠集〕上 夏 更衣

はなのいろにそめしたもこのをしければころもかへうきけふにもあるかな 重之外一首

〔新撰朗詠集〕略 雜下 草

なつくさはむすふはかりになりにつりのかひのこまはあくかれぬらむ 重之外二首

〔重之集〕略 〇歌仙家集十三 東京帝國大學本

古本分爲上下二卷、上百六十八首、下百四十九首、惣計三百七十七首、下卷中一

首ハ連歌、刊本一卷二百七十九首内、一首連歌、家本上下二卷、上百七十一首、

下百五十首、合三百廿一首、下卷中一首ハ連歌、次第等古家大同小異、刊本大

抵同キウチ頗異アリ、刊本比古本八首多、四十六首少、比家本六首多、四十九

首少、又古本比家本一首多、五首少、以古家兩本補歌四十九首別附、

〔重之集〕察本圖書 帶刀先生源重之卅日假給、東宮談給和歌百首、〇群書類

はきのおさみなもととしけゆきつこもりの日を給て歌よみてたて

まつらんときはたんと仰られければ、春廿、夏廿、秋廿、冬廿、戀十、雜十、

春 二作ル、

難波えに生出るあしのほとみれば數しらぬよそ思ひやらるゝ 〇外九



〔拾遺和歌集〕

春一

冷泉院東宮におはしましける時、歌たてまつれとおほ

せられければ、

源重之

吉野山みねのしら雪いつきえて今朝は霞のたかはるらむ

〔拾遺和歌集〕

夏二

冷泉院の東宮におはしましける時、百首歌たてまつれ

とおほせられければ、

源重之

花の色にそめしたもどのおしければ衣かへうきけふにもある哉

百首歌中に、

夏にこそさきかゝりけれ藤の花松にどのみもおもひけるかな

〔拾遺和歌集〕

冬四

百首歌の中に、

源重之

あしの葉にかくれてすみし津の國のこやもあらはに冬はきにけり

百首歌の中に、

源重之

ゆきつもるをのかとしをはしらすして春をはあすとさくそうれしき

〔後拾遺和歌集〕

夏三

冷泉院の東宮と申しける時、百首歌たてまつりける中

に、

源重之

夏草はむすふはかりに成りにけり野かひし駒やあくかれぬらむ

〔詞花和歌集〕

春一

冷泉院、春宮と申しける時、百首歌たてまつりけるによ

める、

源重之

春日野に朝なくきしのはね音は雪の消まにわかなつめとや

〔詞花和歌集〕

戀七上

冷泉院、春宮と申しける時、百首歌たてまつりけるに

よめる、

源重之

風をいたみ岩うつなみのをのれのみくたけて物をおもふ比哉

〔續後拾遺和歌集〕

春二

百首歌の中に、源重之

今日きけは井手の蛙もすたくなり苗代水を誰まかすらむ

〔玉葉和歌集〕

春二

冷泉院、春宮におはしましける時、百首歌めしける

中に春の歌、

重之

うくひすのさるる羽風に散花をのとけくみむと思ひける哉

〔玉葉和歌集〕

戀十二

戀四

冷泉院、春宮と申しける時、歌めしける中に、

重之

鳴く鹿の聲きくことに秋萩の下葉こかれて物をこそ思へ



長保二年是歲

二二二

冷泉院、みこの宮と申しける時、百首歌よみて奉りける中に、

重之

萩の葉にふく秋風を忘れつゝ戀しき人のくるかどそ思ふ  
哀をはしらしと思へど虫のねに心よはくもなりぬへきかな

〔河社〕

五

百首歌はしめ 百首は冷泉院また東宮にてまし／＼ける時、重之  
か令旨をうけてよめるや初なるへき、

○重之、女ニ代リテ、和歌ヲ兼盛ニ送ルコト、天元二年七月二十二日ノ  
條ニ、兼盛ニ消息ヲ贈ルコト、正暦元年十月二月是月ノ條ニ、藤原佐理、重  
之ノ和歌ヲ假名ノ御手本トシテ奉ルコト、同二年正月二十六日ノ條  
ニ、大中臣能宣、重之ニ和歌ヲ贈ルコト、同二年八月是月ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔奥羽觀迹聞老志〕

五 名蹟ノ一

名取郡

名取川

中

源重之

名取川、梁瀬の波そきはく也紅葉やいとよよりてせくらん今新古  
集題しらすトアリ、

百首歌ノ  
初

名取川

按、重之、奥州國司、想夫任國之際、所詠此地乎、河上架魚梁、而捕鮭魚及鮎魚

也、考其出處于此歌、則自來者已久矣、

〔奥羽觀迹聞老志〕

六 名蹟ノ一

宮城郡

小鶴池

中略、重之集

按、重之爲奥州刺史、此記三月遇祭禮于雪、而過此池畔矣、此地三月之祭祀  
無所考于佗、蓋木下之祭禮乎、其祭祀也、蓋祭志波彦社者乎、此神乃宮城之  
大社、爲刺史者、豈宛然外其祭事哉、斯、重之須在多賀城中、仍欲侵雪而之  
乎、木下焉、路必經過于池畔者也、按、編和漢三才集者、以爲在行方郡、想又彼  
亦有受而記之乎、然則此邊乃古之行方地乎、未詳其所焉、

○重之ノ子女及ビ孫ノ事蹟、便宜左ニ附收ス、

〔重之集〕

察本圖書

なみのこゑゆめを

よまかせて

おやこと

はる、ためきよ、

むねきよ、

（ら）かきよ

夢にたにこひしき人を見るへきになみのこゑにそおとろかれぬる

むねきよ、

うらちかみぬるとはすれとしら波のよるおとにこそ夢はさめつれ

これらをわろしとておやのおきな、

長保二年是歲

二二三

小鶴池

重之ノ  
女及ビ孫  
ノ事蹟  
爲テ父子  
和歌ヲ  
唱ス



こひしさはゆめにのみこそなくさむれつらさはなみのこゑにさりける  
えたもなくうらくにさくむめのはなかせにやとれる春かこそみる  
こにはへるむねちかよのはかなきを、

たきつせにたえすうつまくあわゆきのうきよつくすといるやいつまで  
かへしためきよ、

雲井よりうつまきおそすたきつせのゆきよにこつちよをこそふれ  
〔重之集〕下 ためちかしまめぐりにきて、いみしかりけるところをみせ

す成にけりと恨て、歌よめりけれとわすれてかゝす、

いそなつむあまのみるめもあるものを君か舟ちに後れてそおもふ

〔勅撰作者部類〕自帝王至庶人之部 致親五位典藥允左馬允源爲清男 金葉集冬

〔金葉和歌集〕冬四 大井河にまかりてもみちの心をよめる、

源致親

大井河もみちをわくる筏しはさをに、しきをかけてこそみれ

〔重之女集〕〇圖書 察本 ふくするひ、

道とをみ行えもしらすくるほごりころもの色そきていてにける

こゝろにもあらてそほつる袂かかないかにいひてかほすへかるらん

〔源重之むすめの集〕院のおほせことにてつかうまつる、

なほさりにほりうゑしものをわかやこのをきのは風に秋をしる哉

はきの花、日ごとに色まさるといふたいを、中宮にて、

かりそめのよをかさねつゝおく露のうさのみまさるあきはきの花

たなはたのまたの日、ある所のおほせことに、

そてひちてけふはたなはたかへるらんきのふのそらを思やりつゝ

春たつひ、ある所のおほせことにて、

うはこほりどくるなるへし山かけのいしまの清水おとまさる也

〔勅撰作者部類〕女部 源重之女 新古今集秋上 續古今集夏、別 風雅

玉葉集夏、秋上、戀一、戀 續千載集春下、戀四 續後拾遺集戀一

集秋上 新千載集雜上 新後拾遺集冬 重之女 源 春上、三、夏、一、神、一、戀一、四、戀二、

〔萬代和歌集作者部類〕

長保二年是歲

爲清島巡

リテ爲ス

致親ノ歌

大井河ニ

重之女ノ

服忌

院ノ仰テ

詠テ

中宮ニテ

和歌ヲ詠

歌什



一、戀三、一、戀四、一、戀五、二、雜一、一、雜四、一、

〔重之女集〕

寮○圖書

むかしよりいまに、うたといふ物おほかれは、これを歌のかすにはあらねど、四季の歌とこそいふへかめれ、春は花に心をあくからし、夏は時鳥のねさめてきく、秋は紅葉のふかき山にこゝろをいれ、冬はふるめきたる、重之かむすめのいひをきたる事なれば、よにめつらしきことあらしのみさむくなりつゝ、戀のみちもどちられたるにやあらむ、あはておもふなるへし、

(原書)

永仁五年二月十七日、於西山而書寫了、

承空

〔實隆公記〕

六

文明十五年九月廿日、庚戌、參室町殿、打聞事如例、○中略

重之女集○中略

以上三人集、五文字計、以小短冊書之、借中山相公筆、令書之了、

〔重之女集〕

寮○圖書

ある少將、世をそむき給ふとき、(き、給てい)

みかさ山そむきはてぬとき、しよりなみたの雨にたれかそほちぬ○以下十首略

〔重之集〕

下

むすめに、男もたるといふころ、

世にふれは心の外にあくかれて、君か立名をよそにこそきけ

返し

人なれぬみつのみまきの駒なれやたつなもさらにあらしこそ思ふ

〔源重之むすめの集〕

うくひすのこゑはきくやど、ひてはへるかへりこ

とに、

山ふかみ人にしられぬ宿なれば、またうくひすのおとつれもせず

ふるさとの花のさかりものへまかりける人に、

わかくきに駒ひきとめてふるさとの花のさかりをみてもゆかなん

吉野山ニ到ル

よしの山に、ゆきのうへにかすみ、のたなひくを見侍て、

たにふかみゆきしきえねは、よしのやま春のいろとはかすみをそみる

〔重之集〕

上

京よりくたるに、たこのうらにて、むすめ、

いそぎ行旅の心や通ふらんだ、ぬ日そなき、田子の浦波

〔源重之むすめの集〕ふかき山にこもりはへりて、五月五日、

我ことや人もみぬまのあやめくさつきのよそにきえわたるらむ

長保二年是歲

二一七

重之女ト某

吉野山ニ到ル

田子浦ニ到ル

深キ山ニ籠ル

重之女ト少將某

家集序



長保二年是歳

二一八

山てらにこもりて、ひとりまちはへる。  
なつふかくくさしけりゆく我宿はたれかきわけてとはむとすらむ

○重之ノ交友安法法師ノ事蹟、便宜左ニ合敘ス、

〔尊卑分脈〕

嵯峨源氏

宮

出家、安法、歌人、  
母神祇伯大中臣安則女

女子 新古作者

〔渡邊系圖〕

濟或若子、  
陸奥守

趁歌人、出家、安法々師、  
母神祇伯大中臣安則女

〔中古歌仙三十六人傳〕

安法法師 大納言源昇卿孫、内匠頭嫡男、母神祇伯

大中臣安則女、俗名趁云々、

〔安法々師集〕

○圖書

兵部卿の宮にて、雨中花といふ心を、

そほつともはなのしたにをやとせんにはふしづくにこゝろそむへく

入道少將の御もとにいひやりける。○續後拾遺和歌集、藤原高光、かじ

いまはとてよをのかれけんほどよりもおもひこそやれこのはちるころ

神名月の比申しつ  
かはしける=作ル

ひこの少將、あふきに大井河にむまひやしたるかたかきてよませ給へる、

もち月の駒ひきたてゝひやしけるこゝはかつらのわたりなりけり

前和泉守順の君の官たまはらて、近江のやすのこほりにあるにいひ

やる、

世をうみにおもひなしてやちかつみのやすのすまゐにきみかゆきけん

前周防守元輔、右馬允かねすみ、菊を題にしてよむ、花の本にてめつら

しき人にあへる、

はるはたゝはなとひとごとにくらしてむいづれもたらむことのおしきに

三月十一日、元輔兼澄などしてよむ、

あれにけりやとには花もしられねはやまのさくらをよそにこそみれ

長保二年是歳

二一九



安法下坂  
上望城

前齋宮の寮頭(坂上)もちきの朝臣法師になりて、東山にありけるに、侍従のおもとのもろともくにありて、かく心ほそきすまるをなんし侍とておくに、

よをすつる人にをくれぬ人のすむあきの山へを思こそやれ

安法下筑  
前守つれ  
みつ

筑前守つねみつのきみのくたりて、九月一日夜、夢に見えたりければ、あひおもふなかなれはいひやる、  
ゆめにてもゆめとしりせはねさめしてあかぬなこりをなけかさらまし

安法下和  
泉守やす  
あきら

和泉守やすあきらの、おやのふくにて、にひ色のあふきおとして、かへりたりけるに、かきつけてつかはす、  
すみそめのあふきの風は秋よりもこころすこきはきまざりけり

安法下和  
泉守やす  
ひら

和泉守やすひらのきみ、あやむしろに文つくりくはへてありけるかへし、

うちいたしあやのむしろのなかよりそにしきにおれるふみもみえける

安法下三  
河守爲基

みかはの爲基かもとより、世中のはかなきよしなどかきつけつゝけて、あはれなることゝも、いひをこせたりける返事のおくに、

さためなきよを身のうへにおもひつゝあかしくらすはたれによりてそ

おなしきみの京にありける時、すわうをまくらのれうとてをくりければ、かくなむいひたりける、  
ためもさ

まくらさをおきてきつれは夢にてもうとからんとはおもはさりけり

左衛門殿の太郎君の、おはせむとのたまひけるに、またおはせぬにかくれたまひにければ、

安法下左  
衛門殿の  
太郎君

安法下加  
賀介

かゝりけるつゆのいのちをきながらはなみにこんどいかていひけん外一略、  
六月三日、かゝのすけはなにことひとつのだまへといひ侍れば、  
きみくれてこゝろほそきもおもほえすあきのゆふへはわれをとほなん

返し 又かへりこと、

あさまてとつゆのいのちはたのまれすよるくところいふへかりければ、  
なにことをいひのこさましよの中においのかたみと人のいふへく



秋の日かゝのすけ、ないきなとしておいをなけきて、  
もゝとせのあぎのあらしはすくしきぬいつれのくれのつゆときえなん

安法ト山の僧正

山の僧正の、日野にともゆひといふ所に、やどりていますかりける、  
ふなちにてともゆひさとにやとすればとけてねられすなみのこゑして

安法ト醍醐座主

たいこのさすのひえの山にこもり給へるもとに、  
おほそらのゆかりとききはまた見ねとくもにうつめるあとそゆかしき

安法ト宣旨の君

いなり山のかけの、池にうかへるをみて、せしのきみよませ給けるに、  
人々よむ、

安法ト辨の君

池の面にかけをうつせはいなり山みつのみまきに波ややすらん  
(源重信)六條大納言殿の辨のきみの、おはしてよみてをきておはしける、  
いけふかみ松のみどりのいろみれはいまひとしほの色そゝめける  
とあるかへし、

風ならてとふ人もなきふる郷(ついで)のまつにかひあるはるもありけり

このをとと、辨のきみの子むませたまへりける七夜のうた、人のよま  
せ給ける。(ついで)

たかさこのむまこのまつのうたなれとちとせのかけもあふくへきかな

安法ト伊勢

伊勢といふ人、うたこもの題かきあつめてやれるに、

ひさきおふるかはらのか(ついで)をちこちに見ゆるものゝ君にいはせん

おほみやのすけのきみ、ひはた色のうちもを、ほうしのためにかりて  
返すこと、やれたりけるを、

よものうみにとしふるあまのかりいつるもゝいとかくはみたれさるらん  
とあるかへし、

しほさして見えもしつらんわたつ海のあまのかるもゝかる人からに  
又かへし、

としをへてよものあまたのごさのうみにかくてみるめよごもしからしを  
又

安法ト大宮の亮の君



安法ト宮  
の亮の君

よさのうみにきよきなきさはとしふれとみるゆもよせん物とやはしる  
宮のすけのきみ、枕を碁にうちとりて、又あしたにをこせ給へる、  
五月雨のよもあけかたくしきたへのまくらさためていかにねつらん

返し

安法ト内  
藏内侍

しはしこそまくらとかみめまたもこは夢かたせしとおもふまくらを  
くらの内侍のいまはとて、ひんかしさかもとにいきけるをきつてや  
りける、  
もつしきによをへしきみかのかれゆくみやまさどこそおもひやられる

安法ト督  
の君

かむ君の、この河原院にこむと契ていませさりけるにいひやる、  
まつもおいいはほもこけのむすふまていのちくらへにとはぬきみかな

返し

われゆきて衣も袖にかきなてはきみかいはほのこけもみえしを

また

三ちとせにひとたひなつるたもとをばふたはのまつもいかまつへき

安法ト死  
去セシ人

たれならん、ふちの花おしまんといひしほとに、かくれにし人をこひ  
て、

安法ト筑  
紫ニ下ル  
人

をしまんといひし花たにちらぬまになくなりけるいのちなりけり  
筑紫にくたる人におほくの歌こひ給つる人に、  
とまれともいきの松原思やりときはにのみもなかむへきかな

安法ト昔  
見シ人

むかしみし人、みちにあひいて、あひともにおいたる事をいふに、  
いのちあれば又おい人にあひにけりたれさきたちてこひむとすらん

〔新古今和歌集〕

雑十七

あひしれりける人の、くまのにもり侍けるにつ

かはしける、

安法々師

世をそむく山の南の松風に、苔のころもや夜さむなるらん

〔安法々師集〕

察本圖書

ある殿はらより、屏風に、こまひきしらかはにした

るをかゝする所に、よむへき歌とも、まつりのかへさに、きたのに忍び  
さまたれたるさまとかゝするを、なともいはし、しのひてよめとあり  
つれば、

安法ト或  
殿原

安法ト熊  
野ニ籠レ  
ル人



河原院ニ遊ブ

しらかはのみつかふあをのこまひきをなみのたつとやよそめしつらむ  
とゝのへしかものやしるのゆふたすきとくるあしたそみたれたりける

この河原院に、むかしむつの國にしほかまのうらうきしまゝかきの  
しま、うつつつくられたりければ、おと(源融)かくれ給てのち、躬恆、貫之な  
ときつゝよめりければ、それかいとかきりなければ、人のよまぬを心  
見にとてしのひよめる、

としふりてあま(そ)のなれたるしほかまのうらのけふりはまたそのこれる  
うきしま

東山ニ遊ブ

おきつなみたてゝたゝよふうきしまはむかしのかせのなこりなりけり  
ひむかしの山の花をみて、  
やまはるけかすみのなかのさくら花ちるもちらぬもみえぬけふかな

鹿ノ音ヲ聞ク

東山に鹿のはしめてなくを聞て、  
まかきなるはきの下葉のもみちみておもひやりつゝしかのなくなる

西京ニ赴ク

西京にて、

神無月もみちふるさとあれにけりしくれと見えてたもとぬるれば○外略ス  
かへし

北山ニ遊ブ

われはこのしくれのあとのしもをへ敷えてをのれこすゑのにしきとそみる  
北山に、花のをり人のもとにゆきて、  
花の色もまたとりのねもよふかきにいかなる人のすみかなるらむ  
かへるとて、

春山のはなにをりとるたもとをそみやこにとはゝつとゝいふべき  
かれこれ北山に花みにいかん、もろともにとあるを、おそうなりとゝ  
まりていひやる、

〔拾遺和歌集〕

十六春

み侍ける、

安法々師

おほつかなくらまの山の道しらて霞のうちにまどふけふかなく

鞍馬ニ詣ス



長保二年是歳

二二八

〔安法々師集〕

○圖書

ひらにいきてつけるほとに、山に白雲のかゝりたりけるをみて、

ちはやふるひらのみやまのもみちはにゆふかけわたすけさのしらくもつなてひきつゝゆくをみて、

しら波のこどけからねはしつのをのつなていそけるふねもゆきかふ山川よりもみちのなかるゝをみて、

山川の水かさまさるもみちはゝみなかみにこそ雨とみゆらめねさめに、鹿のなくをきゝて、

もみちふる木のした風に夢さめてうらなきしかのねをもきくかなしくれのふるにもみちのちりまかひけるをみて、

おほそらに木すゑやこゝろあはすらんしくれとゝもに木のはふりしく

〔拾遺和歌集〕

○神樂歌

安法々師

あまくたるあら人かみのあひをひをおもへは久しすみよしの松

〔安法々師集〕

○圖書

天王寺にて、浪の聲を聞て、

みやこいてゝいくかはかりになりぬらんおほつかなみのうらによするは

返し

惠慶

なにはかたなにからきよもおもひいてゝおほつかなみにそてはぬらん

同寺にて、しるいみしうかしは木になりたるをみて、

かしは木にこのめもおいてあるものをむかしの人のみえすもあるかな

ある人にかはりて、

惠慶

ならのはのうすく□ほともきみかきてとふにつけてそつゆけかりける

天王寺よりのほるとで、舟にて、

むかしみしなにはかたにそこかれゆく

といふに、

惠慶

まつといふなりすみよしのきし

神無月はかりに、ひたへゆきけるに、こしのを山をみるに、紅葉のなか

りければ、かれこれしてよめる、

長保二年是歳

二二九



長保二年是歳

二三〇

こしのをの山のもみちのまたしきはほかよりしくれくるまなりけり  
〔新拾遺和歌集〕雑上 秋の頃山ふかく住てよみ侍ける、

安法々師

露けさはさこそ深山の庵ならめ苔の袖さへ秋や知るらむ

〔勅撰作者部類〕僧之部 安法内藏頭源 拾遺集秋、神、 後拾遺集秋上、

四、新古今集雑上、 續古今集秋上、 續千載集夏、 續後拾遺集雑上、

新拾遺集雑上、

〔萬代和歌集作者部類〕安法法師 雑一、一、

〔安法々師集〕察本 圖書

のちのよに見ん人そすけるやうにおもふへけれど、多のとしにかのはら  
の山のすまひ、心ほそきおりふしのあはれなることのためかたければ、春  
のはなのさかり、あきのもみちおつるほど、松風のあはれ夜ふかきほど、を  
しどりのあか月かたのこゑ、月かけのいけ水にうかひ、かりの草むらにか  
り、あはれなるをりふしに、人しれすいひあつめたること、の葉、さまゝ  
につけつゝおほかれど、たゞ一二そおほゆるを、かきあつめたるなり、

〔安法々師〕

俗名趁、河原院大納言昇卿孫、内匠頭適六男、母、

永仁第五曆正月中旬之候、於草菴深窓書寫之訖、

右筆〔花押〕

をいをおもひて、二首、

老にける身のうへなけはおちとまるなみたのかけにしはさみえけり

おいぬれはみなみおもてもすすましましやひたおもむきにしをたのまむ

〔新古今和歌集〕雑上 秋のくれに、身の老ぬることを歎てよみ侍ける、

安法々師

百年の秋のあらしは過しきぬいつれの暮の露ときえなん

○安法、平兼盛ニ歌ヲ贈ルコト、天元二年八月是月ノ條ニ見ユ、安法々

師女ノコト、便宜左ニ合叙ス、

〔續詞花和歌集〕十三 三條院みこの宮と申ける時、久しくおほせことな

かりければ、

安法々師女

長保二年是歳

二三二



歌什

長保二年是歲

よのつねの秋風ならば萩の葉にそよとはかりのをとはしてまし

〔勅撰作者部類〕

女之 安法々師女 新古今集 戀三

二二二

降雪

天文、災異、

年末雜載

〔日本紀略〕

院一條

正月九日、丁亥、雪降及二尺、

〔權記〕

正月九日、丁亥、○今夜大雪、

〔百練抄〕

四條院

五月三日、北野宮池紫雲立、

〔權記〕

十二月十五日、戊午、○或云、月已時許、白雲亘東西山二筋夾月、俗諺

云、歩障雲、又云不祥雲云々、大陰者后之象也云々、

〔御堂關白記〕

二月十五日、癸亥、雨下、

〔權記〕

正月八日、丙戌、○此夜民部少輔清通朝臣中御門宅燒亡、放火云々、

七月廿日、乙未、晚景三條以北、萬里小路西小宅等燒亡、

十月廿一日、甲子、○四條坊門與堀河邊有燒亡、

〔權記〕

八月十九日、癸亥、早朝於宿所、見付畿喰宿物恠、(安常時カ) 卯時、即遣問安四位許

云々、推云、口舌病事云々、

神社、

〔中臣社司補任〕

神宮預補任次第

長保二年雜載

二二三

藤原清通  
第ノ燒亡  
三條以北  
萬里小路  
西ノ宅燒  
亡  
四條坊門  
及堀河  
邊燒亡  
ノ宿所  
行成宿所  
ノ恠

歩障雲  
不祥雲

北野社池  
ノ紫雲



皇大神宮  
權預

同預

豐受大神  
宮一禰宜  
石清水權  
別當

長保二年雜載

是忠一男

助延 長保二年庚子三月二日任權預、御堂殿御代、信清始而加任預、今名預替也。

二三四

〔中臣社司補任〕 權預補任次第

神宮預是忠男

助延 長保二年三月二日任權預、信清遷任替。

造宮預助滿一男

信清 長保二年遷任于預、今名預。

〔豐受太神宮禰宜補任次第〕

二員

一禰宜從五位下神主廣隣在位三十三年、長保二年讓貞雄也。

〔石清水文書〕

五田中家文書附錄

官符權別當三人相並例

修理別當貞親、一條院御宇長保二年八月五日、轉權別當。

〔端裏卷〕  
官初加任  
八幡官始并加任例

一三人相並始

初度

貞親 長保二年八月五日補、略下

〔石清水祠官系圖〕 尋慶 師主別當聖清法印、長保二年八月五日官符、權別當。

〔石清水八幡宮記錄〕

〇三十一城

石清水八幡宮略補任

權別當

尋慶從寺任 八月五日官符、康年轉任別當替、十二月三日拜堂、奉行怡肇亦

任。

同權都維那

〔石清水八幡宮記錄〕

〇三十一城

石清水八幡宮略補任

權都維那

朝助 元五師

八月日寺任

〔石清水文書〕

五田中家文書附錄

同權寺主始 第十六別當康平時

平壽

長保二年九月十七日官符、寺任權寺主、〇石清水八幡宮記錄

朝慶 同年官符、寺任權寺主、

同俗別當

〔石清水八幡宮記錄〕

〇三十一城

石清水八幡宮略補任

俗別當

信順 十月二日

〔石清水文書〕

五田中家文書附錄

權俗別當次第

藤原篤綱 同二年月日任、從權神主、在國不仕之替。

〔石清水祠官系圖〕

聖清

長保二年始敘法印、朝家法印時也、無先規傍例、

佛寺、

長保二年雜載

二三五

同法印

同權俗別當

同權寺主



東大寺大  
佛供白米  
納所勘申

〔東大寺文書〕

○內閣文  
庫所藏

〔雜載書〕  
長保元年立用口納口返抄

東大寺大佛供白米納所

勘去年八月一日以後至于今年七月晦日御供米進未事

日積三百五十四日

料白米參拾伍斛肆斗

見進參拾貳斛柒斗玖升

寺家少別當進山邊郡北鄉廿一石

寺主威儀師進添上郡新五斗

當國講師進十市郡新八石

大堂達嚴傳進城下郡西鄉新六斗

堂達嚴璣進城下郡西鄉新六斗

彌慶進一石之中六斗山邊郡北鄉新  
四斗添上郡南鄉新

財福寺名僧蓮秀進山邊郡北鄉新五斗九升

僧嚴好進添上郡南鄉新一斗

見進

未進

未進貳斛陸斗壹升

以前白米進未勘申如件

長保二年八月十三日

大堂達明圓〔自署下同シ〕

〔判〕

上座威儀師「養」

〔雜〕東大寺文書

○渡邊福太  
耶氏所藏

東大寺白米納所返抄 添上郡南鄉

檢納大佛供白米伍斗事○伍斗ノ二字ニカ  
ケテ封字ヲ朱書ス立用之〔別筆〕

右白米當年料伴吉富所進檢納如件故返抄

長保貳年玖月廿三日○貳年ノ二字ニカケ  
テ封字ヲ朱書ス 大堂達明圓〔自署下同シ〕

上座威儀師「養」

〔養朱書〕  
添上南鄉

同山邊郡  
南鄉

東大寺白米納所返抄 山邊郡南鄉

檢納大佛供白米伍斗事○伍斗ノ二字ニカ  
ケテ封字ヲ朱書ス

長保二年雜載



長保二年雜載

右件白米、當年料、文三吉所進、且檢納如件、故返抄、

長保貳年十一月七日

大堂達明圓

上座威儀師、〔自署〕 養

〔山邊南所進〕

〔久原文庫所藏文書〕

東大寺白米納所返抄、十市郡西郷

檢納白米伍斗事、○伍斗ノニ字ニカケテ、封字ヲ朱書ス、

右白米、當年料之内、彼郡所進、且檢納如件、故返抄、

長保貳年十一月十日、○貳年ノニ字ニカケテ、封字ヲ朱書ス、 大堂明圓〔自署下同〕

上座威儀師、〔自署〕 養

寺主威儀師、〔自署〕 養

權寺主大法師

東大寺返抄 山村兼頼

檢納大佛供白米伍斗事、○伍斗ノニ字ニカケテ、封字ヲ朱書ス、

同添上郡  
楊生郷

右添上郡楊生郷當年新之内所進、檢納如件、故返抄了、

長保貳年十一月十五日、○貳年ノニ字ニカケテ、封字ヲ朱書ス、 大堂達

別當大僧都

小別當威師〔自署下同〕

上座威儀師、〔自署〕 養

權上座威師

寺主威師

權寺主威師

〔雜東大寺文書〕○渡邊福太郎氏所藏

東大寺大佛供白米納所返抄 山邊郡北郷

檢納白米伍斛伍升事、○伍斛五升ノ四字ニカケテ、封字ヲ朱書ス、

右白米、當年料、守稻吉名所進、檢納如件、故返抄、

長保貳年十一月廿九日、○貳年ノニ字ニカケテ、封字ヲ朱書ス、

上座威儀師、〔自署〕 養

〔自署〕 茂順

長保二年雜載



同添上郡  
中郷

東大寺返抄 添上郡中郷

檢納白米壹斛事

○壹斛ノ二字ニカケテ封字ヲ朱書ス

右白米當年料内惣行事安忠所進且檢納如件故返抄

長保貳年十二月二日

○貳年ノ二字ニカケテ封字ヲ朱書ス

大堂達明圓(自署下同)

上座威儀師〔養〕

(裏朱書) 添上中郷

〔東大寺文書〕

○第四回探訪四十五

伊賀國稅所

案文

勘申東大寺長保二三兩年御封調庸租白米等所濟事

長保二年料

調糸百八十三鈞

庸米卅六石五斗

租穀三百八十五石六斗

中男作物油一斗五升四合

仕丁四人料米

別納十五石

同三年料如前

并代米六百卅七石一斗五升二合

二百卅三石五斗一升長保二年十一月十五日所進使僧明因(同)

〔大和國古文書〕

○内閣文庫所藏

東大寺返抄 山邊郡

檢納利稻伍百束事

右當年料内秦今春所進檢納如件故返抄

長保貳年十二月十五日

別當大法師〔書〕

知事

小別當威儀師〔書〕

知事

上座威儀師〔養〕

知事

勾當威儀師〔書〕

知事

權勾當〔書〕

知事

長保二年雜載

大和山邊  
郡同寺利  
稻返抄

伊賀稅所  
勘申ノ同  
寺封米等



長保二年雜載

專當

〔茂順〕

〔南二百文、北三百文〕印〇本文書ニ、東大寺十數顆ヲ踏ス、

二四二

葛上郡

東大寺返抄 葛上郡

收利稻參百束事、

右當年利稻内、僧高澄所進、檢納如件、故返抄、

都維那法師

上座威儀師

〔養〕  
〔養書〕  
葛上北郷書生立忠 〇本文書ニ、東大寺印九顆ヲ踏ス、

高市郡南郷

東大寺返抄 高市郡南郷

檢納利稻沫拾束

右利稻、當年料内、伴稻富名所進、檢納如件、故返抄

長保貳年十二月十六日

少別當威儀師

專當

宇陀郡

上座威儀師

權上座威儀師

寺主威儀師

〔養書〕  
高市南、貞兼上 〇本文書ニ、東大寺印十三顆ヲ踏ス、

都維那從儀師  
專當

造東大寺返抄 于陀郡

檢納修理料利稻貳佰束事、

右利稻、當年料、沫部櫻丸所進、檢納如件、故返抄

長保貳年拾貳月拾玖日

小別當威儀師

上座威儀師

權勾當法師

專當大法師

〔佐々木信綱氏所藏文書〕

東大寺燈油納所返抄 高市郡南郷

長保二年雜載

二四三

東大寺燈油納所返抄



長保二年雜載

檢納燈油壹斗事

右燈油、當年祈、内藏秋丸名所進、檢納如件、故返抄、

長保貳年十月九日

上座威儀師

(真卷) 高市郡、貞兼上

預堂達(自署)禪因

一〇類本文踏ス、印文十ナ不明

〔雜〕東大寺文書

〇波邊福太郎氏所藏

東大寺燈油所返抄 高市郡南郷

檢納燈油參斛事、〇參斛ノ二字ニカケテ、封字ヲ朱書ス、

右當寺料、堂達利勢並伴稻富所進、檢納如件、故返抄之、

長保貳年十一月一日、〇貳年ノ二字ニカケテ、封字ヲ朱書ス、

上座威儀師

(真卷) 高市郡南郷返抄

預堂達(自署)禪因

〔東大寺文書〕

〇第四回探訪八十二

東大寺燈油納所返抄 高市郡南郷

檢納油陸升事、〇陸升事ノ三字ニカケテ、封字ヲ朱書ス、

三升廣海正連上、三升田口春員上、

右燈油、當年祈、玉手安吉名所進、檢納如件、故返抄

長保貳年十一月廿二日、〇保貳年十一月ノ六字ニカケテ、封字ヲ朱書ス、

上座威儀師

(真卷) 東大寺文書

東大寺燈油納所返抄 高市郡南郷

檢納油貳斛事、

右燈油、當年祈、内、八多弟子九所進、檢納如件、故返抄、

長保貳年十一月廿五日

預堂達(自署)禪圓

〇類本文踏ス、印文十ナ不明

上座威儀師

〔佐々木信綱氏所藏文書〕

東大寺燈油納所返抄 高市郡南郷

檢納燈油伍升事

右當寺祈、伴稻富名所進、檢納如件、故返抄、

長保貳年十二月一日

長保二年雜載



長保二年雜載

上座威儀師

高市郡貞兼上覺秀

〔東大寺文書〕七

東大寺燈油納所返抄 高市郡南郷

檢納燈油參升貳合事上人赤坂利見

右當年祈春日滋松所進檢納如件

長保貳年十二月七日

上座威儀師

〔觀音講式〕孝男爵益田

略（奥卷）上 一條院御時阿波國賀登上人深欣彼山（補陀香山）頻有夢想長保二年八月十八日

自土佐國室戶津相具弟子一人遂以進發一葉之船如飛向南設任身於羅刹國之風殄命於（天力）波燒海之焔本懷猶可足況大聖方便何不到其所現身尙如此況於後生哉昔人志願堅固如此我等緩々不勇可恥可悲矣

笠置寺沙門貞慶

〔興福寺略年代記〕

辛丑三年（長保）八月十八日賀登上人乘虛船詣補陀落山

二四六

預堂達（自書）禪因（自書）一（自書）願（自書）踏（自書）ス（自書）印（自書）文（自書）十

ナ不明

預堂達（自書）禪因（自書）一（自書）願（自書）踏（自書）ス（自書）印（自書）文（自書）十

賀登補陀落山ニ赴

東寺結緣灌頂

東寺造寺年終帳日數

見役工夫

〔安藝文書〕

五土佐 廣當覺書

蘇我氏（略）先祖ハ孝元天皇之皇子彥太忍命之裔蘇我左大臣大錦上赤兄卿天武天皇元年ニ土佐國ニ配流有テ始而安藝郡ニ住シ玉（自書）其末孫ニ至而行兼ト申者大領ニ任後兼廣ト改メ法躰而大願入道頻念ト申一條院之御宇長保三年（支）金剛頂寺之住持賀登上人ト具ニ補陀落ニ渡海仕其子兼實も又任大領

〔東寺長者補任〕

一長者權少僧都雅慶（長保二年）十月十三日灌頂行之

〔東寺文書〕

甲山城外一

東寺

長保二年（庚子）正月一日以後至于十二月廿九日造寺年終帳

凡三百五十四日

正月大 二月小 三月大 四月小 五月小 六月大

七月小 八月大 九月小 十月大 十一月大 十二月小

合見役工夫單參佰捌拾壹人

木工單五十三人

長保二年雜載

二四七



諸國所納ノ封物  
遠江

大工單七人  
連工單卅六人  
檜皮工單百七十五人  
大工單十二人  
連工單百六十三人  
壁工單十人  
役夫單九十三人  
雜仕單十九人  
膳部單十九人  
木守單十二人  
一所納諸國封物  
遠江國封百五十烟准錢陸拾肆貫肆佰參拾捌文長德四年  
十九貫七百卅文  
調繩卅九疋五丈二尺五寸代正別五  
七貫五百七十文  
庸系七十五紡七兩二分代百紡別  
一貫百九十文  
中□油一斗一升九合代百升別

伊豆

甲斐

上野

十二貫七百卅四文  
封丁六人代百廿四文  
廿三貫二百四文  
租穀四百六十四石八升代五斗別  
伊豆國封五十烟准錢陸拾陸貫陸拾伍文當年  
四貫文  
調繩八疋代正別五  
八百卅文  
庸布十四端代十端別六  
一貫八百九十文  
中男作物油一斗八升九合代百升別  
四貫文  
封丁二人代貫別二  
五貫三百卅五文  
租穀百六石七斗代五斗別  
甲斐國封五十烟准錢佰貳貫文長德四年  
七十貫文  
調絹七十疋代正別一  
十四貫文  
庸布百卅端代百端別  
二貫文  
中男紙卅帖代十帖別五  
六貫文  
封丁二人代貫別三  
十貫文  
租穀二百石代五斗別  
上野國封百五十烟准錢參拾參貫參佰捌拾貳文



能登

長保元年新除租穀之定  
 調布（三百九）□□端代（十文）六  
 庸布百五十三段代（冊段）別  
 中男薙六十七枚半代（五枚）別  
 封丁六人代（百人）五十貫  
 件年租穀（六）□百石法務（推）大僧都御借用  
 能登國封五十烟准錢肆拾捌貫陸佰參拾陸文（長德）四  
 廿四貫七百廿八文 調繩卅九疋二丈五尺代（疋）別五  
 八貫百六十文 庸綿（倉）□卅六屯代（十）□六  
 一貫五百文 中男油一斗五升代（百升）別  
 四貫二百卅八文 封丁二人代（百人）廿四貫  
 十貫文 租穀二百石代（五斗）別  
 越中國封五十烟准錢（參拾）□□貫參佰肆拾文（當年）  
 廿貫九百卅文 調庸綿三百卅九屯代（十屯）別六  
 一貫四百文 中男油一斗四升代（百升）別

越中

四貫文

封丁二人代（百人）二

租穀二百石代（三斗）別

已上六箇國封物代准錢貳佰玖拾陸貫捌佰陸拾壹文

准米貳佰玖拾陸斛捌斗陸升壹合

加納米玖拾玖斛玖斗（倉）升貳合

十五石九斗五升 寺家南大門前田二丁地子內

十石八斗五升 東町（地子）□十一石內

五石一斗 西町地子十石內

卅七石五斗 大和宿禰明賢榮齋穀新米六百石

內（倉）別當律師被納百石之殘五百石內

廿石八斗四升 三（倉）講師中勝任新內

十五石六斗七升二合去年用殘

都合參佰玖拾陸斛（斗）貳升參合

一用貳佰玖拾陸斛玖斗參升參合

供所請陸拾陸斛壹斗陸升

敘爵料米

加納米

用料



造寺例用佰貳拾捌石柒斗玖升柒合

二斗 〔正月〕 日元節竈祭料

八斗八升六合 〔大皇太后御子〕 正月四日國忌式部所人并敷設裝束人料

一石五斗 修正月導師呪願布施料

一石導師祈

五斗呪願祈

二斗 三月三日節竈祭料 〔桓武天皇〕

八斗八升六合 三月十七日國忌料 〔仁明天皇〕

八斗八升六合 三月廿一日國忌料

一石四升 春季疫神祭料 〔開皇太后廢後御子〕

八斗八升六合 四月三日國忌料

三石五斗八升 四月八日彈正具樂料

六斗五合雅樂官人并具樂人祈

二石七斗九升五合彈正檢非違使京職玄蕃官人等料

一斗八升 同日敷設裝束役人料

竈祭料  
國忌料  
修正料

春季疫神祭料

灌佛會料

四月例神祭料

夏季疫神祭料

稻荷祭仁王講料

解除料

孟蘭盆供料

掃除夫料

秋季疫神祭料

一石九斗 四月例神祭料

八斗八升六合 四月廿九日國忌料 〔大皇太后御子〕

一石四升 夏季疫神祭料

五斗 稻荷祭仁王講演所加送祈

二斗 五月五日節竈祭料

三斗 六月解除祈

三石五斗八升 七月七日節竈祭料

六斗五合 七月十五日彈正具樂祈

二石七斗九升五合 雅樂官人并具樂人料

一斗八升 彈正檢非違使等料

六斗五升 同日敷設裝束雜役人祈

八斗八升六合 金堂前石庭掃治夫廿六人料 〔除下同〕 各二升

二斗 八月廿六日國忌料 〔光孝天皇〕

一石四升 九月九日節竈祭料

秋季疫神祭料

四月例神祭料

四月廿九日國忌料 〔大皇太后御子〕

夏季疫神祭料

稻荷祭仁王講演所加送祈

五月五日節竈祭料

六月解除祈

七月七日節竈祭料

七月十五日彈正具樂祈

雅樂官人并具樂人料

彈正檢非違使等料

同日敷設裝束雜役人祈

金堂前石庭掃治夫廿六人料 〔除下同〕 各二升

八月廿六日國忌料 〔光孝天皇〕

九月九日節竈祭料

秋季疫神祭料



十一月例  
神祭料

長保二年雜載

二五四

一石二斗五升

年中例掃治夫五十人<sub>各二升</sub>

八斗八升六合

九月廿九日國忌料<sub>(應天忌)</sub>

一石九斗七升

十一月例神祭料

一石四升

冬季疫神祭料

八斗八升六合

十二月廿三日國忌料<sub>(元正天忌)</sub>

六斗

國忌勅使御座料<sub>(雜)</sub>雲間端半疊一枚直

四石二斗三升六合

厨<sub>(刀自)</sub>魚一人今年三百五十四日食<sub>日一合</sub>

三石五斗三升

雜仕一人今年三百五十四日食<sub>日一合</sub>

七石六升

造寺預司一人今年三百五十四日食<sub>日二升</sub>

廿五石四斗八升八合

僧別當一口今年三百五十四日從<sub>日白米</sub>祈<sub>六升</sub>

七石二斗

依舊例立用日別黑米七升二合

四石五斗

長者二口僧別當一口並三口歲末節<sub>各二石</sub>祈<sub>四斗</sub>

三石六斗

俗別當史歲末料

四石八斗

見役三綱三口歲末料<sub>各一石二斗</sub>

同專當料

見役專當六口同料<sub>各八斗</sub>

長者料

俗別當料

見役三綱料

同堂達料  
上下職掌  
衣服料

一石八斗

見役堂達三口料<sub>各六斗</sub>

廿八石八斗

上下職掌十六人衣服料

二石七斗

同職掌人歲末料

三斗廳頭高岑料

一石二斗藏人六人料<sub>各二斗</sub>

九斗 將領鎰取厨女並六人料<sub>各一斗五升</sub>

三斗 堂仕三人料<sub>各一斗</sub>

一石

綱所鎰取度々酒直祈

五斗

桶二栖直

三升

杓二口直

六升

箕一舌直

八升

籬二口直

四石九斗七升五合

年中所用上中用紙直

一石五斗

上紙五帖直<sub>各三斗</sub>

二石二斗五升

中紙十五帖直<sub>各一斗五升</sub>

長保二年雜載

二五五



修造料米  
雙子倉南  
端葺料

一石二斗二升五合 用紙卅五帖直各三升  
一修造料米佰壹斛玖斗柒升陸合  
一修葺雙子倉南端

右倉南端以去年木作畢未葺檜皮仍今年檜皮葺了  
米伍拾玖斛伍斗玖升伍合

目梓針梓

卅五石九斗一升五合 檜皮六百五十三爲直升爲別五合  
一石一斗二升 目梓針梓新樽八十寸直寸別四合

五斗四升 檜皮繩五十四了直了別一升  
六斗二升五合 繩百廿五了直了別五合

七十了 床柱結料

棧搔

五十五了 棧搔米

十五石八斗七升 檜皮工單七十五人合

一石二斗 大工單十二人料日一

十四石六斗七升 連工單百六十三人料日九升各

三斗二升 同工別間酒料

木守

西院修理  
料

三斗六升 同工別間食料

三石五斗 同工祿物新

五斗二升五合 役夫單廿一人新升人別二合

一斗一升 木守單十二人夜間食料夜五合

九升六合 雜仕二單十二日食日八合

一斗二升 膳部一人單十二日食日一升

三斗五升 件工單百七十五人新飯薪直二人合

一斗四升四合 預司一單十二日食日一合

一修理西院

米拾貳斛玖斗伍升

九石 大樽二百寸直寸別四合

件樽寢殿加葺新

七斗五升 中樽卅寸直寸別二合

件樽寢殿西方隔遣戶二本作料

八斗四升 凡應六十寸直寸別一合



件樽同西方天井作料

一斗六合

少平八連直連別

一升六合

六寸便直四便直合別

六升

三寸釘二連直連別

六升

三寸釘二連直連別

二升五合

志知知五了直了別

一石八斗九升

木工單廿一人功食新九日各

二人戶立役

二人間度二間入役

二人天井作役

十四人遣戶二本作立役

一人持火爐作役

一斗二升五合

志達知知棧破夫五人料各二升

八升四合

預司一口單七口日一升

一食堂內西方隔作料

右以今年十一月廿五日、慮外火出、七間二面瓦葺供所屋燒亡之次、檜皮葺十一間雙子倉燒亡已了、仍急依無可納雜物之處、新所隔作也、

食堂內西方隔作料

雙子倉

志達知繩

壁大少並五間塗戶二本立

米伍斛捌斗伍升壹合

二斗二升五合

志達知繩卅五了直了別

三石二升九合

木工單卅二人功食料

七斗四升九合

大工單七人日一斗

二石二斗八升

連工單廿五人日各

七斗

壁工單十人日七

一石六斗七升五合

棧木破志達知搔夫單六十七人料各二升

五升六合

雜仕一人單七日日八

七升

膳部一人單七日日一

九升六合

預司一口單八日食日一升

一築垣

米貳拾參解伍斗捌升

廿一石

樽千五百寸直寸別一

千二百六十寸

雙子倉燒亡次、東面垣燒處、九本上葺新冊本別百

築垣



二百卅寸  
 西院北面垣三本新本別十寸  
 一石五斗  
 件垣三本築新本別五斗  
 一石八升  
 件燒垣上膏土棟打夫單六人料各三升

殘玖拾玖捌斗玖升之中

五十一石九斗九升八合燒亡已了

卅七石八斗九升二合取出之

以前始自正月一日至于十二月廿九日並三百五十四日之間納用帳勘錄如件

長保二年十二月廿九日

都維那傳燈法師位

別當權大僧都法眼和尚位花押

造寺專當傳燈法師位

權少僧都法眼和尚位

阿闍梨傳燈大律師位安救

上座傳燈大律師位

權上座傳燈大律師位

寺主傳燈大律師位七十本書東寺印百顆ヲ踏ス

多武峯常行三昧堂建立

〔多武峯略記〕

○下華頂要略五十六所收

堂舍付佛像

常行三昧堂檜皮黃三間四面寶

形作南有階藏元一間四面寶形作南有底并階藏北有二庇云々

或記云長保二年十一月沙彌觀西當國權介佐伯佐廉是也為滅罪生善建立此堂栗田

信并造立安置五佛像以所領田畠永奉施入灯油佛聖修僧供新修理雜用等了○中

了○中古老傳云平救檢校勸佐廉字佐介令建立之云々○下

〔權記〕

十二月廿八日辛未入夜參左府道長申故慶仁法師申師資相傳付屬例以

受付屬大律師安潤為別當令勤行傳法供并室山寺雜務事依請

〔東寺文書〕

甲號外二西大寺別當次第十八號

仁宗 長保二治四興福寺

〔僧綱補任裏書〕

治安二年

覺空 長保二年依座主覺慶奏為延曆寺阿闍

梨座主慶命受法并慶圓大僧正受法弟子真言未精也

公家

〔御堂關白記〕

二月十一日己丑候太内

十二日庚寅從内參東宮退出皇親親王

十八日丙申從内退出

長保二年雜載

二六一

西大寺別當

延曆寺阿闍梨

道長ノ參内



藤原光尹  
源永光ノ  
昇殿

敬忠等申  
請ノ文ヲ  
檢非違使  
廳ニ給フ

藤原行成  
ノ參内

二月五日、癸丑、昨日今日無參内并院(登子)

十四日、壬戌、參内、即退出

廿九日、丁丑、從内還出

三月七日、甲申、參内出

七月廿七日、壬寅、早朝主上御院御方、此間自左府賜書(藤原)光尹朝臣申殿上事也、待還御奏之、

八月八日、壬子、略中左大臣被奏光尹、永光事云々、

十二日、丙辰、略中左大臣以下參候殿上侍所、此間有召參御前、仰云、土佐守光

尹、兵部丞源永光聽殿上、仰出納如時、(尾藤)

九月廿三日、丁卯、略中參内、略中左大臣、略中又仰式部丞則隆、略中亦可給使

廳敬忠、好仁等所申之文、秉燭罷出、

〔權記〕正月六日、甲申、參内府并中務宮、次詣左府、申今明物忌内明日依重可

慎、不可參内之由、命云、猶可參、歸宅、

十二日、庚寅、參内、詣左府、

二月八日、丙辰、候内、

四月十二日、己未、今夕參内

五月一日、丁丑、罷出、亦參

三日、己卯、罷出、

五日、辛巳、參内、候宿、

廿九日、乙巳、今日祇候、

六月二日、丁未、罷出、

七日、壬子、參内、參左府、亦參内、罷出、

七月十五日、庚寅、略中自藏人孝(管原)標許、告送有召文之由、今明雖物忌、依有召告

參入、

廿四日、己亥、今夕參内、

八月十四日、戊午、罷出、

廿二日、丙寅、候、

九月一日、乙巳、參内、

十二日、丙辰、今夜參内、

十五日、己未、退出、自昨有犬死穢、

長保二年雜載

召文ニ依  
リテ參内

犬死穢



陪膳

東市佑ノ過狀

廿九日癸卯、不參內、十一月二日、乙亥、候、亦宿侍、

廿三日、丙申、朝退、亦參宿、

〔權記〕六月廿八日、癸酉、○中今日供夕膳、又候朝干飯、陪膳、罷出、

〔朝野群載〕六太政官

東市佑大江、某解、申進過狀事、

誤不觸外記服藥怠狀、

右今月今日、大外記兼助教清原真人、某仰云、權大納言源朝臣、（時中）某、宣奉勅、宣令進過狀者、被勸仰之旨、無所避申、仍進過狀如件、

長保二年三月日

東市佑、

掌侍藤原義子ノ愁訴

〔權記〕八月十三日、丁巳、○中右大臣被參、申先日所下給故大學寮頭佐忠取放寮返抄事、後家掌侍、（藤原）義子愁申之旨、（時光）奉之也、（文書）追可、廿九日、癸卯、藤中納言、（時光）被傳授、○中右大臣覆奏文三枚之中、大學事依請、（依）子申、以佐忠返抄、皆可免給也、卅日、甲辰、依召參右府、○中亦仰大學寮佐忠任返抄物、依義子申可下宣旨之

圖書寮當月料紙解文

由、

九月二日、丙午、○中又下給圖書寮進當月料紙解文、右大臣被參、藤中納言參入、

大宰府俸料稻

廿五日、己巳、小舍人清武申爲所使向大宰之由、仍付送書狀於大貳許、亦送俸料稻九千束之官符、加舉料云々、又依申送書於筑後守許、

同加舉料

諸家、

道長東三條院ニ參ル

〔御堂關白記〕二正月三日、辛巳、參東宮、冷泉院、東三條院、并內、候內宿、

六日、甲申、朝間雪下、從院出、

〔權記〕正月十七日、乙未、○中左大臣、○中東三條院參給、候御供、亦宿侍、

十一月四日、丁丑、○中左府參東宮、（依）陣給、（及）著宿衣了、（行成）予候御車後、亦參、（子）歸宅、

東宮ニ參ル  
道長ノ觸穢

〔御堂關白記〕二正月十三日、辛卯、依有犬產觸穢立簡、夕暮參院、召立候後、

入夜出、月明如鏡、

〔權記〕正月十五日、癸巳、參左府、被示曰、至今日有穢不能參內、

〔御堂關白記〕二正月十四日、壬辰、無殊事、

十九日、丁酉、土御門立馬場未門、巳時行向見之、

土御門第ノ門ヲ造ル



忌日  
道長上達  
部下花ヲ  
覽ル物  
賴通ノ物

行成觀修  
ルニ物ヲ贈

中書宮ニ  
參ル

道長第ヲ  
訪フ

彈正宮ニ  
參ル

中宮ニ  
參ル

廿一日、己亥、忌日、依例以珍慧舉申經、法華經一部、齋食僧權僧正、

三月三日、庚辰、上達相共見花、

〔御堂關白記〕二 正月四日、壬午、○中今朝右大將許人々來云々、是昨一昨

日依物忌也、彼家田鶴至、得馬一疋、返來、

〔權記〕正月四日、壬午、依有權僧正消息、送御明一升石米并雜菜等於解脫寺、

允昌光也藤中將被過、同車詣右將軍幕下、坏爵數飛、人及酪酏、

十日、戊子、與右藤中將實成自院參左府、暨之歸宅、

二月六日、甲寅、晚景自中書宮有召、仍參、

廿八日、丙子、○中詣左府、謁僧正、赴藤相公御許、

四月十六日、癸亥、今夕詣左府、參彈正宮、院并內、

五月十日、丙戌、○中參院、參彈正宮、又參中務卿宮并內府、兩所昨有召也、歸宅、

略○中亦參院、參內、

六月一日、丙午、罷出、詣左府、參院并中宮、歸寺亦參內、

十一日、丙辰、罷出、參左府、今夕亦參內、便參內、

十七日、壬戌、詣左府、參內、候宿、

東院ニ參  
懷ニ調ス

皇太后宮  
ニ參ル

三井寺ニ  
テ致平親  
王ニ拜謁  
ス忌日

行成ノ小  
兒膳物喰  
始膳不動  
新圖不動  
明王像ノ  
供養

十八日、癸亥、罷出、詣左府、詣東院、奉謁入道納言、歸宅、

七月廿九日、甲辰、參左府、歸宅、

十月十九日、壬戌、自左府有召、未刻參入、於馬場□□□臨昏而歸、

廿三日、丙寅、自左府有召、參入、亦參內、宿、

十一月一日、甲戌、歸宅、參左府、東院、與少將參內、宿、○以下

九日、壬午、○中又乍立參院、又參皇太后宮、□□關梨歸宅、入夜信行來逢、

廿八日、辛丑、詣左府歸宅、

十二月三日、丙午、參左府、參內、宿、

十一日、甲寅、○中次詣左府退出、

廿三日、丙寅、歸洛、便於三井寺奉謁入道三宮、歸洛、

〔權記〕正月廿九日、忌日、

九月十六日、庚申、忌日、

〔權記〕二月廿五日、癸酉、已刻小兒始喰前物、文佐朝臣調之、小臺六本、

五月廿六日、壬寅、○中惟弘令觀助關梨、自今日限七ヶ日夜、令供養新圖不動

明王像、



佛師平慶  
修善ヲ行  
フ

物忌

七月七日、壬午、略○中 此夜令順朝闇梨、修大威德息災法、限以七日、伴尊像依有  
夢想之告、新所奉圖畫也。

十五日、庚寅、召佛師平慶給絹一疋、八丈、宛奉圖五大尊料、

八月廿九日、癸卯、略○中 自今日可始等修善之由、差季信朝臣示送三條、依可慎  
也、阿闍梨教靜可奉供養新圖、詣左府、○中略、觀修ノ上表却、下ノコトニカ、ル、夜半許歸宅、爲逢

修法發願也。

〔權記〕六月三、四、五、六、物忌、

十三、四、五、六、日、物忌、

十九日、廿日、物忌、

七月六日、辛巳、昨今物忌也、

十日、乙酉、昨今所慎籠居、

八月七日、辛亥、昨今物忌也、

十二月六日、己酉、昨今物忌也、昨恐々思失行、今日依休□□居、○中

十五日、戊午、今明物忌、

〔權記〕九月四日、戊申、略○中 此夜夢予在宿所解衣裳、右少辨致書朝臣束帶來

夢想

行成ノ兒  
ノ受戒

藤原成房  
弟ノ著袴  
加冠

故藤原道  
賴ノ男元  
服

云、太政官□書可請印持候者、左大史奉親宿禰賣印等相從、夢中思慮太政官  
文書請印事、於大辨前專無捺之、少辨猶請可捺之由、即夢驚、于時後夜時之程  
也、此度修善、依可重慎所行也云々、今此有想、轉禍於已萌、吉祥於而後也、

六日、庚戌、略○中 左府於中宮有召、即參向、○中更以去四日夜夢申丞相、命云、是  
吉想也、努力亦莫語他人、其次被示、入道相府將冠之時、初敝位給之夜夢、參內、

〔權記〕七月二日、丁丑、略○中 奉謁僧正、將向三條、同車、令藥觀丸受戒、

十二月十三日、丙辰、已刻許殿上人十餘輩被過、又有諸大夫廿許人、聊羞酒饌、

兒子二人著袴、此次少將舍弟藥壽密々加冠、時午、令內藏頭爲理髮、申左府御

冠宛此新、著袴、酉刻殿上人饗、利成、諸大夫益光、女房新坑飯、○雜色所新屯食、

正事了、○中此夜故權大納言息男元服、童名藥勢、男名忠經、左府被儲其事、上達部殿上

人參入之者多、予早退出、

〔權記〕六月廿九日、甲戌、天台座主被過、示雜事五々、一々可計行之由、奉答了、

八月十七日、辛酉、略○中 招前讚岐介奉職朝臣、令申一品宮三條宮殘直事、依左

京大夫後家之旨也、



藤原道兼  
女ノ著袴

藤原齊信  
長谷粉河  
ニ參詣ス

藤原正光  
等行成ヲ  
訪フ

盜大江匡  
衡ノ宅ニ  
入ル  
大中臣千  
枝牛ヲ行  
成ニ贈ル

神宮預是  
忠死ス  
行成ノ女  
御具平親  
王

藥助ノ病  
ニ依リテ  
芥子燒ヲ  
行フ  
藥助ノ母  
病ム

藏人所少  
弘病橋惟  
監物ム

權律師眞  
惠寂ス

永延二年  
示寂說

村上天皇  
御製詩草  
道風飛白

長保二年雜載

二七〇

廿日甲子、略中入夜詣右大臣殿、二條、故相也。故二條殿女君著袴、依思舊意參向也、又尊者御前事、仰付春宮屬信理令調也、家君丞相、藤中納言、時、左大辨殿上人兩三在座、雜役諸大夫有其數、故相府門人也、深更歸宅。

八月廿五日、己巳、藤中將被示云、來廿六日爲果宿願、可參長谷、木河、可令申成所御牒者、即令兼宣奏此旨、從仰又令成所牒、

九月十一日、乙卯、略中右源中將被過、自彈正宮、右府、內府、民部卿、藤中納言、實平、中納言被御消息、大藏卿差主稅允致光被訪、修理大夫、親信、內藏頭、陳政、左馬頭、相尹、右中辨、道方、藏人辨、朝經、右衛門權佐、宣孝、讚岐介重光、式部丞來訪、

廿八日、壬寅、去夜強盜入式部權大輔宅云々、

十月十五日、戊午、千枝朝臣貢牛一頭、天牛、送廣澤律、勞飼、中權中將被告示、夜夢想可慎歟、今明物忌內、又有此告、仍令修、

疾病、生死、

〔中臣社司補任〕神宮預補任次第

是忠、時理一男長保二年、庚子、二月十一日死、治十一年、

〔權記〕二月廿八日、丙子、略中子中娘夭亡、略中詣六條奉問惱給由、

七月一日、丙子、略中請順朝阿闍梨、爲藥助令行芥子燒、

十二月十六日、己未、略中小兒所惱之由、自宅告來、仍罷出、無殊事、母氏又有惱氣、招教靜闍梨令祈願、

廿八日、辛未、略中又將小兒詣桃園、自去廿四日、令觀助闍梨修芥子燒、

〔權記〕八月十九日、癸亥、略中又藏人所少監物橋惟弘請赴温泉、治身病事、申所牒也、有天許、仍仰出納如時、宿、

〔僧綱補任〕乾德川昭武氏本、權律師眞惠、天台宗、延曆寺、永祚元年五月

七日任、年臘、左京人、故延曆寺座主大僧正大和尚弟子、寬和二年十月十二日、依權僧正尋禪奏、爲慧心院最初阿闍梨、私師明普內供、長保二年十一月

五日卒、

〔僧綱補任〕三興福寺本、〔宋書〕慈惠大僧正入室權律師眞惠、天台宗、永延元年十二月廿七日任、同

〔僧綱補任裏書〕乾眞惠、或云、件眞慧、依東三條院御惱加持、任權律師、

學藝、

〔權記〕二月三日、辛亥、略中詣帥宮、奉借天曆御製詩草一卷、又借給道風飛白

長保二年雜載

二七一



書一卷、歸宅、

廿三日、辛未、早朝參衙、依召詣左府、書寢殿障子色紙形本文、

三月十九日、丙申、略○中此夜白地罷出浴、奉書法華經三部外題、依宰相中將消

息也、

八月十日、甲寅、略○中源少納言伊賴持來施無畏寺書法十六帙、先日所借也、示

一見可返之由、

廿五日、己巳、略○中詣左府、略○中此後依命書葉子六帖和歌、以古歌畫其意仍書其歌

十一月廿五日、戊戌、略○中及昏詣六條宮、奉書御佛色紙形□□一部外題、次歸

宅、

十二月十一日、甲寅、略○中書法華經一部之外題、致道朝臣母七々法事、

書道長第寢殿障子色紙形本文

施無畏寺書法十六帙

葉子六帖和歌六條宮御佛色紙形

法華經外題

長保三年辛丑

正月大癸酉朔盡

一日、癸酉諒闇ニ依リテ、節會ヲ停ム、東三條院ニ於テ、拜禮アリ、

〔日本紀略〕一條 正月一日、癸酉、停節會、依去年十二月皇后崩也、○二十年十月十六日ノ條但有平座見參、

〔權記〕正月一日、癸酉、鷄鳴拜屬星、天地四方、二親墳墓并氏神、參左府、參一條

院、有拜禮、或云、此事不可必被行云々、次參內、及秉燭不供御藥、仍問行事藏人

忠隆、々々云、陪膳豫誠仰宮內乳母、而俄申障、更仰源典侍、々々只今理髮、事之

懈怠、在女房者、左大臣以下自院被參、出御晝御座、供御藥、左馬頭相尹朝臣爲

後取其儀如常、大臣被參中宮、次東宮、先少將重家朝臣昇殿、此日於宜陽殿、賜

酒侍從以上、如旬儀、是去年例也、

二日、甲戌、參右府并東院、參左府、國平朝臣授美濃國所進元日祿新長絹百疋

解文、即覽參內、奏之、仰云、令檢納之、供御藥如昨、右衛門權佐宣孝後取、亦參左

府、○中丞相被參冷泉院、仍參彼院、次詣內府、中務宮、

五日、丁丑東三條院修正、

長保三年正月一日 五日

平座見參

書御座ニ出御藥ヲ供ス宜陽殿ニ於テ侍從以上ニ酒ヲ賜フ美濃國元日祿新長絹百疋解文ヲ奏ス



長保三年正月七日 八日

二七四

結願

〔權記〕正月五日丁丑自內與權中將參左府詣彈正宮々々々今日被參院給

非時於修正僧等又上達部殿上人聊羞酒饌此宮儲也此夜候院

七日己卯○中略藤原成房出家ノコトニカ參院修正竟也事了歸宅

敍位ヲ停ム

〔日本紀略〕院一條正月五日丁丑無敍位

七日卯白馬節會ヲ停ム

〔日本紀略〕院一條正月七日己卯停節會依皇后崩也但左大臣以下參入今

日節會等皆以停之

〔妙音院相國白馬節會次第〕依后宮崩止節會事

長保三年正月七日己卯無敍位并節會依皇后宮去年十二月十六日崩也申

刻左內大臣以下著左仗直被牽御馬左右各十疋

〔慈眼院關白白馬節會次第〕有故無節會時被行白馬御覽例

長保三、左右大將於弓場取白馬奏付藏人奏之青馬經南殿并御前如例但不

蓋是貞觀十四年例也

八日庚辰正親町小路南洞院東路火アリ

願御齋會結

御齋會後七日御修法

〔日本紀略〕院一條正月八日庚辰御齋會始

十四日丙戌御齋會竟但停音樂

〔權記〕正月八日庚辰參左府參內御齋會始也不參八省左大辨被參云々後

聞上卿御障依懈怠入夜被始云々歸宅之便寄少將宅同車歸宅

十二日甲申參右府略藏人孝標云御齋會內論義可有之故皇后宮御冊九

日之間亦有御心喪然而諒闇時被行有例仍明後日可有也云々

十四日丙戌御齋會內論義也依御物忌於南殿被行秉燭之後右大臣以下就

右近陣外記奉大臣仰々諸陣左右近右兵衛等陣令參入僧綱以下如常出居左近少

將成房朝臣參上次大臣以上參上諸僧參權大僧都雅慶進就香水机下加持

東水香之次權律師平超進唱僧等論義番次講師定好進就答者座以後之事並如

例事了芳慶法師隨喜了歸座之後右大臣以下就殿東北戸下取祿給事了退

下宿

長保三年正月八日

二七五

上卿ノ障  
ニ依リ夜  
ニ入リテ  
始ム  
内論義

御物忌ニ  
依リ紫宸  
殿ニテ行

祿ヲ賜フ



〔東寺長者補任〕一 長者權大僧都雅慶 法務後七日法行之、十日、故皇后三七日御忌諷誦ヲ行フ、又、左大臣道長ノ室倫子、生母穆子ノ七十算ヲ賀ス、

〔日本紀略〕院一條 正月十日、壬午、左大臣家室從二位源朝臣、賀母氏七十算、

〔權記〕長保二年十二月廿一日、甲子、中略、皇后宮崩御後ノ雜、又有仰云、則隆依夢想、可令奉仕御諷誦拾七ヶ寺事、

廿八日、辛未、入夜參左府、中略、又申皇后宮七ヶ御諷誦事、

廿九日、壬申、中略、參內、左大臣參給、中略、皇后宮崩後每七日御諷誦使差藏人所衆、可令奉仕由、仰出納如時、今日二七日也、初七日依日次不宜不被行、仍今日相加彼日新被行、令仰內藏寮、令奉諷誦新綿五千六百屯請文、初七日七ヶ寺、每寺二百屯、二七日以後新每寺百屯、但不加名香、所衆并衛士等不具、入夜、仍奏案內、來正月十日壬午可修之由、仰出納如時了、請奏々聞之後、下右大臣、又下史貴重、

三年正月九日、辛巳、朝自左府爲使爲義朝臣被給四尺屏風四帖、即書色紙形奉之、中略、昏時依丞相命參中宮、明日法事度者事也、即參內、候宿、

十日、壬午、故皇后宮三七日御諷誦使等、差藏人所雜色衆等遣三ヶ寺、一七二日、屯々、自左府、差藏人兵部丞永光、被給願文、即書之奉入、有召參御前、被仰度者事、可仰近衛將者、參藤壺申此案內、亦詣左府同申之、便仰藤中將、實成、此日左大臣家室爲母氏賀七十算修法事、自中宮被奏賜度者也、右大臣以下會合、顯七佛藥師如來、書壽命經七十卷、法華經七部、請七十口僧、開眼供養也、事訖參內、後聞、被奉野劔於右丞相、以馬二疋爲引出物、參院、此夜入內、黃金十五兩、蘇芳等奉遣前皇后宮、藏人則隆知之、

十六日、戊子政始、結政、陣申文、官奏、

〔權記〕正月二日、甲戌、中略、美濃國元日祿料絹解文ノコ、亦參左府、下宣旨、轉下國平朝臣、

九日、辛巳、中略、詣右府、亦奉宣旨一枚爲文朝臣申覆勘使文、舊年所下給也、參內、奏文有數、見目錄、參左府、下奉宣旨、

十五日、丁亥、中略、國平朝臣云、明日政可甫、

十六日、戊子、中略、參內、中略、今日政始也、參結政、有陣申文、左大臣、又有官奏、並左少史允政候之、

長保三年正月十六日

道長行成  
ナシテ賀  
紙形ヲ書  
セシム  
賀ノ法事

御諷誦料

每七日御諷誦使

橋則隆ノ夢想

ノ度者

賀ノ修法  
七佛樂師  
開眼供養  
東三條院  
黃金等ヲ  
賜フ

宣旨ヲ下ス

藤原爲文  
申覆勘使  
文



十七日、己丑、參内、先著結政、有政、

〔水黃記抄〕四位辨二人立申文例

長保三正廿八（十）政始、依五位辨遲參、四位辨二人、立申文、□行成

○宣旨等ノコト及ビ十七日、結政ノコト、便宜合敘ス、

十七日、己丑東大寺大佛ノ怪異ニ依リテ、大般若經ヲ轉讀セシム、

〔日本紀略〕一條 正月九日、辛巳、東大寺大佛身水氣出金色濕、

〔類聚符宣抄〕三 惟異事

左辨官 下東大寺、

應轉讀大般若經攘除災沴事、

右彼寺解文稱、今月九日未刻、從大佛身水濕出如汗、仍言上如件者、令神祇官

勘申云、非惟所國者、從卯西方、有言上兵革事歟者、陰陽寮（御云脱カ）惟所非有火事、天下

有兵賊之事歟、期惟日以後卅五日內、及來三月四月八月節中丙丁日也、惟所

至期慎之、兼致祈禱、無其咎乎者、消災涂於未兆、經王之功殊勝、祈泰平於方來、

佛母之教是特、（顯光）右大臣宣奉勅、宜仰彼寺、簡寺中有智堪能僧卅口、始從今月卅

日巳二點、六十箇日間、於大佛前、轉讀件經、致誠勤修、令有冥應者、寺宜承知、依

佛身ヨリ  
水氣ヲ出  
ス

官宣旨

神祇官ノ  
勘申  
陰陽寮ノ  
勘申

請僧三十  
口六十日  
間

供料

宣行之、但其供養新用本寺供物、給旨已重、不得懈怠、

長保三年正月十七日

大史小槻宿禰（奉親）

右中辨源朝臣（進方）

○西宮記、異事ナキヲ以テ略ス、

疫癘ニ依リテ、御卜ヲ行フ、

〔權記〕正月十二日、甲申、參右府、傳給命、依疫癘事可有御卜由也、（顯光）一昨、被申日

次不宜、忽不能令奉仕、來十四十七日間、可令奉仕之由、○下

十七日、己丑、○中參内、○中有陣御卜之事、右大

○疫癘流行ノコト、元年是冬ノ條ニ見ユ、

二十二日、甲午縣召除目、敘位、

〔公卿補任〕六

中納言正三位平惟仲 正月廿四日大宰權帥、或本云、給左右近衛各二人

爲隨身、

從三位藤時光、五正月廿四日正三位、納言

參議正四位下源俊賢 正月廿四日播磨權守、

長保三年正月二十二日

陣御卜



長保三年正月二十二日

二八〇

〔公卿補任〕長保四年 非參議從三位藤兼隆十八、同三正廿四兵部大輔、依夢想辭少將、所任大輔也、

〔公卿補任〕寬弘五年 參議正四位下藤實成四十、同三正廿三四九從四上、

〔公卿補任〕寬弘六年 參議正四位下源賴定三十、同三正廿四從四上、

〔公卿補任〕寬弘九年 參議正四位上源道方四十、同三正兼信乃權守、

〔公卿補任〕長和二年 參議正四位下藤公信卅七、同三正廿四正五下少將、

〔公卿補任〕長和六年 參議正四位下藤資平卅一、長保三正、左兵衛佐、

〔公卿補任〕寬仁三年 參議正四位下藤經通卅八、長保三正廿四從五上勞佐、

〔公卿補任〕治安三年 非參議從三位藤惟憲六十、長保三正廿四因幡守、

〔外記補任〕二

大外 記菅野重忠 正月日敍從五位下、

權少外記弓削清言 正月日任、元民部少錄、文章生、

〔外記補任〕長德二年 大外記菅野敦賴 長保三年正月任筑後守、

〔魚魯愚抄〕兼國勸文 兼國自解

從五位下行造酒正源朝臣賴重誠惶誠恐謹言、

請殊蒙天恩、准先例、被兼任備中、備前、備後等國權介闕狀、  
諸司長官兼國例

菅原典雅略○中 長保三年正月兼伊與介、歷四年、文室如正、長保三年正月  
任大學頭、○中

治安二年正月廿二日 從五位下行造酒正源朝臣賴重

〔魚魯愚抄〕兼國勸文 文章博士重兼國例

藤原弘道 秩滿後三年

同三年正月兼但馬權守、○下

〔中古歌仙三十六人傳〕大江嘉言 長保三年正月廿四日、任彈正少忠、于時

大江匡衡 長保三年正月廿四日、兼尾張權守、

〔さらしな日記〕

孝標略○中長保三年正月廿四日敍爵、

〔日本紀略〕略一條 正月廿二日、甲午、除目始、

廿三日、乙未、同、

廿四日、丙申、除目終、今日有敍位事、依式日延引也、

長保三年正月二十二日

二八一



下名

諸國不與  
解由狀

除目御修  
法

六典ノ例  
ニ依リテ  
借位

長保三年正月二十二日

廿五日、丁酉、下名、

〔權記〕

正月十五日、丁亥、參左府、申賴節朝臣、以道等事、國平朝臣云、明日政可

甫、明後日可申、而不與狀有其數、其中勘畢公文入大勘文之國々、寂可申下也、

若當日上卿有恩國々者、不辨公文勘否、被仰可勘之由、何爲於一上之仰、差國

被仰可令申者、仍申事由、仰武藏國（藤原）、若狹國（兼澄）、等可令申之由、歸宅、

十六日、戊子、（中）參內、御修法日可令勘申之由、仰式部丞則隆、紀信方馬允任

料內且百石下文可成由、又仰之、除目間御修法例也、仍奏事由、有仰遣召光榮

朝臣、令勘申御修法日、（廿一）即仰實房令行、以仰書遣天台座主許、料物可用古

米、（中）大宰府申、貫首調長助預榮爵文依請、（依六典例、借了退出、外從五位下、）

十九日、辛卯、詣左府、奉宣旨、（中）夕左大臣參入御宿所、被奏云、外官除目正月

中所被行也、此度依所勞侍不可奉仕、去年內官除目右大臣雖奉仰事不奉仕、

早被仰彼大臣、月內可被行、仰云、去冬右大臣所承除目者、大臣依病不參之間

所仰也、而患損參入之日、右大臣有所令申、仍彼大臣不申行、今大臣所令申障、

非有所指、此度除目早可奉仕、來廿二日許可始行歟、又令奏云、今日以後無吉

日、廿日欠日、廿二日亡母遠忌、當日召仰、先々有例、然則彼日可召仰之、仰云、依

召仰

請、內々仰可行事藏人（賴）、真罷出、依明日物忌、與少將到文佐朝臣宅、宿、

廿二日、甲午、參內、除目召仰也、又議始、左大臣被候、行事賴貞、

廿四日、丙申、及曉、敍位除目了、

廿六日、戊戌、（中）左大臣（略）、又奏、重家朝臣申藤原高重瀧口事、依請、仰出納

公節、

二月三日、乙巳、（中）參（參子）一條院、（中）任符所令奉親宿禰奉仕之由申之、尾張守

匡衡大間不注權字、而清書誤書也云々、直物以前如此誤改正例、仰令作任符、

此次申、參河權介物部真忠、去年任申任也、而任正員作任符、而外記請印之間、

依有誤抑留者、可加權字之由被仰歟、又命云、奏事由、大臣被參院候御共、

廿六日、戊辰、（中）上野介重義、尾張守匡衡朝臣等罷申歸、

〔魚魯愚抄〕

（二）清書事、付於御前清書事

經賴記曰、（中）略

小右記、長保三年正月廿二日、甲午、今日除目議始、

廿三日、乙未、參內、諸卿不著議所、蒙召自陣參上、

廿四日、丙申、左右大臣著、申刻許有召、諸卿參上陣、除目議如例、

長保三年正月二十二日

二八三

大間書ノ  
誤書



長保三年正月二十二日

廿五日、丁酉、刻議了、應召參御前、下給大間成文、敍位等、納一仰云、見敍位可  
成位記者、著議所、參議懷忠、輔同著之、清書、但敍位文於議所、下給大內記宣  
義朝臣、仰可候位記之由、帥不注大間、右大臣、（御光）內大臣言、以平大納言任帥、若  
書漏歟、平中納言令奏事由、右大辨行成朝臣傳仰云、以中納言平朝臣任帥、  
可載清書、又以平仗光任右兵衛尉、同可載清書、又史奉親宿禰、（小槻）從五位上  
之由、有仰事、帥、右衛門尉等先令書入大間、清書、辰刻許了、（進力）近御所以藏人辨  
朝經令奏也、即返給後、議所大間成文等納一、（藤原）以外記保重奉左府、清書中之  
別、（藤原）有黃帝、下名等、相加封納筥、賜外記退出、

〔北山抄〕

十出 吏途指南

長保三、正、廿四、兼任、于時、中納言、平氏、

惟仲任帥之時、為尊親王任他官、其所任之、或人云、

如帥太守等者、為親王所置之官也、仍以諸臣等任權帥、未有任正員之例云々、  
今案、太守可然、至帥非為親王所置、但權帥有例、何強任正員乎、

〔敍位除目執筆抄〕

長保三年正月廿二日、縣召、廿五日入眼、執筆、左大臣、

〔本朝文粹〕

七書狀 奏狀下

奉行成狀

大江匡衡

匡衡頓首再拜謹言、去月廿九日首途、今月二日入境、著任、從洛、莅州之間、曾無  
風雨之難、抑赴任之日、近召御前、賜以溫諭之綸言、示以聖阜之駿駒、人驚耳目、

道施光華、榮於桓榮、尙於呂尙、彼西曹始祖、菅清公者、貞觀侍讀也、聽乘車出入  
宮中、此東曹末儒、江匡衡者、長保師讀也、得賜馬進發城外、君之崇師、古今如此、  
匡衡昔白屋幽閑之夕、只披蠶簡於拾螢之中、今朱輪照耀之朝、更加龍蹄於五  
馬之外、士之樂道、窮通如此、加之易六十四卦、決屯蒙於儒人、詩三百五篇、致諷  
喻於帝者、文之功績、効驗之所、令然也、東海為使君、北闕為侍臣、東宮為賓客、北  
堂為主人、李部為大卿、芸閣為別當、一身兼等事者、古今所未聞也、侍讀者稽古  
之力也、懷玉獻明王、刺史者當今之恩也、衣錦繼買臣、學者祿在其中、孔聖之微  
言、誠哉誠哉、匡衡異賞殊私、可喜可懼、榮耀恩澤、不能不陳、佇以此旨、賜遠聖聽、  
匡衡頓首再拜謹言、

長保三年三月三日

尾張守大江朝臣匡衡

謹謹上

頭辨殿藤行成

報賴光書

大江匡衡

匡衡謹言、去廿一日法札、昨日酉時到來、詳奉委趣、已散鬱陶、抑仁王會呪願文、  
難背嚴命、走筆草奉、倉卒之事、定不如雅意歟、恐耻恐耻、但春宮大進、東宮學士、  
同時為美濃尾張之守、古今希有之事也、共遇天恩、可謂文武之道、未墜地矣、在

長保三年正月二十二日



長保三年正月二十二日

二八六

内則銀榜同席、在外亦銅虎接境、宜繼杭越戲和之跡、莫有虞芮爭畔之心、隣好之美、此時可見、他事期參拜、匡衡謹言、

式部權大輔大江匡衡

長保三年三月廿八日

謹上 美州刺史 硯下

○宮原忠信補任ノコト等、便宜左ニ合致ス、

〔除目大成抄〕

名替 春外國二

長保三 大和少目正六位上宮原宿禰忠信

停長保元年内給  
太秦有福改任

可勘合不 秦有福任大和少目、而任符未出、

正六位上宮原宿禰忠信

望大和大目、

右長保元年内給、同正月以太秦有福任大和大目、而不給任符、仍以件忠信可改任之、

長保三年正月廿二日

〔除目大成抄〕

請六 春京官一

長保三 齋宮權助正六位上藤原朝臣爲隣

本寮請

内給

笛師

御諷誦料

東宮ノ御  
匣殿尼ト  
爲ル

道長ノ心  
喪

〔除目大成抄〕

諸司奏 春京官二

長保三秋 大炊權少屬正六位上飯高朝臣

舉用 式部省史生奏、

〔除目大成抄〕

三局史生付官二掌

長保三 正親少令史從七位上雀部宿禰

明時 外記抄府史生勞、

〔除目大成抄〕

八樂人 春京官三

長保三秋 兵庫大屬正六位上諸田宿禰秋

通 笛師

二十九日、<sup>辛丑</sup>法興院ニ於テ、故皇后ノ御法會ヲ行フ、

〔權記〕

正月廿九日、<sup>辛丑</sup>○中 此日於法興院、被修故皇后宮御法事、藏人式部

丞兼宣傳仰勅命云、今日御諷誦祈布不候、早可令奉仕者、即以穀倉院納信濃

布百端、上野國所進麻布二百端宛之、<sup>信濃</sup>布下文、上野忽令成御牒也、六

二月十二日、<sup>甲寅</sup>○中 次詣左府、御匣殿爲尼之由云々、左府爲訪向土御門給、

依命候車後、

〔花鳥餘情〕

又輕服に紅のきぬを用る事は、長保三年二月一日、定子皇

后心喪に、御堂關白張火色下襲を著し給よし見えたり、政事要略にその子

細をしるせり、

長保三年正月二十九日

二八七



○故皇后ノ御妹御匣殿出家ノコト及ビ道長ノ心喪ノコト等便宜合  
被ス、

三十日、壬寅僧綱ヲ任ズ、法務大僧正觀修上表ス、

〔權記〕

正月十七日、己丑、參内、○中略昨日所奏大僧正辭表、今日依勅差左近少

將重家朝臣返遣之、余與少將向彼房、(行成)在左大臣上東門第、因暫立勅使於西

門、余先入彼房示案内、令鋪設勅使座、佛堂北舍北唐庇鋪長筵、施屏風二帖、敷

高麗端疊一枚、上加茵一枚、爲勅使座、又鋪菅圓座一枚、爲僧正座、了令阿闍梨

莊命到中門下、受表函、莊命授之、僧正又令莊命、示勅使、延之座上、了、僧正出逢

頃之取祿施之、白大褂僧正退入、勅使下階拜退、余亦與使參内、

廿六日、戊戌、參左府、參内、○中略又仰云、僧正覺慶上辭狀、令申以院源可任律師

之由、可否如何、奏云、覺慶辭狀早可難收、又院源者縱雖不讓、可任僧綱、何必以

覺慶讓類補重職、必不可然歟、

卅日、壬寅、法務大僧正觀修辭法務僧正等、第三度、令大内記宣義朝臣作、依僧

正示、持參大内奏聞、有勅許、即遣召上卿之間、(藤原實也)民部卿參入、奏事由、令藏人兼宣

給表於民部卿、仰云、上表重疊、所中懇切、殊以優許之由、可給勅答、○中略女被

觀修ノ奏ス  
表ヲ返シ遣  
勅使ヲ遣  
給テ返シ  
勅使座

祿正覺慶  
僧ノ上表  
院源ヲ律  
師ニ任ズ  
行成ヲ尋  
ネ給フ

觀修ノ辭  
表ヲ聽シ  
給テ答  
勅答

覺慶ノ還  
表ヲ返還  
院源ヲ補  
律師ニ補

ル、民部卿令藏人兼宣奏勅答草、亦清書令奏、即奉仰入表、緘函、差左兵衛權  
佐藤原朝臣遣之、大僧正觀修房、解脫寺也、以兵衛佐爲使例也、予爲亦僧正覺  
慶所奉表、令右近少將公信返給云々、(藤原實孝)權辨示云、法性寺座主院源補權律師、阿  
闍梨祐增補内供云々、

〔僧綱補任〕

○乾 德川昭武氏本

大僧正觀修 七月十九日上辭表、辭法務、年五十七、

權律師院源 天台宗、延曆寺、十月十七日任、年五十四、臘卅一、陸奥守從四位

下平朝臣元平男、故延曆寺座主、(良德)大僧正大和尚弟子、私師覺慶大僧正也、即舅

也、

〔僧綱補任〕

○三 興福寺本

大僧正觀修 七月一日辭表上、

權律師院源 (兼兼下同)陸奥守平元明息 二月二日任、天台宗、延曆寺五十一、覺慶大

僧都入室、

〔東寺長者補任〕

一 (長保)同三年 七月一日、觀修辭法務、

〔僧官補任〕

院源阿闍梨 長保三年任律師、○法中補任、法家相承







長保三年五月三十日

二九二

長保三年二月三日

〔源道濟集〕長保三年三月日補之、藏人(正カ)になりて侍しに、秋南殿にて月を翫ひはへりて、  
よそなりし雲のう(ハ)にてみる時も秋の月にはあかすそ有ける

二月大朔盡

一日、卯大原野祭、

〔日本紀略〕院一條 二月一日、癸卯、大原野祭、

祭使中臣嘉武

〔權記〕 二月一日、癸卯、大原野祭、使者右近將監中臣嘉武、略中詣東院歸宅、令

神祇大夫有光祓有不淨疑、不奉幣之由、

四日、丙祈年祭、

〔日本紀略〕院一條 二月四日、丙午、祈年祭、

從四位上右近衛權中將兼備中守源成信、從四位下左近衛少將兼美作守藤原重家出家ス、

〔日本紀略〕院一條 二月四日、丙午、略中今日左大臣養子右近權中將源成信、

三井寺ニ於テ出家ス

與右大臣顯光息男左近少將藤原重家、相伴向三井寺出家、仍兩大臣驚向彼寺、

〔權記〕 二月三日、乙巳、○中略、結政ノコトニカ、ル、結政未了之間、座上暫眠、夢人與一封書

行成成信出家ノ狀ヲ夢ム

狀、予問云、權中將消息也者、夢中思得告出家由也、即覺、參内、詣左府、相逢(藤原)舉直朝臣、云、殿下參給三條宮、參宮、已罷出給、仍奉尋參(藤原)一條院、相逢權中將、示夢趣、

長保三年二月一日 四日

二九三



長保三年二月四日

二九四

中將咲云、正夢也、月來造次語出家之志、又不隔中心之人也、○中略先日右府所借給年中行事付先少將、重家令傳奉退出、成房少將來談之間通夜、

四日、丙午、○中略或云々、權中將先少將相共夜行、于今未歸參、有出家之疑云々、尾張守匡衡參云、出家云々、事已實也者、詣左府、々々今朝退去給、只今向三井

寺給、中將於此寺入道云々、即候御車後、入夜歸京、右府又同向給、少將共入道之故也、○中略從四位上行右近衛權中將兼備中守源朝臣成信入道、兵部卿致

平親王第二子、母入道左大臣源雅信之女也、當時左丞相猶子也、才學雖乏、情操可取、去年丞相累月有恙、○二年四月二十七日及ヒ亞將于朝于夕嘗藥無

違、及其病痾無損、夏過秋來、近侍童僕緩怠疎略、亞將每見人心之變改、勵情匪懈、僅及八月中、丞相之病平愈、其後未經幾程、早以遁世、在俗舊朋等到訪之時、

相語云、榮華有餘、門胤無止之人、受病臨危之時、曾無一分之益、殆失二世之計、丞相嘗藥之初、弟子發心之初、今遂宿念、諸佛冥護也、于時年廿三、從四位下行

左近衛少將兼美作守藤原朝臣重家、右大臣唯一子也、母天曆第五內親王也、年來雖有本意、不能入道、去月晦、與成信朝臣要束已定、一夜同道到三井寺、遂以剃髮、所謂親友知識之誘引者歟、時年廿五、

成信道長ノ病ヲ看護ス

成信ノ發心

年二十三

重家成信ト出家ヲ約ス

年二十五

顯光ノ悲歎

成信重家豐樂院ノ破壞ヲ見テ無常ノ觀ヲ催ス

一條雅信室成信ニ裝束ヲ贈ル

伊勢大輔成信ニ麻衣ヲ贈ル

五日、丁未、○中略又詣右府、奉訪少將出家之事、報以心神不覺、由不謁大藏卿、正光藏人辨朝經、自三井寺歸、詣此殿、藏人辨即出束帶而已、共車參內、成房少將

參會、同宿、終夜談、十四日、丙辰、自內退出、與藏人辨赴三井寺、相謁兩入道亞將、又奉謁入道宮、致平親王三月五日、丁丑、○中略豐樂院破壞、或人云、近曾成信、重家兩士將時々來見此

院、其時不知有何情到其處、凡夫境界、有心思不如眼看、不能發心之切、爲催無常之觀、到此歟、廿四日、丙申、○中略赴三井寺、相逢兩將、殊逢中將談心事、觸事催淚、入夜歸洛、參

內候宿、新中將同宿、七月廿五日、甲午、鷄鳴出洛、日出到三井寺、相逢中將、亦逢少將、衝黑歸洛、

〔新勅撰和歌集〕十八雜歌三 右近中將成信、三井寺にまかりて出家し侍けるに裝束つかはすとて、けさにむすひつけ侍ける、

一條左大臣室

今朝のまもみねは涙もとゝまらす君か山ちにさかふ成へし

〔伊勢大輔集〕 なるのふよをそむきしに、麻の衣やるとて、

長保三年二月四日

二九五



公任哀傷ノ歌ヲ行成ニ贈ル

長保三年二月四日

けふとしも思やはせしあさ衣なみたの玉のかゝるへしとは返し

〔拾遺和歌集〕

哀傷 二十

成信從四位上右近中將重家從四位下左近少將長保三年二月三日出家

おもふにもいふにもあまることなれやころものたまのあらはるゝひは  
いひつかはしける。○後拾遺和歌集世をそむく人々おほく侍けること  
きとめて左大辨行成の世のはかな

おもひしる人もありける世中をいつをいつとてすすなるらむ  
任卿集三句ヲ世中にニ作ル、右衛門督公任

〔百練抄〕

一條院

二月四日、右中將成信、右少將重家發心、相伴向三井寺出家

〔大鏡〕

中 太政大臣兼通

顯光

この御北の方に、村上先の先帝の女御宮ひろはたの宮すところの御はらそかし、その御腹に、男一人、女二人（元子、皇子）そおはしましたし、を  
と君は重家の少將とて、心はへ有職に、よ覺えをおもくてましたらひ給し程に、久しくおはしますましかりければにや、出家してうせ給にき、

〔古事談〕

玉道后宮

一條院御時、長保比、右中將成信、左少將重家同心示合

出家ノ動機

先ヅ靈山寺ニ入ル

重家後レテ三井寺ニ到ル

照中將少將

出家發心之根元、有使座定之日、兩人立聞之、一條左大臣一上ニテ（兼信）中納言之面々吐才學ケルヲ聞テ、致奉公昇進セント思ケルハ、身ノ耻ヲ不存ナリケリトテ、共出家云々、先到靈山寺剃頭之後、共至三井寺云々、或説、於三井寺慶祚阿闍梨室剃之云々、行成卿夢ニ、此重家可出家之由談給ト見テ、御堂ノ御許ニ詣進テ、カ、ル夢ヲコソ見侍ツレト談給ケレハ、少將打咲テ、マサシキ御夢ニコソ侍ナレト答給テ、翌日剃頭云々、或説云、此兩人三井慶祚ノ室ニ往合ト契タリケルニ、中將ハトク往テ待給ケレト、ヨフクルマテミエサリケレハ、自猶豫事ナトアルニヤトテ、先出家シテ曉飯ントスルトキ、少將ハ霜ニヌレテ來ケリ、中將新發、イカニヨヘハ待カネ申テナン、先遂侍ニシト被示ケレハ、親ニイトマコハヌハ不孝之由承ハ侍シニ、昨日シモ便宜アシキ事侍テ暮ニシカハ、日ヲタカヘシトテ、ヨヘ髮ヲハ切侍也トソ被答ケル、

〔愚管抄〕

四

一條院ノ御時、四納言トノ、シルヌキマタラモナキ四人ハ、齊信公任、俊賢、行成トテ、略中四納言サカリノ時、テル中將、ヒカル少將トテ、殿上人ノメテタキアリケルハ、中將ノテ、ハ兵部卿ノ宮、母ハタカツカサ

長保三年二月四日



長保三年二月四日

二九八

殿ノアネニテアリケレハ、御堂ノ御子ニアリテ、成信トソ名ハ申ケル、少將  
ハアキミチノ左大臣ノ子ナリ、重家トソ申ケル、コノ二人仗儀ノアリケル  
ヲ立聞テ、四納言ノ我モノト才覺ヲハキツ、サタメ申ケルヲ聞テ、ワレ  
ラ成アカリナン後、アレラカヤウニアランスルカ、ヲトリテハ世ニアリテ  
モ無益ナリ、イサ佛道ト云道ノアンナルヘイリナントテ、カイナシテ二人  
ナカラ長保三年二月三日出家シテ、少將入道ハ、大原ノ少將入道寂源トテ、  
池上ノアサリノ弟子ニテ聞ヘタル人ナリ、中將入道ハ、三井寺ニテ御堂ノ  
御薨逝ノ時ニモ、善知識ニテ候ハレケルナントコソ申ツタヘタレ、トニモ  
カクニモヨキコトノミ侍リケル世ニテコソ、談續古事

寂源

〔尊卑分脈〕

源村上氏

致平親王

號明王院宮

成信

號昭中將、左中將、從四上、於三井慶祚阿闍梨室、與重家少將同時出家、廿三歳、母左大臣雅信女

公綱

從五下

〔尊卑分脈〕

藤原氏

顯光

左右大臣、從一位

成信世系

重家世系

重家

號一乘院、號光少將、本朝美人、從四下、左少將、母、親子、內親王、內或盛王子

致貞

從五下、因幡守、母

經範

母

〔續古事談〕

臣節

一

殿上人アリケリ、○下

〔清少納言枕草子〕

○下

圖書寮本

たのもしき物

源成信、兵部卿致平親王男、母左大臣雅

信女、長德四年十月、右中將元長、長保元年正月、禁色、二年四月、從四、中宮入内、御堂猶子、三年二月三日、出家、廿三

のころ、是はいみしうようき、しり給ひしか、おなじところの人のころ、なご

は、つねにきかぬ人は、さらにえききわかす、ことにおどこは、人のころ、をも

てをも、みわきききわかぬ物を、いみしうみそかなるも、かしこうき、わき

給ひしこそ、

屋は、なりのふの中將は、入道兵部卿の宮の御こにて、かたちいとおかし

けに、心は、えもおかしうおはず、いよのかみのかねすけかむすめ、わすれて

おやのいよへゐてくたりしほど、いかにあはれなりけん、こそ覺えしか、

あか月にいくとて、こよひおはして、有明の月に歸たまひけん、なをしすか

たなどよ、そのきみつねに、るものいひ、人のうへなど、わるきは、わるしな

長保三年二月四日

二九九

成信能ク  
人ノ音聲  
ヲ聽分ク

成信ト伊  
豫守源兼  
資ノ女



成信ト或女

長保三年二月四日

三〇〇

この給しに、ものいみ、くすし、うつのかめなどにて、くふもの、まつかい  
かけなどするもの、名を、姓にてもたる人のあるか、こと人のこになりて、  
たいらなといへど、たゝそのものさうを、わかき人、くことくさにてわ  
らふありさまも、ことなることなし、おかしきかたなども、きか、さすか  
に人にさしましり、心などのあるを、おまへわたりも、みくるしなどおほせ  
らるれど、はらきたなきに、やつくる人もなし、一條院につくらせ給たるひ  
どまのところには、にくき人は、さらによせず、ひんかしのみかどにつとむ  
かひて、いとおかしきこひさしに、しきふのおもども、もろどもに、よるもひ  
るもあれば、うへもつねにも、御らんしに、いらせ給、こよひは、うちにねな  
んとて、みなみのひさしに、ふたりふしぬるのちに、いみしうよふ人のある  
を、うるさしなといひあはせて、ねたるやうにて、あれば、猶いみしうかし  
ましうよふを、それおこせ、そらねならんとおほせられければ、この兵部き  
ておこせど、いみしうねいりたるさまなれば、さらにおきたまはさめりど  
いひにいきたるに、やかてゐつきて、物いふなり、しはしかと思ふに、夜いた  
うふけぬ、權中將にこそあなれ、こはなにことをかくゐて、はいふそめて、み

成信ト清少納言

式部の御許ト南廂ニ臥ス

成信來訪ス

清少納言成信テ憎ム

清少納言成信ノ前テ過ケ

成信歌テ強フ

そかにたゝいみしうわらふも、いかてかはしらん、あかつきまでいひかは  
して歸、又此の君いとゆゝしかりけり、さらによりおはせんにも、のいはし  
なにことをさはいひあかすそなどいひわらふに、やりとあけて女はいり  
きぬ、つとめて、れいのひさしに、人の物いふを、きけは、雨いみしうふるお  
りきたる人なんあはれなる、ひころおほつかなく、つらきこともありども、  
さてぬれてきたらんは、うきこともみなわすれぬへしとは、なとていふに  
かあらんを、さあらんを、よへも昨日の夜も、そかあなたの夜も、すへてこの  
ころうちしきりみゆる人の、こよひいみしからん雨に、さはらてきたらん  
は、猶ひとよもへたてしと思ふなめりどあはれなりなむ、

〔清少納言集〕

いしはしある所にて、殿上人どもの物いひけるまへを、入道(致平親王)

この中將なりのふの許に、君(清少納言)のわたり給ひけるを、入道この中將なりの

ふは、きんたちのねす(ねす)ならて、此いしはしに歌よみかけ給へとせめられ

けれども、

よるのまにいしはしはかりねてゆかん

といひかけてたてまつりけるに、久しかりければ、すたれのうちを、君た

長保三年二月四日

三〇一



長保三年二月四日

三〇二

ちをそし〜といひければ、あなかまたまへと見つねものおもえすと  
いひつつ、猶久しかりければ、この中將まちやすらふほとに、おまへにめ  
しありとて、どのもりつかさのきたれば、

くさのまくらに露はおくとも

といひすて、いりにけるを、みな人も中將もあやしとおもひければ、こ  
や人につたへかたりけん、いごなんまことにや、

○成信、重家ノ世系等、便宜合致ス、源成信、禁色ヲ聽サル、コト、元年正  
月三十日ノ條ニ見ユ、

藏人頭右大辨藤原行成上表ス、

申文ヲ返  
還シ給フ

〔權記〕二月四日、丙午、早朝詣左府御宿所、奉請依官職勞許所請狀文、申云、松  
容之次可令奏聞、事旨多暫左相召於殿上、返給申文曰、所申雖切、默、非可停職、

再ビ上表  
ス

猶可勤仕、但案文可奉寫者、件申文

四月十日、辛亥、詣東院、招以言宿禰、示辭狀可候由、與伊豫守參左府、申藏人頭

右大辨等可辭之由、深更以下

廿三日、甲子、今日奉辭藏人頭大辨狀、

返シ給フ

廿四日、乙丑、自左府被返給昨日辭狀、早朝惟弘來云、去夜予詣金峯山、得金帶  
金劔、吉想也、

○四月二十三日、再ビ上表ノコト、便宜合致ス、

五日、丁未、釋奠、

〔日本紀略〕一條二月五日、丁未、釋奠、

六日、申、春日祭、

〔權記〕正月卅日、壬寅、中左近權中將經房朝臣令奏云、春日祭使當巡、仍欲  
奉仕、俄有產者、雖不觸穢、猶有事畏、以代官令奉仕、仰云、依請、即仰左衛門佐有

道、

二月五日、丁未、自左府示給云、今日代官有道朝臣申障者、仍召遣右衛門權佐

宣孝朝臣、又申痔病發動之由、即詣左府申此由、亦召左衛門權佐允亮朝臣、申

有身病不參、即參內、奏事由、依仰亦歸詣左府、仰右馬助有親朝臣、又詣東院、赴

兵部大輔兼隆、許訪之、

〔小右記〕萬壽元年二月四日、壬戌、中大外記賴隆云、春日祭使代官事、中

勘申例、中長保三年二月、代官右馬助守隆、

長保三年二月五日、六日

三〇三

藤原經房  
祭使ヲ辭  
ス

代官藤原  
有親

代官ハ右  
馬助守隆  
ナリトノ



長保三年二月十日 十一日

〔春日祭歷名部類〕

祭春日 同三年二月六日 戊申 祭

近衛使 有通朝臣申代官

十日壬子 臨時奉幣

〔日本紀略〕院一條 二月十日 壬子 發遣奉幣使

〔權記〕 二月十日 壬子略 中 參內 有臨時奉幣事

東三條院、一條院御所ヨリ、三條宮ニ遷御アラセラル、

〔權記〕 正月十三日 乙酉 詣左府道長 被定東三條院遷御三條宮雜事來月十日 次歸宅

參內宿

二月十日 壬子略 中 參院ニカ、ル上ノ條ニ收ム、亦參院 今夜遷御三條院 歸宅

○東三條院、一條院御所ニ遷御アラセラル、コト、二年十二月二十三

日ノ條ニ見ユ、

十一日癸丑 園、韓神祭、列見、

〔日本紀略〕院一條 二月十一日 癸丑 列見、園、韓神祭、

〔權記〕 二月十一日 癸丑 參內 依列見參官 依雨用雨儀兼也 民部卿爲日上 少納言

辨申文、人立座之後、兼也左大辨起座、次余起座、入造曹司所之間、左大辨先在門內、被示云、今年未著政、今日依缺日有所憚、不可著廳者、即仰官掌令鋪加座共著、列見了、上卿著朝所、參議著後余著、次左中辨兼也以下依次著、二獻粉熟、三獻飯汁、四獻之後、右少辨致書朝臣申事由起座、爲著園、韓神祭也、左中辨信順云、先例有可然事、起座之時、先申大辨、々々申上卿之後、起座云々、次予起座、到於西屏外、見申文、其屏後豫立床子一脚、予著之後、右大史兼也文信覽申文、參議以上一枚、納言、辨以上一枚、外記、史一枚、并重以爲一通、外記、史生、官史生、官掌、召使各一枚、書別、續以爲一卷、一懸、帟之中卷、籠、文信出北戶來而授之、揖而還入、見了目戶內之史、々々來給之、史亦還入、余還著座、左大辨亦起座見之間、官掌尙貞取床子立西廂、自南第二柱下、左大辨復座、候氣色、顧目史、々取文刺、入立床子南、上卿目、史稱唯進、上卿執文、史立初入立之處、次著床子、須上直、而不目、史因直、進著床子也、上卿一夕開見、次先給懸帟、次給文、其作法如例、事訖史退出、次置著、起座退出、與右中辨參院兼也人々皆退出、仍歸宅、

十二日甲寅 圓融天皇國忌、

〔權記〕 二月十二日 甲寅略 中 今日御國忌、兼也宣行事、右兵衛督陪膳、先供內膳、次御厨子所、次中宮、次僧供、次公卿侍臣祈供之了、主上出御、左大臣以下依召參

長保三年二月十二日



長保三年二月十九日

候、次權大僧都雅慶參上、事了入御、  
藏人頭藤原行成、馬ヲ爲尊親王ニ獻ズ、

〔權記〕二月十二日、甲寅、文條朝臣差文方、送虎鼠毛馬一疋、即令牽詣彈正宮  
奉之、次詣左府、（道長）○中左府爲訪向土御門給、依命候車後、即亦參內給、

十九日、（道長）大宰大貳藤原有國ヲシテ上洛セシム、

〔權記〕二月十九日、辛酉、（道長）○中左大臣被奏、（仁王會ノコトニカ）又奉書  
云、大貳可召上事、仰依請、即又仰奉親宿禰、

○豊後守穴太愛親、前司丹波泰親ノ大貳有國ノ苛責ニ依ルト稱シ、越  
度上道スルヲ訴フルコト、三月四日ノ條ニ見ユ、有國、筑前觀世音寺ノ  
寶物下用帳ヲ返付セザルコト、便宜左ニ合敘ス、

〔根岸文書〕一

觀世音寺長保三年七月廿八日立寶藏納府交替寶物被下用張事、

第二御辛橫納七寸丸鏡一面、被下用松門寺塔天蓋料、

第六御辛橫納車鈇一具、四枚、荷車新、在寺家修理所、

第八御辛橫納琵琶一面、爲修造被下以後未被返納、

觀世音寺  
寶物下用  
帳

有國赴任  
以來寶物  
ヲ下用ス

第十一御辛橫納朱砂陸斤三分、千躰觀音像并新造大佛御採色新、度々下  
用、

同御辛橫納胡粉十二兩、同前打度々下、

第八御辛橫一合、度々御寫經紙入打被下、在講堂未返上、

右雜物從御任之始、長德三年、度々御用、或御坐、或差遣官人所被下用也、隨則  
注其年月日、立下記署判已了、而以去月廿一日、指遣少典、（日脱カ）下能通、被召取件下  
帳已了、爰所司等度々參上、雖申事由、終不被返給御上道、仍爲後記次日記申、

日記申

權寺主大法師

權上座大法師

〔別條〕判 件寶物度々被下用有實、又下用之日記召取之事明也、仍判候也、

講師大法師 在判

讀師大法師 在判

上座大法師 在判

權上座大法師

權都那大法師

都維那法師 在判

長保三年二月十九日



權寺主大法師  
寺主大法師 在列

二十一日、癸亥、冷泉院臨時御給、

〔權記〕二月廿一日、癸亥、詣左府、申施藥院史生小槻爲信、大私諸行等申官人代事、仰云、任汝心可補之、詣藤相公御許、參內、○中此日內大臣被申冷泉院臨時給事奏聞、有天許、

二十二日、甲子、左大臣道長、鹿島使及、大原野社損色使ヲ發遣セシム、

〔權記〕二月廿二日、甲子、詣左府、申學生高延申鹿島使事、可遣、大原野社損色使先年依季雅申可遣使之由、仰史延政了、而預爵後避其職、重奉仰可遣、可遣

○中高延并大原野損色使事、仰奉親宿禰、

二十六日、辰戌、脩子內親王ニ料絹ヲ賜フ、

〔權記〕二月廿六日、戊辰、○中即有召參內、仰云、女一宮新絹可召進、

二十七日、己巳、結政、官奏、

〔權記〕二月廿七日、己巳、參左府、參結政、○中此日、○中內大臣官奏云々、  
○三日及比十九日ノ結政、便宜左ニ合斂ス、

施藥院史

丹生貴布  
禰二社ニ  
奉幣ス  
使ヲ定ム

申慶  
藤原爲義  
ヲ家司ト  
ナス

〔權記〕二月三日、乙巳、參結政、平（權世）中納言今日初著政、

十九日、辛酉、參左府、參結政、參內、退出、

二十八日、庚午、祈雨奉幣、

〔日本紀略〕院一條二月廿八日、庚午、祈雨奉幣二社、依早魃也、

〔權記〕二月廿日、壬戌、○中依勅仰平（權世）中納言、祈雨使可被奉二社事、以藏人可爲使、仍又仰兼宣、

大中臣輔親ヲ祭主ト爲ス、又、敦康親王ノ家司ヲ補ス、

〔權記〕二月廿八日、庚午、○中略、行成、世尊寺ヲ供養スルコト、此次下給今朝於御前被定男一宮（敦康親王）家司侍別當等文、○中此日前美作介大中臣朝臣輔親補祭主云々、

祭主云々、

廿九日、辛未、○中略、世尊寺供養事了參內、於弘徽殿申一宮司悅、

七月廿三日、壬辰、○中次伊賀守爲義如舊可爲今上一親王家司云々、

〔大中臣氏系圖〕輔親 長保三年二月補祭主、于時前美濃守（作人）從五位下、同三

月十九日權副、

○中古歌仙三十六人傳、異事ナキヲ以テ略ス、



長保三年二月二十九日

三一〇

源保光ノ  
舊宅佛師  
行成ヲシ  
康尙テシ  
安置ノ佛  
像ヲ造ラ  
シム

佛師康尙  
ヲニ造佛  
ヲ與フ  
テ定ム  
供養雜事

二十九日、辛未藏人頭藤原行成、世尊寺ヲ供養ス、尋テ、同寺ヲ御願寺ト爲ス、  
〔日本紀略〕院一條二月廿九日、辛未右大辨藤原行成、供養建立世尊寺、件寺

者故中納言保光卿舊家也、抄百練  
〔權記〕長保元年七月廿二日、參内、中罷出浴、與權僧正同車至佛師康尙宅、  
以午刻始奉造可安置桃園寺大日如來、普賢十一面、觀世音菩薩像各一體、先  
康尙伐御衣木、認出尊像體奉立之、僧正啓白所願之趣、心中所思秋毫無脫、次  
弟子以斧奉削三尊御衣木之後、各禮拜、又奉拜先日宿願不動尊像、以義理朝  
臣所送漆一斗、充造佛料、奉送僧正三條宮宿坊以歸宅、

八月六日、丙辰、中次向桃園、觀修下同シ  
十一日、辛酉、中亦詣桃園、奉謁僧正、  
十二月廿八日、丁丑、中康尙師來、與沙金廿兩、桃園佛祈也、  
二年五月二日、戊寅、向桃園、定供養雜事、  
廿三日、己亥、中此夜到世尊寺、  
八月十七日、辛酉、招康尙等、造佛料可宛下之由、  
廿日、甲子、早朝向世尊寺、謁僧正、

請僧定  
供養百僧  
ヲ定ム

九月廿七日、辛未、中候左丞相御共赴桃園、暫之還、  
十月十五日、戊午、中絹一疋送康尙許、宛造佛祈、  
廿四日、丁卯、罷出、與式部丞同車、赴桃園謁僧正、  
十二月廿九日、壬申、曉與權中將參院、至桃園、與歸宅、  
三年正月十一日、癸未、參左府、歸宅、晚景向桃園歸宅、  
十八日、庚寅、候内、令順朝阿闍梨啓白、安世尊寺觀音像、源保光故中納言始自今日奉  
常燈佛供、并宛預法師真也供祈、爲政朝臣知此事、  
二月十日、壬子、觀修大僧正出自解脫寺有消息、因赴桃園謁之、  
十六日、戊午、中略、仁王會僧名定ノコトニ事了到桃園、定來廿九日請僧等、  
十七日、己未、中赴世尊寺、定堂供養百僧等、歸宅、  
十八日、庚申、拂曉赴桃園、晚歸宅、  
廿日、壬戌、參内、赴桃園、詣東院、歸宅、  
廿一日、癸亥、中罷出桃園、歸參、候宿、  
廿二日、甲子、中歸桃園、參院、赴堀川邊、與少將同宿、  
廿三日、乙丑、中赴寺、

長保三年二月二十九日

三一



道長參詣

寢殿ヲ堂  
下爲ス  
金色大日  
如來等ヲ  
安置ス

諷誦物

參列ノ公  
卿等

廿四日、丙寅、罷出桃園、  
廿六日、戊辰、罷出桃園、  
廿七日、己巳、參左府、中參內詣桃園、今夕參內歸宅、  
廿八日、庚午、早朝詣桃園、左大殿枉華駕、明日此寺供養事有恩問也、中此夕  
參彼殿申悚由歸宅、

廿九日、辛未、今日供養世尊寺、以寢殿爲堂、安置金色大日如來、普賢菩薩、十一  
面觀世音菩薩、彩色不動尊、降三世明王等像各一體、等身東對西庇爲上達部  
座、南庇爲殿上人座、東廊爲上官諸大夫座、上達部饗修理大夫、殿上人前但馬  
守生昌朝臣、諸大夫、前執之穀倉院、南庭立五丈幄、安諷誦物、  
手帥中納言、藤中納言、時藤宰相、懷式部大輔、輔正右衛門督、公在宰相中將、齊左大  
辨、忠源宰相、後大藏卿、正光修理大夫、親信中宮亮、則忠內藏頭、陳政右兵衛督、  
憲定左源中將、經房四位少將、成房權左中辨、房左馬頭、桂尹右中辨、道方右  
源中將、賴定藤中將、實成兵部大輔、兼降左京大夫、明理民部大輔、爲任藏人辨、  
右衛門佐、左兵衛佐、源少納言、右兵衛佐、阿波權守、濟政讚岐介、至光兵部丞、永  
光、大學助、賴真掃部助、兼宣右衛門尉、自餘諸大夫有數、又檢非違使六人、

入堂

十僧

納衆

讚衆

梵音

入堂鐘槌之後、上達部殿上人入堂、  
次諸僧入堂、

十僧、山座主覺慶、權僧正明豪、大僧都勝算、定澄僧都、法性寺座主  
院源、覺緣律師、明肇內供、林懷已講、願助關梨、莊命  
百僧納衆、冊、圓證、會胤、祐增、辭光圓、陽興、仁儻、順朝、仁聖  
慶算、聖胤、仁朝、曆敷、雅算、惠澄、教靜、叡尊、道算、賀算  
暹日、壽仁、澄宣、以上延安救、法賢、晴雲、延賴、以上春明  
清春、仁會、智印、明憲、安潤、芳慶、春寂、以上平崇、澄心  
招橋、仁也、仁延、明南、以上東泉樹、小栗慶命、文慶、梵昭、觀寂  
讚衆、十九、定湛、頭、雅靜、經理、扶公、以上慶命、文慶、梵昭、觀寂  
實誓、兼摠、利遠、明海、珍聖、尋會、康秀、珍賀、嚴康、園孝  
已上延真震、真觀  
梵音、十九、祈統、延曆、相算、仁和以上頭、妙增、心、（鑿力）明尊、觀緣  
明延、明鎮、日助、堂圓、誠命、賴久、賴明叡義、已上延法修  
義慶、中安、陽邦、清譽、以上興



長保三年二月二十九日

三一四

錫杖

錫杖 廿、懷壽頭、延政頭、公助、圓寬、定基、泰助、念敷、源泉、慶

忍、賴圓、朝廷、祈壽、量□、直緣、妖助、寂命、靜圓已上延曆寺

經救、守詮、法圓已上興福寺

布施

其十僧布施、僧正二口、各十五疋、廿石、布卅端、僧都二口、各絹十二疋、米十五石、布廿端、律師二口、各十二疋、十石、十五端、凡僧四口、各十疋、八石、十端、此外僧正御料又同僧正并力法、百僧料各二石、四端、

諷誦本家三百端、孟光百端、西方百端、藥助絹十疋、彈正宮北政所十疋、左府被

給手作布百端、大堂供濫僧供等、并行事人々、及雜用等勘文在別、○中參左府

御宿所申昨御坐於寺、亦今日恩給之、悚歸宅、

卅日、壬申、○中參彈正宮、左府、向山座主車宿謝昨事、亦詣帥中納言、藤中納言、宰相中將、源宰相御許、同謝之、

三月二日、甲戌、○中與少將同車、詣右衛門督御許、謝一日來儀、

七日、己卯、詣左府、赴桃園、

十日、壬午、○中略、御除服及ビ仁、又參內、○中左大臣被參、○中申左大臣令奏

以世尊寺可爲御願寺由、即宣旨下、被仰權左中辨、○中前大僧正自此夜候內

御願寺ト  
ナシ別當  
三綱ヲ補

ス

供僧ヲ定ム

裏、向彼房、補世尊寺別當、三綱、與四位、少將共赴世尊寺、以任三綱等文、下別當圓緣、此夜宿寺、

廿九日、辛丑、詣大僧正房、被候院也、申定世尊寺供僧等、

四月二日、癸卯、○中此夕與式部丞同車、詣桃園禮佛、而亦歸參、

十月十七日、送藥助大等送世尊寺、歸路寄中將宅、松載同宿、

十二月二日、參內、參齋院、於世尊寺奉謁僧正歸、

六日、今夕與女人詣世尊寺、

閏十二月廿九日、丙申、參院、罷出、女兒等相共宿於世尊寺、

〔參考〕

〔二中歷〕 名家歷 桃園 一條大宮園池以東、西、并北、保

〔拾芥抄〕 中 諸名所部二十 世尊寺 伊一條北、大宮西、本小路東、無路南、

桃園 同世尊寺南、保光

小右記、長保四、二廿九、供養之、

三十日、壬申、東宮御讀經結願、

〔權記〕 二月卅日、壬申、參內、東宮御讀經結願、

長保三年二月三十日

三一五



長保三年二月三十日

○東宮御讀經始ノ日、詳ナラズ、

三一六

三月癸酉朔

四日、丙子豐後守穴太愛親、前司丹波泰親ヲ任國ニ遣シテ、交替ヲ行ハシメラレシコトヲ請フ、

〔朝野群載〕

二十太宰府

申下遣越渡上道吏令行交替政副前司陳狀

愛親ノ奏

豐後守外從五位下穴太宿禰愛親誠惶誠恐謹言、

請殊蒙天裁、被下宣旨、下遣前司丹波朝臣泰親、令行交替政狀、

右去二月五日、件泰親來謁申云、除目之後、雖及旬日、提携病者、不能早參罷上之旨、甚雖非常、不堪大貳藤原朝臣有國苦責、逃亡入京者、愛親乍驚、須早言上事由、然而窺待太宰府解狀之間、暫所遲引也、而件解狀、于今未聞、爰可首途之期、在今月十日、仍言上如件、謹檢案內、彼國人民離散、官物紛失之由、已有其聞、就中未交替、漸經二三代云々、况前司逃亡之間、官物牢籠尤多端乎、望請天裁、被下宣旨、下遣件泰親、將行交替之政、愛親誠惶誠恐謹言、

長保三年三月四日

豐後守

前豐後守外從五位下丹波朝臣泰親解申進申文事、

長保三年三月四日

三一七

泰親有國  
依ノ苛責ニ  
シテ越稱  
上道ス  
愛親赴任  
ノ期日  
部内ノ亂  
狀



長保三年三月六日

三一八

泰親ノ辨

任中ノ治

父行衛ノ病ニ依リテ上京ス

辨申未畢任國事暫參上狀、  
右左大史小槻宿禰奉親仰云、右大辨藤朝臣行成傳宣、右大臣宣奉勅、豐後守穴太宿禰愛親言上、被下遣前司守丹波朝臣泰親、可勤行交替政之由、宜且召問罷上之由、且下遣令勤交替政者、謹檢案內、泰親者、長德二年八月五日拜彼國守、赴任著國之後、巡檢部內、凋弊殊甚、然而苟勵勤王之節、任中調庸租稅、逐年辨濟、擬致究濟之間、去年十一月頃、親父前土佐守行衛、久煩病痾、命在旦暮之告、忽以馳來、仍且觸事由於大府、暫所參上也、今須罷飯、將以勤仕、仍勤事狀謹解、

長保三年四月二日

前豐後守

六日、戊寅季御讀經、

〔日本紀略〕院一條

三月六日、戊寅季御讀經始、

九日、辛巳同竟、

〔權記〕二月廿七日、戊巳略、

○中此日季御讀經事被定、

三月六日、戊寅參內、季御讀經始也、罷出、

八日、庚辰參內、有御論義事、少僧都定澄、威儀師慶藝、結番如例、奏聞、

內論義

定

結願

道長論義ヲ行フ

九日、辛巳、御讀經結願也、

十五日、丁亥、與少將同車參彈（藤原成房）正宮、歸宅、詣左府、有結論義事、書短冊歸宅、

〔小右記目錄〕四季御讀經事

同三年三月六日、季御讀經始事、

○道長ノ第二於テ論義ヲ行フコト、便宜合致ス、

七日、己卯、伊勢使ヲ發遣ス、

〔西宮記〕臨時十二仁王會裏書

左辨官下伊勢太神宮

長保三年三月七日、使祭主輔親云々、王忌部卜部相

具云々、御裝束青色表衣一領、蘇芳染三重下襲一領、縮線表袴一腰、平裏納帷

各一合、平文衣篋一合、神寶金銀御幣四枝、各二枝、弓一張、箭四放、（杖）梓一本、（種）入

于櫃、付平組、加錦袋、入赤漆櫃、錦蓋一枚、一尺鏡一面、（入置）平文篋、（付平組）鎧、（加錦）袋、（入赤漆）櫃、（麻笥）一口、

平文、（懸）鏝、

十日、壬午、御除服、疾疫流行ニ依リテ、仁王會ヲ行ヒ、內裏五箇所ニ於テ、不

動法ヲ修ス、

〔日本紀略〕院一條

三月十日、壬午、於大極殿百座仁王講、仍天皇行幸八省院、

依疾疫祈也、

長保三年三月七日 十日

三一九

八省院ニ行幸

御裝束

使大中臣輔親



長保三年三月十日

三二〇

結願

十八日庚寅仁王會竟

〔權記〕二月十六日戊午歸宅即參內赴桃園亦還參內（道長）左大臣於仗下被定申

仁王會僧名等大極殿內百講中別可召七僧大臣被奏云前大僧正觀修可奉仕講師而辭職者不可請用歟隨仰可進止仰云年滿致仕之者至有別勅何不從事哉觀修者是以謙退志辭大僧正法務職依所請重疊懇切慈所優許也身已爲上臈又堪能者也宜請用者（也之）次大臣令奏陰陽寮擇申可被修臨時仁王

日時

會日時文二月廿八日庚寅僧名行事文右大辨藤原朝臣行成左大史小被奏云

五畿七道  
ニ官符ヲ  
下ス

大臣無檢校例今依有指仰可奉仕以無先例不載定文仰云依請但日用廿八

日時延引  
波羅門僧  
正ノ子孫

日抑延曆寺僧中有注慶祐者若阿闍梨慶有歟若書誤者削改可下即仰又被

菅原輔正  
ヲ呪願ト  
爲ス

奏云大屋寺者必可入而書落隨仰可加載又五畿七道國々給官符々到後擇

日時延引  
波羅門僧  
正ノ子孫

吉日可行又京內先三日可淨食潔齋可禁斷殺生事諸國可准之又院宮親王

菅原輔正  
ヲ呪願ト  
爲ス

參議以上可加供事僧綱衝重六合從僧料仰云依定申事了

菅原輔正  
ヲ呪願ト  
爲ス

十九日辛酉略中左大臣被奏光榮申二月廿八日庚午波羅門僧正云子孫死

菅原輔正  
ヲ呪願ト  
爲ス

今案凡奉爲春苑王成云大凶事來月十日壬午可被修仁王會又呪願誰人可

菅原輔正  
ヲ呪願ト  
爲ス

奉仕乎仰云仁王會來月十日可修呪願可令式部大輔菅原朝臣奉仕略中即

日時定

又仰奉親宿禰

三月二日甲戌略中參內左大臣以下於八省院被議仁王會日事

四日丙子參內右衛門督所被示送供給宣旨載目錄仰藏人永光令召陰陽寮

助吉平參入令勘申御心喪可令除給日勘申云來十日壬午時寅永光即奏候

宿

五日丁丑與右中辨赴八省實檢掃治之次入豐樂院巡見殿堂破壞尤盛瓦松

垣衣不異華清之春色蔓草滋露宛如姑蘇之秋心樂院ノ破壞ヲ見テ無常ノ

觀テ起スコトニカ、ル、  
二月四日ノ條ニ收ム、

七日己卯略中詣左府與右中辨共定申仁王會日儀歸宅

八日庚辰略中此日遣仰僧綱等自明日可奉仕御修法事料物用紀信方所進

內裏前大僧正歡修伴僧廿口行事藏人辨料米九十石之中七十石大壇料十

石（面應）炎摩天供料不動曼荼羅新寫料件料宣旨先日藏人辨奏下但米者先以信

方所進內渡行之但馬米可有云々東左近府大僧都勝算伴僧十五口行事阿

波權守料米五十石信方米下文付行事北主殿寮律師院源伴僧十五口行事

大學助賴貞五十石信方米下文付律師西真言院少僧都濟信伴僧十五口行

長保三年三月十日

三二一

行成等八  
省院ノ掃  
除ヲ實檢  
シ豐樂院  
ノ破壞ヲ  
巡見ス

內裏導師  
觀修

東方左近  
府導師勝  
算方主殿  
寮導師院  
源方真言  
院導師濟



信南方監物  
導師尊叡

覺慶觀山  
修音法

八省廊二  
大祓ヲ行

御禊

金泥仁王  
經ニ宸筆  
ヲ加ヘ給

關請ヲ定  
源信覺運  
等ヲ法橋  
ト爲ス

長保三年三月十日

三二二

事掃部助、料米五十石、信方米下文奉僧都、南監物、律師尊叡、伴僧十五口、行事(兼也)兵部丞、料米五十石、信方米下文付行事、不動法之中、有除疫病之法云々、仍所(永壽)被始行也、但四方料雜米宣旨、阿波權守奏之、左少辨奉勅下帥中納言、史伊遠(兼推也)奉之、又天台座主於山上修觀音法、伴僧廿口、料米七十石、宛近江召米、雜物宣旨同前、

九日、辛巳、略今日八省裝束、罷出、

十日、壬午、寅時大祓、源宰相著八省廊行之、須於建禮門前行之、而於廊行之違例也、同刻御除服、宮主御禊、藏人永光事、日出參八省見裝束、先是右中辨、奉親(小期)宿禰等參入行事、又參內、奏可奉安置料金泥仁王經一部、猶以御筆雖一行可令書給之由、即御筆奉書御一行、下給御書所裝潢、丈部延行令奉仕裝束、左大臣被參、又著行事所被定關請、余執筆、今日事在式、可書入、還御、略御願寺トナ(彼脫カ)ニコトニカ、ル、二月二十九日ノ條ニ收ム、此日內供奉源信覺運等可法橋上人位、伴等人年來有宿願、都不出仕、依御願無止、給旨慰勸、仍今日共參入、爲勵其情、並有此恩也、前大僧正自此夜候內裏、向彼房、

十三日、乙酉、參內、詣左府、被仰下云、仁王會僧廻請牢籠、綱所懈怠也、尋光圓證

結願

已入初請、而彼日不參、慥問其由、可令辨申、又不請之僧等一兩參入、度者名簿奏聞之時、慥尋可申行、又度者名字以仁字可用、參內、候宿、

十六日、戊子、略御讀經結願也、

〔左經記〕長元四年十一月卅日、略次內府被問余云、可有出居歟、余申云、長保三年記出居不見云々、略御齋會ニ依リテ、八省大殿并小安殿東廊等

御裝束、皆如去長保三年三月九日會日、而彼日被仰可給度者之由、略又今日南廂懸幡、花帳等、而長保三年母屋懸幡、廂引額不懸幡云々、

〔修法要抄〕記京御所東山御文庫於宮中五箇所被始不動法事

後小野宮記云、長保三年三月十日、壬午、自今夜爲攘癘、於宮中五箇所、被修不

動法、中壇仁壽殿前大僧正觀修、東方左近府、大僧都勝算、南方監物、律師尊叡、西方眞言院、少僧都濟信、北方經殿寮、律師院源、

〔政事要略〕六十七男女衣服并資用雜物事

式部式云、神事及齋會之處、不得著深履、

私家依有奉幣之事、行幸八省之時、不著靴供奉、是存此式歟、亦稱齋會、已稱佛事也、而長保三年三月十日、爲大疫灾、被修仁王會、有臨時之議、幸八省之處、准御齋會著靴供奉、今檢典憲、頗似依違、但雖存式、宜隨時儀、爲公家事

長保三年三月十日

三二二

御齋會ニ  
准ズ



寬平九年ノ例

長保三年三月十一日 十四日

三二四

(被之内時猶可由式意不可依時儀)

〔百練抄〕

一四條院

三月十日、行幸八省院、被行仁王會、寬平九年例也、○寬平

ノ月十九日ノ條參看

〔僧綱補任〕

○三興福寺本

法橋覺運 長保二年八月廿九日、敍仁王會行幸日、(朱書下同)四十八天台宗、延曆寺、與

良僧都弟子、

仁王會賞

源信

同日、敍同仁王會賞、五十九天台宗、延曆寺、慈會大僧正弟子、大和國人占部正親子

○皇后崩御ノコト、二年十二月十六日ノ條ニ見ユ、

十一日、未仁和寺觀音院火アリ、

〔權記〕三月十一日、癸未、略中此夕仁和寺內觀音院燒亡、

〔本要記〕

○山城觀音堂號觀音院

濟信ノ住所

同記云、長保三年三月十一日、酉、回祿濟信僧都住此院、而自去十日、於真言院、

修攘疫癘法之間有此事、○仁和寺堂院記同シ

十四日、丙結政、御物忌、

〔權記〕

三月十四日、丙戌、自內參結政、歸參、御物忌也、雖然不罷出、候宿、與(藤原成實)少將

同宿、

十六日、戊子、參結政、

廿三日、乙未、(道長)參左府、參結政、

○十六日以後結政ノコト、便宜合敍ス、

十八日、庚寅千光院二阿闍梨五口ヲ置ク、

〔日本紀略〕

一四條院

三月十八日、庚寅、略中今日置千光院阿闍梨五口、

〔權記〕

正月十七日、己丑、參內、略中此夜左大臣被奏大僧正申阿闍梨五人置

千光院狀文、與(源成德)權中將共宿、

廿六日、戊戌、參左府、參內、奏左大臣可令申大僧正觀修所申阿闍梨事、仰云、參

入之日可仰案内、

三月廿八日、庚子、○中略、大極殿臨時御讀經ノコトニ補圓明寺檢校念覺文、

卅日召寺預邦祈法師給之、代々以別當任之、而最初定成、次救昭、第三度可有

應、仍補檢校也、

廿九日、辛丑、○中略元慶寺申五大堂作料宣旨、送嚴久僧都許、

長保三年三月十八日

三二五

念覺ヲ圓明寺檢校ニ補ス

元慶寺五大堂作料宣旨



長保三年三月十八日

三二六

官牒

〔平松文書〕

○京都帝國大學所藏文書所收

太政官牒千光院

應永置阿闍梨伍口令修御願事

傳燈大法師位道算藤年五十七

傳、利遠藤年五十二

傳、康延藤年三十九

傳、康秀藤年三十九

傳、圓緣藤年三十九

狀修ノ奏  
僧延寂千  
光院ヲ建  
立ス

右得前大僧正法印大和尚位觀修今年正月十日奏狀稱千光院者法橋上人位延寂光孝仁和聖主在藩之時新造佛像構堂舍專修御祈□處也其後寬平法皇傳被遺誠爲師延寂弟子靜觀僧正造立御室受傳法灌頂法皇遷化之後延喜先帝同以靜觀僧正爲護權師了依件院奉書一切經安置法皇御室常燈佛供種々尊重其後社稷相繼九代于今而去正曆四年○正曆四年八月是月ノ條參看山上騷動之後四百餘日任僧悉以離散顯密法門御願一切經或交塵間或爲灰燼觀修僅招集纔僧勸誘觀修之懇念也彼正曆四年以來天下疾病飢饉連年不絕竊案智證大師遺誠明鑒揭焉觀修以非器之質忝昇過分之班其報朝恩非今何時乎望請被給官符件院永置五人阿闍梨今門徒離散之僧侶祈天長地久之

寶祚但五人阿闍梨有其闕之時依觀修門徒長者解文補之爲朝家爲山門是蒙皇恩酬皇恩之道也者（道長）左大臣宣奉勅依請者寺宜承知依宣行之牒、

長保三年三月十八日

從五位下行左大史小槻宿禰奉親牒

正四位下行右大辨兼大和權藤原朝臣（守説之）○本文書誤脱多シ今姑

〔叡岳要記〕

下 千光院 仁和天皇御願宇多天皇御灌頂之砌也延寂院主

建之阿闍梨五口靜觀僧正奏、

○念覺ヲ圓明寺阿闍梨ニ補スルコト等便宜合致ス、

直物小除目疾疫ニ依リテ僧綱等大極殿ニ於テ仁王經ヲ講ズ、

〔公卿補任〕

七 寬仁三年 參議正四位下藤經通（位實平上）三月廿八左少將

〔公卿補任〕

七 長元二年 參議正四位下藤重尹（長保）同三年三月日任左近權少

將

〔權記〕

二月廿二日甲子詣左府（道長）申○中略鹿島使等ノ事ヲ道行申爵事可奏

彈正親王家申故惠子女王京官三分給二人未補也（爲尊親王）其代依傍例可給榮爵

一人由令奏令奏

三月二日甲戌遣召陳泰朝臣仰藤原兼賴所進榮爵祈先進百疋殘可令辨申

長保三年三月十八日

三二七

故惠子女  
王御給  
京官三分

榮爵料



之由申云、爲承其案內所參也、即持來絹百疋、爲使惟弘奉送東院、件爵故惠子女王御給、正曆元二年料內官三分未給返上、申榮爵一人有裁許、仍求要望者之處、件朝臣傳大僧正云、兼賴申貢絹二百疋、申爵由、仍以百疋宛法食、日十僧布施、以百疋奉彼院也、

忠道ニ昇殿ヲ聽ス

九日、辛巳、○中略忠道朝臣昇殿、阿波權守奉仰之。

十六日、戊子、○中略此日奏昨日左大臣令奏、僧綱等申、來十八日於大極殿、爲消除疫病天下泰平、可轉讀般若妙典事、仰云、依請、左大臣目被仰右中辨參院、

內給

十八日、庚寅、候內、左大臣以下就大極殿、此日僧綱等講仁王經、僧八十餘口、朝講、東行香大臣以下、西殿上人、朝講了、大臣以下歸參內、左大臣被奏直物、仰云、

申文

令削改、次給公卿給院宮公卿給名替國替未給等文、又申、紀伊守者文、舊史別功、可

申文

定申、暫令奏申文三枚、致時朝臣、藤原兼能、道爲義、藤原能道、召左大臣於御前有除目、神祇大副卜部兼延、

道長行成ヲシテ中將ヲ兼テシメントス行成辭退

權大副大中臣輔親、侍從藤原兼貞、同忠經、同賴任、主稅允大部憲真、左近少將藤原重尹、經通、右近中將藤原成房、右兵衛佐藤原資平、少尉同賴孝、紀伊守源致時、依心神惱、除目了、休息宿所、○中略此日除目初間、丞相命曰、欲令兼中將、如何、申云、恩至也、但成房爲四位少將、一家間親昵者也、彼已受運、若行成有兼任

シテ藤原成房ニ讓ル

申充文

者、雖彼無所愁怨、以彼得理被任如何、丞相許諾給之、十九日、辛卯、自內退出、爲悅到中將宅、歸宅、中將爲慶來、此夕念源閣梨來談、廿五日、丁酉、○中略左丞相就陣、左大史貴重申文三枚之中、有所宛文、予候、

御厨子所別當

四月一日、壬寅、詣右府、下宣旨、又詣左府、傳申昨日宣旨等、敦兼爵五月十九日、庚寅、早朝與右中辨參左府、下奉宣旨、覽可覆奏文等、以藏人忠隆爲御厨子所別當之宣旨、

〔扶桑略記〕

二十七條 長保三年辛丑春月、○中略疫疾猖獗ノコトニカ

〔小右記目錄〕

五條 京官除目事 付直物 同三月十八日直物、次小除目事、

〔魚魯愚抄〕

五條 親王當年給事

脩子內親王

右自長保二年可預巡給

敦康親王

右自長保二年可預巡給

媯子內親王

長保三年三月十八日

脩子內親王御給

敦康親王御給

媯子內親王御給



長保三年三月十八日

右自當年可預巡給、

以前中納言正三位兼行太宰帥平朝臣惟仲宣奉勅宜依件預巡給、又自當年同遞別目一人、史生壹人者、

長保三年六月五日

外記兼美作權介滋野朝臣善言奉

〔源道濟集〕

長保三年三月日補之、藏人になりて侍りしに、秋南殿にて月を翫ひはへりて、

よそなりし雲のうにてみる時も秋の月にはあかすそ有ける

おなしころほひうへにて月をみて、

秋のよの月の心にしみぬれは身のうちさへそさやけかりける○外一略ス、

○圓明寺檢校ノコト、元慶寺五大堂作料宣旨ノコト、御厨子所別當ノコト、及ビ源道濟ヲ藏人ニ補スルコト等、便宜合致ス、

崇道天皇ノ大和安寺御在所及ビ淡路御在所等ヲ修復ス、

〔權記〕

三月十八日、庚寅、○中略、冷泉院臨時御又定申石清水臨時祭事、

波國御在所燒亡後未作、同仰國司、又諸國崇道天皇御稻倉等修填由、同可仰不可懈怠之由、仰左大臣（連長）奉親宿禰、

○疾疫ニ依リ、崇道天皇廟ニ於テ、千卷金剛般若經ヲ轉讀セシムルコト

諸國御稻倉ノ修填

源道濟ヲ藏人ニ補ス

ト、五月十九日ノ條ニ見ユ、

二十二日、午、甲石清水臨時祭、

〔日本紀略〕

院一條 三月廿二日、甲午、石清水臨時祭、

〔權記〕

二月廿一日、癸亥、○中略、冷泉院臨時御又定申石清水臨時祭事、

三月廿日、壬辰、試樂也、參内、罷出、

廿一日、癸巳、到（藤原成房）中將許、訪明日事、歸宅、入夜中將來、共參内、

廿二日、甲午、○中略此日石清水臨時祭也、成房中將爲使、自宿所出立也、仰時賴（藤原）

令儲酒食、藤相公被過間、早旦夜御帳前燈鑑、火燃落、俄騷動、卽撲滅、儼人陪從

等裝束、任例給之、已刻左大臣被參、此時有御禊、先垂東庇御簾、自南第三間敷

小筵二枚、（掃部寮）其上加神事御座、（候藏人所高麗）返燈爐綱、掃部寮鋪膝突二

枚於庭中、（西宮主座）內藏寮昇立御幣案二脚、置御幣四捧、（惣八）次主上御出、（獻）

御座定、（南面）次余與藏人辨朝經、供御祓物、宮司獻御麻、（子傳）返給之後就座、

使成房朝臣就座、（並南面）御馬引之、御禊了、撤御祓物、次御拜、使卽就案下、跪挾笏

執御幣立、御拜了、入御、使如初置幣執笏、還入藏人等撤御座、更立御倚子於同

間、（侍所御倚子、藏人所毯代等用之）掃部寮撤膝突鋪座如例、穀倉院給使以下饌、藏人所雜色

長保三年三月二十二日

三三一

定 試樂 祭使 御禊 出御 入御



長保三年三月二十三日 二十五日

三三二

以下役之、依人少、召加内藏允、穀倉院預、次出御、依仰使以下就座、一巡予勸孟、二巡左大臣以下如例、不給螺盃銅盞、自餘如例、右中辨同車見物、世間之作法冷淡、彌發無常之觀、歸宅、參院、相逢尋空君、

〔小右記目錄〕

臨時祭事 石清水 同三年三月廿二日、臨時祭事、

二十三日、乙未、東三條院、左大臣道長ノ第二御方違アラセラル、

〔權記〕三月十六日、戊子、參内、參左府、申云、夜夢想、奉爲女院有可慎給之、

由、參院

廿三日、乙未、參院、々此夕御左府、違方忌也、

廿四日、丙申、早朝院還御、

二十五日、丁酉、皇女御百日ノ儀ヲ行ハセラル、

〔權記〕三月廿五日、丁酉、女二宮御百ケ日、

〔榮花物語〕

七とリヘ野 上略、東三條院石山ニ詣テ給フコト、わかみや日にそへてうつくしうおはしまして、はひゐさらせ給て、御ねんすのさまた

けにおはしますに、いとわりなきわさかななど、もてあつかひ聞えさせ給ほどに、まことにうつくしういみしとおもひ聞えさせ給て、内にてたてま

つらせ給へれば、内もいとうつくしうあはれに思ひ聞えさせ給て、いたき奉らせたまひつゝありかせ給ふに、ならはせ給てわたらせたまへは、したひきこえさせ給ひてなかせ給ほども、いとうつくしう思ひきこえさせ給へり、院の今さらにかゝる人をあつけさせ給て、心とまる事と申させたまへは、さてあしうやはへる、つれづれにおほしめすに、かくまきれ侍れはと申させ給まゝに、御涙のうかはせ給を、院もいとあはれに見奉らせ給ふ、

○皇女御參内ノコト、便宜合致ス、御誕生ノコト及ビ東三條院迎へ取り給フコト、二年十二月十六日、御生母皇后崩御ノ條ニ見ユ、

二十八日、庚子、中宮及ビ東宮御讀經、又、疾疫ニ依リ、群臣ヲシテ、金剛壽命經一千卷ヲ書寫セシメ、大極殿ニ於テ、之ヲ轉讀セシム、

〔日本紀略〕院一條三月廿八日、庚子、於大極殿、請千口僧讀壽命經、依天下疾

疫也、扶桑略

〔權記〕三月十八日、庚寅、講ズルコト等ニカ、仁王經ヲ後聞、被定來廿八日於大

極殿可被行千口壽命經御讀經、充寺分、被奏左大臣、權左中辨、

廿五日、丁酉、左丞就陣、中略、陣申文ノコトニ收ム、又被定申臨時金剛

長保三年三月二十八日

三三三



日時勘文  
ヲ奏ス

新寫經ノ  
由來

道長不參  
東宮御讀  
經料

度者ヲ賜  
中宮御讀  
經料  
結願

長保三年三月二十八日

三三四

般若御讀經僧交名(藤原朝經)口(藤原成房)陰陽寮日時勘文、藏人辨奏之、料物米卅一石、余(行成)以信  
方所進內宛之、候宿、中將亦候、

廿八日、庚子、此日千口僧於大極殿、轉讀新寫金剛壽命經、爲攘疫病夭死之怖、  
依特(也)定增壽命之誓也、予得分五卷之中、手自書寫一卷、聊述事意、書其後、帝云、  
皇帝馭寓之十有六載也、自去冬及此春、都鄙疫疾、全命者少、越勅令三公九卿、  
群官百僚、新寫金剛壽命經一千卷、即使建辰之月二十八日、庚子、延龍象一千  
之衆於鳳闕大極之殿、轉讀之、供養之、昔釋尊爲一代之主也、爲一切有情說此  
經、今聖主爲万乘之尊也、爲一切衆生仰彼誓、其持一遍之功能、不可思議也、况  
轉千軸之妙力、有何疑殆乎、佛說無虛、叡慮必合衆望亦足矣、藏人頭右大辨藤  
原行成至心恭敬以書寫之、隨勅命也、詣左府覽之、今日不被參、依五體不具之  
穢也、參內、東宮御讀經發願也、參御前覽經、今日不斷金剛般若御讀經發願也、  
行事藏人辨、新物宛召米卅一石、余書寫之、天覽之後、參八省、千口御讀經也、行  
道、經殿東西廊龍尾道下小安殿北也、賜度者、使右近中將(藤原)實成朝臣、法用之後、  
參內、御讀經發願、及秉燭、又中將(宮力)御讀經始也、候陪膳、  
四月二日、癸卯、御讀經結願、(能子)申時、又中宮御讀經結願、(也力)六位藏人爲堂童子、(左)

所催(藤原正光)五位、卿行事、宮侍也

長保三年三月二十八日

三三五